

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月12日
【会社名】	日本風力開発株式会社
【英訳名】	Japan Wind Development Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塚脇 正幸
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目1番15号
【電話番号】	03(3519)7250(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 小田 耕太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目1番15号
【電話番号】	03(3519)7250(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 小田 耕太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第7回新株予約権) その他の者に対する割当 24,412,500円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,319,412,500円 (第8回新株予約権) その他の者に対する割当 17,500円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,424,517,500円
	(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）】

## (1)【募集の条件】

発行数	17,500個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	24,412,500円
発行価格	本新株予約権1個つき1,395円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年2月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本風力開発株式会社 管理本部 管理部
払込期日	平成26年2月28日
割当日	平成26年2月28日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店

- (注) 1. 第7回新株予約権証券（以下、文脈に応じて個別に又は第8回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）については、平成26年2月12日（水）開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の買取契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われなないこととなります。

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,750,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は本新株予約権1個あたり100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準          当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回る場合となる場合には、行使価額は下限行使価額とする。          「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同様とする。          「修正日」とは、各行使価額の修正につき、（注）7.に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。以下同様とする。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度          当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限          下限行使価額は、当社普通株式1株当たり407円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限          1,750,000株（発行済株式総数に対する割合は11.6%）</li> <li>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限          712,250,000円（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</li> <li>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>日本風力開発株式会社 普通株式（以下「当社普通株式」という。）          完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。          なお、単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式総数は、1,750,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初740円とする。但し、行使価額は本欄第2項に定める修正及び本欄第3項に定める調整を受ける。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、407円とする。但し、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \quad (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整される時を含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,295,000,000円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日から平成28年3月2日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 当社 管理本部 管理部</p> <p>2 取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,395円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,395円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしましたが、下記「(4) 本スキームの特徴 [他の資金調達方法との比較]」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々デメリットがある中で、割当予定先のグループ会社であるマッコーリーキャピタル証券会社より提案を受けた下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載のメリットがあることから、総合的に判断した結果、最適な資金調達方法であり、資金調達の実現性も最も高い手法であると判断いたしました。そのため、本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行により資金調達をしようとするものであります。

(1) 資金調達の目的

風力発電業界においては、導入促進のための補助金制度が見直しとなって以降、空白の3年間となっておりますが、平成24年7月1日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特措法」という。）が施行され、当社グループの風力発電所にも「再生可能エネルギー特措法」に基づく新しい買取価格が適用され各風力発電所の売電単価は同法の施行前と比べて約2倍に増加しております。

また、平成25年12月1日付で風力発電子会社6社を吸収合併し、当社の経営の健全化、資金繰りの安定化を図る経営計画を策定し、取引金融機関からは、借入金返済期限の延長等の金融支援を得ることができました。その結果、平成26年3月期第2四半期連結会計期間におきまして「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することができました。

当社を取り巻く経営環境は、足元において大きく改善しつつありますが、「再生可能エネルギー特措法」が施行されるまで、法案審議の過程が長期化したことやその間資金繰りの悪化等を余儀なくされた為、新規の風力発電所計画は平成22年度における風力発電所建設費用に対する補助金制度廃止以降ストップしている状況が続きました。

斯かる状況下、当社においては風力発電所建設候補地における風況観測、地元協議、自主アセスメント等を可能な範囲で進めてきた結果、経済産業省の設備認定を導入促進期間内に取得できる可能性があり、現在の買取価格（税込23.1円/kWh）の適用を受けられる見込みのある開発案件を相当規模有しております。

設備認定を取得できれば、現在の買取価格が適用され、20年間に亘る買取期間も保証されることから、長期間安定収益を生む売電事業を確保したことになります。この設備認定を取得した開発案件については、当社グループで売電事業を進める、他の企業との共同事業化、または開発案件を譲渡する等の選択により収益の拡大を図ることが出来ます。

また設備認定取得後は、風力発電所の建設工事の前段階として、測量調査、設計業務を実施し、評価書を作成した上、その評価書を公告・縦覧・閲覧して環境アセスメントを完了させる必要があります。このプロセスまで完了して、風力発電所の工事に着手できる状態となります。

本新株予約権の発行は、平成27年3月までに設備認定の取得が実現可能な開発案件を優先して進め、可能な限り環境アセスメントのプロセスを進めるための風力発電所開発資金として資金を調達することを目的としております。

他方で、当社は平成26年3月期第2四半期連結会計期間より「継続企業の前題に関する注記」の記載を解消することができたものの、経常的な損失を計上してきたことから手元流動性は低下しており、足元の運転資金を確保しておくことも課題となっております。

当社では「六ヶ所村風力発電所蓄電池増設による出力抑制事業」が平成25年8月に環境省の「平成24年度再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業」として事業費全額相当の補助金交付の決定を受けております。本件事業費用は約43億円の規模となりますが、事業費は補助金にて賄うものの、付随して発生する初期費用は自己負担となります。本新株予約権の発行の一部は、この初期費用の支払に必要な資金として調達いたします。

また、一部の稼働年数が経過した風力発電所においては、増速機の経年劣化等の原因により稼働率が低下している発電所も出てきております。各発電所の売電売上は「再生可能エネルギー特措法」に基づく新しい買取価格が適用され増収となっておりますが、平成26年3月期までは過去返済猶予を受けました約定返済元本の返済も上乘せして借入を返済していることから、足元の資金繰りはまだ余裕が無い状況にあります。よって本新株予約権の発行の一部は、増速器交換等の大規模修繕費用に充当し、早期に稼働率の改善を図り、収益の増大を図ります。

このように、保有する導入促進期間内に設備認定取得が可能な開発案件の実現に必要な開発への投資と足元においては手元流動性が低下している中、必要な運転資金及び発電所修繕資金を確保すべく当社にとって現時点で選択可能な様々な資金調達策を検討した結果、それらのうち最適な選択肢となる資金調達策として、このたびの新株予約権の発行を決議させていただくものです。

なお、当社は本新株予約権の発行に先立ちマッコーリー・バンク・リミテッドに対して、一定の前提条件の充足を条件として、以下に記載の概要にて発行価額の総額5億円の無担保普通社債（以下「本社債」といいます。）を発行することを予定しています。当社と本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）の間で締結される予定の社債買取契約（以下「社債買取契約」といいます。）において、本社債権者は、いつでも本社債の元本の全部又は一部の期限前償還を求めるとされています。そのため、本新株予約権が行使された場合でも、同時に本社債の元本の償還が求められた場合には、その範囲で、本新株予約権の行使金額は、本社債の償還に用いられる可能性があります。しかしながら、本新株予約権は、将来の当社の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなる又は当初想定額を下回る可能性があります。本社債を発行することにより、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達がアップフロントで可能となるという意味があります。

## （本社債の概要）

1.	名称	日本風力開発株式会社 第6回無担保社債
2.	社債の総額	金5億円
3.	各社債の金額	金1,250万円
4.	払込期日	平成26年2月21日
5.	償還期日	平成28年2月20日
6.	利率	年2.5%
7.	発行価額	額面100円につき金100円
8.	償還価額	額面100円につき金100円
9.	償還方法	満期一括償還 但し、本社債権者は、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを、当社に対して請求することが可能です。そのため、マッコーリー・バンク・リミテッドが本新株予約権を行使すると同時に、本社債の償還を求めた場合には、本新株予約権による調達資金額が、社債償還のために支払われる可能性があります。また当社からも、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを請求することができます。
10.	利払方法	年4回
11.	総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド

## (2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。また、上記(1)記載のとおり、本新株予約権の発行に先立ち、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドに対して無担保社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定されていますが、平成26年2月28日以降、当社が、当社取締役会の決議により、各回号の本新株予約権を行使価額固定から行使価額修正条項に転換した場合には、転換後の行使価額の修正条項に基づき、行使価額の修正が行われます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。また、社債買取契約には、当社は、本社債の発行後3ヶ月以内に、自己資金、本新株予約権の行使又はその他の資金調達により本社債全部を償還できない場合で、以降各取引日に先立つ5取引日（VWAPのない日を除く。）の東京証券取引所における本株式の取引所売買高加重平均価格（VWAP）の日次平均が第7回号の本新株予約権に係る当初行使価額（すなわち、本新株予約権のうち最も低い当初行使価額をいう。）の102%を下回ったときは、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に従い、直ちに（但し、3営業日以内とする。）、全ての（又は、(i) 下限行使価額に残存する本新株予約権の対象となる株式数を乗じた金額の総合計額が、(ii) 残存する本社債の元本及び本社債の予定償還日（同日を含む。）までに発生する経過利息の合計額を超える金額に至るまでの1つ又は複数の）回号の本新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換するものとする規定されており、かかる場合には、当社は本新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換します。なお、現時点において、本社債全部の償還原資は確保できておりません。

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、取得する本新株予約権の決定は、抽選その他の合理的な方法により行います。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しません。

第7回新株予約権及び第8回新株予約権が全て行使された場合の交付株式数は3,500,000株となり、当社の発行済株式総数15,046,500株を分母とする希薄化率は23.3%となる見込みです。

(3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには下記「(4)本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]がありますが、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、下記「(4)本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した資金調達が実現できず、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームには、以下に記載するメリットがあるほか、本社債の発行により5億円をアップフロントで調達でき、それにより、導入促進期間内となる平成27年3月までに設備認定の取得が可能な開発案件の促進が可能となり、設備認定を取得した開発案件は、収益機会の拡大を実現するとともに、財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

[メリット]

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、1,750,000株(第7回及び第8回の合計で3,500,000株)で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

行使価額修正条項・選択権

上記「(2)(新株予約権の内容等)新株予約権の行使時の払込金額」に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額の修正を開始することが可能です。また、2つの行使価額を設定することで、株価上昇の機を捉えた資金調達が可能にする一方、行使価額の修正選択権(但し、上記「(2)資金調達方法の概要」に記載の社債買取契約の条件に従って、行使価額修正条項付新株予約権に転換する義務を負う場合があります。)を併せ持つことにより、当初の目標株価であった当初行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には、下記「行使時期の指定」に記載のとおり当社が割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を適宜設定しつつ行使価額の修正を開始することで、資本調達額を増額できます。他方、当初行使価額を下回って株価が推移している状態であっても、当社の判断で行使価額の修正を開始することにより、緊急の又は機動的な資金ニーズに対して対応することが可能となります。なお、行使価額の下修正については、下限が定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下修正に歯止めが掛かる仕組みとなっています。

#### 行使時期の指定

下記（注）3．に記載のとおり、本買取契約（下記「（注）3．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に定義します。）に基づき、当社は、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を2回まで定めることができます。これによって当社は、株価が当初の行使価額を大幅に上回って上昇した場合には、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間を適宜設定しつつ、当社の判断で、行使価額の修正を開始することができることとなります。また、下記「行使指示条項」記載のとおり、当社の請求により、割当予定先による本新株予約権の行使を義務づけることができます。これによって当社は、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、かつ、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

#### 株式購入保証

本買取契約において、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合で当社が要求したときは、割当予定先は、20取引日（「株式購入保証期間」）以内に150,000,000円相当額の行使を行うこととされています。割当予定先は一度に又は複数回に分けて新株予約権を行使することができます。

また、同契約において、当社が要求した場合には、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、さらに、当初の株式購入保証期間を含む3連続株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当の行使を行うものとされています。なお、複数の回号が同時に行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合は、株式購入保証期間は1つの回号の本新株予約権のみに設定され、株式購入保証期間中に他の回号の本新株予約権が行使価額固定から行使価額修正条項に転換された場合は、当該他の回号の本新株予約権について株式購入保証期間は設定できません。また、上記の各20取引日の期間は下記のいずれかの条件を充足した場合は当該条件が継続する限り、中断され、かかる期間中、割当予定先は本新株予約権を行使する義務を負わないこととなります。

- ・東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、当該本行使価額修正条項付新株予約権の下限行使価額に1.1を乗じた額未満である場合
- ・東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値の90%以下である場合
- ・いずれかの10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成26年2月12日（なお、同日は含まない。）に先立つ10連続取引日間の当社の普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高の45%を下回っている場合

上記の各株式購入保証期間は、これらの条件を全て充足しなくなった取引日の翌取引日から再開します。

上記のように、本新株予約権の回号毎に、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項に転換された場合で、当社は当社が要求したときには、1回の株式購入保証期間において、150,000,000円の資金調達を行うことができ、さらに、当社が要求した場合には、当初の株式購入保証期間を含み3回の株式購入保証期間を上限として、各株式購入保証期間毎に150,000,000円、総額450,000,000円までの資金調達を受けられることとなります。但し、行使価額修正条項に転換された回号の本新株予約権の残存個数の範囲内での行使が上限となります。そのため残存個数の行使による資金調達可能額が、各株式購入保証期間毎に150,000,000円相当額又は総額で450,000,000円相当額に満たない場合はこの限りではありません。

## 行使指示条項

当社は、以下を含む一定の条件に従い、割当予定先に対し、本新株予約権を行使するよう指示できるものとし、この場合、割当予定先は、行使指示が割当予定先に到達した日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のいずれか短い期間に、指定された数の本新株予約権を1回又は複数回に分けて行使するものとされています。

- ・ 1回の行使指示において指示が可能な本新株予約権の数は行使上限数を超えないものとする。行使上限数は、以下により算出されるいずれか低い数とする。
  - ( ) 2億円を、行使指示の対象となる本新株予約権の行使価額の総額で除した数(但し、小数点以下は切り捨てる。)
  - ( ) 当該行使指示が割当予定先に到達した日に先立つ5連続取引日間又は60連続取引日における一日平均売買高(ブルームバーグの公表した売買高に基づき算出する。)の50%のいずれか少ない株数を対象とする数
- ・ 行使価額固定新株予約権の場合 - 当該行使指示が割当予定先に到達した日に先立つ3連続取引日間の当社の株価の終値が固定行使価額を少なくとも10%を上回ること
- ・ 行使価額修正条項付新株予約権(転換後)の場合 - 当該行使指示が割当予定先に到達した日に先立つ3連続取引日間の当社の株価の終値が下限行使価額を少なくとも10%上回ること
- ・ 本新株予約権の行使により割当予定先が保有することとなる当社普通株式の議決権数が当社の議決権数の5%を超えないこと
- ・ 当該行使指示は、割当予定先の直前の行使又は直前に当社が行使指示を行った日のいずれか遅い日を初日として10取引日が経過していること

## 〔デメリット〕

当初資本調達額が限定的

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回り、当社が行使価額を修正しない場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、当社が行使価額を修正した場合においても、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、割当予定先が本買取契約に定められた取得請求権（１）を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

不特定多数の投資家へのアクセスへの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募るといった点において限界があります。

（１）取得請求権

本買取契約には、いずれかの取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して平成26年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の45%（333円）（但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとします。）を下回った場合、いずれかの10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成26年2月12日に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとします。）の45%を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合又は東京証券取引所における当社の普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができ、当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得する旨の取得請求権が定められます。

## 〔他の資金調達方法との比較〕

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、第三者割当増資、株主割当等の資金調達方法を検討いたしました。当社は風力発電事業における補助金制度が廃止となった平成22年3月期以降経常的な損失が続く財政状況は悪化しており、取引金融機関に対しては返済の履行が困難なことから、返済猶予を求め金融支援を得てまいりました。平成24年7月1日に「再生可能エネルギー特措法」が施行され風力発電所の売電単価は約2倍に増加し、平成26年3月期決算より黒字化の目途がつかいましたが、現時点においては新規の借入は困難な状況であります。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにおいては、行使率及びその結果としての資金調達額が不透明であること

といったデメリットがあるため、同様に資金調達方法の候補から除外しております。第三者割当方式での新株式の発行では、短期間で当社の求める資金調達時期に当社の求める株価水準で割当先となる適切な投資家を見つけることが困難であると判断しております。また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。なお、当社は、上記の通り、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して本新株予約権の発行に先行し社債買取契約を締結し社債を発行することを予定しており、本新株予約権による資金調達に先立って、本新株予約権の発行日の1週間前の日以降の日にアップフロントで資金調達を行うことができます。さらに、行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。行使価額修正条項付に転換後のディスカウント率は、特に行使価額修正条項付に転換された場合にはその後の本新株予約権の行使の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予定先との協議を踏まえ10%といたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結いたします。

- (1) 当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」といいます。)を全ての回号の本新株予約権を通じて2回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。
- (2) 当社は、行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日(当日を除く。)までの期間中、割当予定先に対して書面にて、本買取契約に定められた条件が全て充足されている旨を誓約し、行使すべき本新株予約権の数を指定した上で、対象となる本新株予約権の行使を請求することができ(以下「本件行使指示」といいます。)、割当予定先は、本件行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と合意した取引日のどちらか短い期間(以下「行使義務期間」といいます。)に、指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消すことはできません。なお、政府、所轄官庁、規制当局(日本国外における同様の規制等当局を含む。)、裁判所若しくは金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、又は割当予定先が法令、諸規則若しくは金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合には、行使義務期間は延長されます。
- (3) 割当予定先は、本新株予約権の回号毎に、ある回号が行使価額固定から行使価額修正条項付に転換された場合で、当社が要求したときは、3連続株式購入保証期間を上限に、各株式購入保証期間毎に、150,000,000円分に相当する数の当該本新株予約権を、一回で又は複数回に分けて行使します。なお、前記「(注)1.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由(4)本スキームの特徴 [メリット] の「株式購入保証」に記載された株式購入保証期間の中断事由が生じた場合には、当該期間は中断され、その期間、株式購入保証期間が延長されることとなります。
- (4) 当社と割当予定先は、本買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権その他のMSCB等(東京証券取引所が定める有価証券上場規程施行規則第411条に定義されるMSCB等をいいます。)のいずれか又は複数の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を行わせない旨その他の同施行規則第436条第4項に規定する内容を定めます。

- (5) 本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことに合意しています。但し、当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。)を除きます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に効力が発生する。
8. 株券の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
9. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】  
該当事項はありません。

## 2【新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	17,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	17,500円
発行価格	本新株予約権1個つき1円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年2月28日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本風力開発株式会社 管理本部 管理部
払込期日	平成26年2月28日
割当日	平成26年2月28日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店

- (注) 1. 第8回新株予約権証券(以下、文脈に応じて個別に又は第7回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成26年2月12日(水)開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の買取契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われないこととなります。

## （２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は1,750,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準          当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額（本欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回る場合となる場合には、行使価額は下限行使価額とする。          「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同様とする。          「修正日」とは、各行使価額の修正につき、（注）7.に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日）をいう。以下同様とする。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度          当社が本欄第2項に定める取締役会決議をした旨を本新株予約権者に通知した日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使の際に同項に記載の条件に該当する都度、行使価額は修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限          下限行使価額は、当社普通株式1株当たり407円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限          1,750,000株（発行済株式総数に対する割合は11.6%）</li> <li>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限          712,250,000円（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</li> <li>7. 本新株予約権には、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社が、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が設けられている（詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>日本風力開発株式会社 普通株式（以下「当社普通株式」という。）          完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。          なお、単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式総数は、1,750,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初814円とする。但し、行使価額は本欄第2項に定める修正及び本欄第3項に定める調整を受ける。</p> <p>2. 行使価額の修正</p> <p>当社は、平成26年2月28日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、407円とする。但し、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

調整前行使価額により

(調整前行使価額 - 調整後行使価額) × 当該期間内に交付された株式数

株式数 = 
$$\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整される時を含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,424,500,000円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項によって調整が行われることがある。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日から平成28年3月2日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 当社 管理本部 管理部</p> <p>2 取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新丸の内支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」に対する（注）1．をご参照ください。

2．企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

前記「1 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」に対する（注）3．をご参照ください。

4．当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5．当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

6．その他投資者の保護を図るために必要な事項

該当事項はありません。

#### 7. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に効力が発生する。

#### 8. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

#### 9. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

#### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,743,930,000	141,372,000円	2,602,558,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額（第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計24,430,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であり、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の合計2,719,500,000円）を合算した金額であります。

	発行に際して払い込まれる金額の総額 （円）	行使に際して出資される財産の価額の合 計額（円）
第7回新株予約権	24,412,500	1,295,000,000
第8回新株予約権	17,500	1,424,500,000
合計	24,430,000	2,719,500,000

2. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。なお、当社は本新株予約権の発行に先立ちマッコーリー・バンク・リミテッドに対して、一定の前提条件の充足を条件として、本社債を発行することを予定しています。当社と本社債の社債権者間で締結される予定の社債買取契約において、本社債権者は、遅くとも5営業日前までの通知をもって、本社債の全部又は一部及び償還日までに発生する利息を加算した金額を期限前に償還することを求めることができるとされています。かかる請求がなされた場合、本新株予約権の行使金額は、本社債の償還に用いられるため、その時点での実質的な調達額は増加しないこととなります。本社債は、当社の株価動向により行使の不確実性がある本新株予約権の行使による資金調達を待たずに割当予定先からアップフロントで資金調達を行えるものであり、社債調達資金を先んじて当社の事業資金に充当し、当社の業績及び企業価値の向上に資することを可能とするものであることから、当社にとってメリットがあると考えております。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、アドバイザー費用（本新株予約権の行使により、当社へ割当先のマッコーリー・バンク・リミテッドから入金された金額に4%を乗じて計算した金額を株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに支払います）、信託銀行費用、登録免許税等の合計額であります。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
本社償還資金 (参考：本社債の資金使途)	500百万円	平成26年3月～平成28年2月20日
風力発電所開発のための子会社への貸付資金 (平成25年度実施の環境調査費用支払)	210百万円	平成26年2月～平成26年3月
六ヶ所村風力発電所補助金事業に係る初期費用	290百万円	平成26年5月～平成26年6月
風力発電所開発のための子会社への貸付資金 (内訳)	1,522百万円	平成26年3月～平成28年3月
北海道地区（6案件）	610百万円	
東北地区（7案件）	603百万円	
中部地区（1案件）	83百万円	
九州地区（2案件）	226百万円	
発電所修繕資金 (内訳)	580百万円	平成26年3月～平成28年3月
東北地区発電設備の修繕費用	230百万円	
山陰地区発電設備の修繕費用	350百万円	

- (注) 1. 上記の金額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
2. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。
3. 割当予定先と定める契約により、社債発行から3ヶ月が経過した時点で、本新株予約権の行使による資金調達以外の方法で、償還資金が確保できていなければ、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債の償還資金として最も優先的に使用されます。本社債500百万円の内、210百万円は平成25年度に必要な風力発電所開発資金に優先して充当するため、子会社に貸付いたします。また、上記手取金の使途のうち、風力発電所開発のための子会社への貸付資金と発電所修繕資金については、優先順位をつけておりませんが、資金の使用時期等については、その時点の当社を取り巻く事業環境や業務上の必要性を勘案し、適切に判断していく予定です。

## 風力発電所開発のための子会社への貸付資金

風力発電業界においては、導入促進のための補助金制度が見直しとなって以降、平成24年7月1日に再生可能エネルギー特措法が施行される間の3年間は、先行きが不透明な中、新規の風力発電所開発計画を進めることは困難な状況でありました。当社は、斯かる状況下においても、風力発電所建設候補地における風況観測、地元協議、自主アセスメント等を可能な範囲で進めてきた結果、経済産業省の設備認定を導入促進期間内に取得できる可能性があり、現在の買取価格（税込23.1円/kWh）の適用を受けられる見込みのある開発案件を相当規模有しております。

導入促進期間内となる平成27年3月までに設備認定の取得が可能な開発案件として、北海道・東北地方を中心に約385メガワットの容量を計画しており、開発を進めております。設備認定を取得するまでには、環境アセスメントで定められている環境調査を進めて行く必要があります。また、設備認定取得後は、風力発電所建設までの準備として測量調査、設計業務を実施し評価書を作成する等の業務が必要となるため、これら風力発電所の建設工事の前段階までの開発資金を調達する必要があります。

設備認定を取得し、現在の買取価格の適用が確定すれば、20年間に亘る買取期間も保証されることから、長期間安定収益を生む売電事業を確保したことになります。この設備認定を取得した開発案件については、当社グループで売電事業を進める、他の企業との共同事業化、または開発案件を譲渡する等の選択により収益の拡大を図ることが出来ます。

また、設備認定取得後は風力発電所の建設工事の前段階として、測量調査、設計業務を実施し、評価書を作成した上、その評価書を公告・縦覧・閲覧して環境アセスメントを完了させる必要があります。このプロセスまで完了して、風力発電所の工事に着手できる状態となります。

本新株予約権の発行は、平成27年3月までに設備認定の取得が実現可能な開発案件を優先して進め、可能な限り環境アセスメントのプロセスを進める為の風力発電所開発資金として資金を調達することを目的としております。

開発案件は、平成25年11月20日付「開発資産の売却等（事業譲渡契約の締結）に関するお知らせ」の通り、当社100%子会社となる風力開発株式会社（以下、「開発会社」といいます。）に譲渡しております。よって、調達しました資金は、開発会社に資金を貸付け、設備認定取得及び風力発電所の建設を目指す16案件の開発費用を支払う予定です。

導入促進期間内に設備認定を取得した開発案件は、収益機会の拡大を実現するとともに、財務基盤の安定に資するものと見込んでおり、本新株予約権の発行により資金調達を図り、開発を促進してまいります。

設備認定取得の要件となっている季節毎に実施する環境調査については、平成25年度内に完了させる必要があることから、本社債によりアップフロントで調達した資金は、平成25年度実施の環境調査費用支払に充ちたいします。

また、本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達が出来なかった場合には、開発計画の見直しを図ると共に必要に応じて新たな資金調達の方法の検討を図る予定であります。

#### 六ヶ所村風力発電所補助金事業に係る初期費用

当社は平成26年3月期第2四半期連結会計期間におきまして「継続企業の前提に関する注記」の記載を解消することができたものの、経常的な損失を計上してきたことから手元流動性は低下しており、足元の運転資金を確保しておくことも課題となっております。

当社では「六ヶ所村風力発電所蓄電池増設による出力抑制事業」が平成25年8月に環境省の「平成24年度再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業」として事業費全額相当の補助金交付の決定を受けております。本件事業費用は約43億円の規模となりますが、事業費は補助金にて賄うものの、付随して発生する初期費用（過去の取引で利益が生じるなどして、補助金の対象とならない部分）は自己負担となります。本新株予約権の発行の一部は、この初期費用の支払に必要な資金として調達いたします。

この支払は平成26年5月から平成26年6月を予定しておりますが、アップフロントで確実に資金調達できる本社債の一部によって支払います。

#### 発電所修繕資金

一部の稼働年数が経過した風力発電所においては、増速機の経年劣化等の原因により稼働率が低下している発電所も出てきております。各発電所の売電売上は「再生可能エネルギー特措法」に基づく新しい買取価格が適用され増収となっておりますが、平成26年3月期までは過去返済猶予を受けた約定返済元本の返済も上乘せして借入を返済していることから、足元の資金繰りはまだ余裕が無い状況にあります。よって本新株予約権の発行の一部は、増速器交換等の大規模修繕費用に充当し、早期に稼働率の改善を図り、収益の増大を図ります。

本新株予約権の行使状況により想定どおり資金調達が出来なかった場合には、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを図ると共に、必要に応じて新たな資金調達の方法の検討を図る予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 本店所在地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
(4) 代表者の役職・氏名	会長 H.K.マッキャン (H.K. McCann) CEO G.C.ワード (G.C.Ward)
(5) 事業内容	商業銀行
(6) 資本金	A\$ 8,152 million (平成25年3月31日現在)
(7) 主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

##### c. 割当予定先の選定理由

上記資金調達のために記載の事業計画を迅速に実行するためには、当該目的の実現に十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

しかしながら、当社を取り巻く現在の経営環境及び当社の財政状態に鑑み、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達は厳しい状況にあります。

経営基盤の安定及び業容拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況を勘案いたしますと、これらに要する資金を機動的に調達できる手段としては、第三者割当の方法が最善の手段であると判断し、割当先を選定するため複数の投資家と交渉してまいりました。

その中で、外資系金融機関を引受先としたエクイティファイナンスの実行をアレンジする株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区東麻布一丁目7番7号 代表取締役社長 小幡 治）より割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド及びマッコーリーキャピタル証券会社の紹介を受け、当社の資金調達及び資本増強手段として、当社に本新株予約権の発行を提案してまいりました。

なお、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッド (Level2, No.1, Martin Place, Sydney NSW2000, Australia 会長 H.K.マッキャン(H.K. McCann) )とマッコーリーキャピタル証券会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート 日本における代表者 尾関 正俊）との関係は、互いに資本関係等はないものの、両社ともマッコーリー・グループ・リミテッド（オーストラリア証券取引所（ASX）に上場）の完全子会社であり、本件において、マッコーリーキャピタル証券会社はマッコーリー・バンク・リミテッドの代理人となっております。当社はマッコーリー・バンク・リミテッド及びマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との面談を通じて、当社の資金需要等の説明を行い、協議を重ねた結果、世界各地に拠点を構えグローバルに業務を展開しており、日本国内の上場会社16社に対して投資実績のある割当予定先の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で交渉を行うこととなりました。資金調達に関しては、当社役員が種々の会社からご提案をいただいておりますが、割当予定先及びそのグループ会社であるマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との協議を進め検討した結果、割当予定先の株式を100%所有するマッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの所有者であるマッコーリー・グループ・リミテッドは、同社のホームページによると、1969年の創業以来40年以上にわたり、銀行業務、資金調達、M&Aアドバイザー、投資業務、資産運用などの各種金融サービスを世界28カ国で展開し、世界で上位50社に数えられる資産運用機関として13,600名を超える社員を有するマッコーリー・グループの持株会社としてオーストラリア証券取引所（ASX）に上場しており、オーストラリアの大手金融機関であり社会的な信頼が大きいこと、また割当予定先が日本において既に多くの投資実績（日本国内の上場会社16社

に対する投資実績)を残しており、本件に関する豊富なノウハウを持ち合わせていることから、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先として選定するに至りました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

マッコーリー・バンク・リミテッド：新株予約権の目的である株式の総数 3,500,000株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。なお、当社役員と割当予定先の代理人であるマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを確認しております。また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限する旨を本買取契約にて規定する予定です。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、

割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本買取契約により合意します。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドについて2012年度のアニュアルレポート(豪州の2001年会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料で、2013年3月31日現在の現金及び現金同等物はA\$9,500million(円換算額:933,470百万円))を確認しており、本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーフワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーフワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の代理人であるマッコーリーキャピタル証券会社の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本発行要項及びマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社ブルーラス・コンサルティング）に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使期間中に行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等を考慮し、また本スキームにおける取得条項及び行使価額修正条項・選択権に関して、当社の資金調達需要等に関して、3ヶ月以内に当社が本社債の償還をできない場合、本新株予約権を行使価額修正条項付新株予約権に転換する等の一定の前提に基づき、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を、第7回新株予約権は1,395円、第8回新株予約権は1円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成26年2月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の、第7回新株予約権は100%、第8回新株予約権は110%に相当する額とするとともに、行使期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は緊急の資金需要が発生したときのために、当社が行使価額修正に関する選択権を保有するものとし、当該修正に係るディスカウント率は、当社株式の株価動向等を勘案した上で、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役2名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、上記算定根拠に不合理な点は見受けられず、有利発行に該当しない旨の意見の表明を得ております。当該意見表明は、第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、行使期間、株価変動性、金利等の諸条件が考慮されていること、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されていること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は3,500,000株（議決権数35,000個）であり、平成26年2月12日現在の当社発行済株式総数15,046,500株（議決権数150,452個）を分母とする希薄化率は23.3%（議決権の総数に対する割合は23.3%）に相当します。

しかしながら、本新株予約権は原則として当初の固定された行使価額で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述のとおり風力発電所の開発資金に充当いたします。対象とする開発案件は、いずれも導入促進期間内に設備認定が取得でき、現状の買取価格が適用される見込みが高い案件であることから、この有利な投資機会を失うことなく、将来の収益に寄与し企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的な収益力の増大が期待されます。また、調達した資金は、発電所修繕資金に充当し、風車故障を早い段階で復旧させることにより、発電所の稼働率の向上による売電収入の増加が期待できます。これらの期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

また、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計3,500,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は248,532株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社が資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であるため、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、発行数量の規模も合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
マッコーリー・バンク・ リミテッド	Level2, No.1, Martin Place, Sydney NSW2000, Australia	-	-	3,500,000	18.87%
株式会社西島製作所	大阪府高槻市宮田町1丁目1-8	631,000	4.19%	631,000	3.40%
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目 1-1	600,000	3.98%	600,000	3.24%
株式会社日本製鋼所	東京都品川区大崎1丁目11-1	333,500	2.21%	333,500	1.80%
前田建設工業株式会社	東京都千代田区猿楽町2丁目 8-8	324,000	2.15%	324,000	1.75%
鬼頭 萬太郎	東京都世田谷区	216,200	1.43%	216,200	1.17%
塚脇 正幸	東京都千代田区	207,500	1.37%	207,500	1.12%
三井造船株式会社	東京都中央区築地5丁目6-4	200,000	1.32%	200,000	1.08%
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8-33	180,000	1.19%	180,000	0.97%
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティアー ジャ スデックアカウント	東京都千代田区丸の内2丁目 7-1	158,900	1.05%	158,900	0.86%
計		2,851,100	18.95%	6,351,100	34.25%

(注) 1 所有株式数は、平成25年9月30日時点の株主名簿を基礎として、平成25年10月1日に普通株式1株につき100株の割合で行われた株式分割の影響を加味して作成しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。



#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高 (千円)	4,592,669	5,112,898	5,246,797	5,986,994	6,283,451
経常損失 ( ) (千円)	404,153	2,406,956	3,626,702	2,538,031	1,299,034
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	1,635,894	2,394,741	5,696,288	5,506,353	3,862,070
包括利益 (千円)	-	-	6,664,142	5,692,560	4,210,428
純資産額 (千円)	14,034,158	20,059,285	13,512,366	7,850,275	12,049,649
総資産額 (千円)	71,710,243	101,001,407	83,969,671	73,837,447	60,714,701
1株当たり純資産額 (円)	108,666.26	111,688.84	69,303.63	32,229.60	60,048.43
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	13,376.52	17,763.96	37,951.22	36,638.92	25,676.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	25,675.42
自己資本比率 (%)	19.2	16.6	12.4	6.6	14.9
自己資本利益率 (%)	13.30	15.68	41.94	72.23	55.66
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	4.6
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	121,600	1,228,224	1,920,225	1,978,491	897,114
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,331,637	12,558,848	2,647,684	2,529,963	4,207,924
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,912,392	13,092,190	4,864,836	906,065	4,446,515
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,843,898	3,144,931	2,842,053	3,195,582	3,856,523
従業員数 (人)	119	133	130	126	127

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第10期、第11期、第12期及び第13期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 過去の開示書類の点検を行った結果、第12期のその他の包括利益の計上額に誤謬があったことが判明したため、過年度決算の訂正を行い、平成24年5月14日に有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。このため、第12期の包括利益については、当該訂正を反映した後の数値を記載しております。
- 過年度決算の訂正により第10期の売上を取り消したことに伴って、平成25年4月19日に第10期に係る有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。また、この訂正に伴い、第11期、第12期及び第13期の決算の訂正も行い、平成25年5月15日に有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。これらの訂正を反映した後の数値を記載しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高 (千円)	2,582,871	2,059,519	1,250,457	765,885	605,873
経常利益又は経常損失 (千円)	503,495	1,113,719	1,871,205	3,245,681	411,913
当期純利益又は当期純損失 (千円)	765,091	1,071,099	5,672,379	4,722,614	3,225,942
資本金 (千円)	7,121,548	9,866,185	9,866,185	9,905,158	9,917,438
発行済株式総数 (株)	126,832	150,095	150,095	150,305	150,445
純資産額 (千円)	15,779,001	20,202,563	14,442,961	9,638,008	12,830,538
総資産額 (千円)	26,973,422	58,292,442	39,403,000	33,692,905	33,190,153
1株当たり純資産額 (円)	123,286.63	133,033.21	93,979.18	62,167.87	83,634.99
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	2,000 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	6,256.06	7,945.31	37,791.93	31,423.97	21,447.52
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	21,446.38
自己資本比率 (%)	58.0	34.2	35.8	27.7	37.9
自己資本利益率 (%)	5.59	6.02	33.30	40.28	26.67
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	5.47
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	60	56	50	45	42

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 第10期、第11期、第12期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第10期、第11期、第12期及び第13期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 過年度決算の訂正により第10期の売上を取り消したことに伴って、平成25年4月19日に第10期に係る有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。また、この訂正に伴い、第11期、第12期及び第13期の決算の訂正も行い、平成25年5月15日に有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。これらの訂正を反映した後の数値を記載しております。
- 第10期の配当性向については、1株当たり当期純損失であるため、第11期、第12期及び第13期の配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。  
第14期の配当性向については、配当を実施しないため記載しておりません。

## 2【沿革】

平成11年7月	東京都港区西新橋において、風力発電所の開発及び風力発電による売電事業を展開することを目的として設立
平成12年9月	JWD Europe Ltd.(現・連結子会社EOS Energy Limited.)、JWD Rees Windpark GmbH(現・連結子会社)設立
平成12年10月	本社を、東京都港区西新橋1丁目6番14号に移転
平成12年12月	東北地区での風力発電所開発を行うため青森営業所開設
平成12年12月	銚子屏風ヶ浦風力開発株式会社設立(現・連結子会社)
平成13年2月	JWD Rees Windpark GmbH(現・連結子会社)において、売電事業開始
平成13年6月	JWD Till-Moyland Windpark GmbH(現・連結子会社)設立及び売電事業開始
平成13年7月	千葉県内での風力発電所開発を行うため、千葉営業所開設
平成13年8月	六ヶ所村風力開発株式会社設立
平成13年9月	銚子屏風ヶ浦風力開発株式会社の第1号風力発電所完成、売電事業開始
平成13年9月	風力発電所の保守管理運営会社として、イオスサービス株式会社設立(現・連結子会社イオスエンジニアリング&サービス株式会社)
平成13年11月	青森県上北郡六ヶ所村に六ヶ所村事業所を開設
平成14年4月	北九州響灘地区での風力発電所の運営を目的とした株式会社エヌエスウインドパワーひびきへ出資
平成14年9月	九州地区での風力発電所開発を行うため、九州営業所開設
平成14年9月	銚子風力開発株式会社設立
平成14年9月	銚子小浜風力開発株式会社設立
平成15年1月	渥美風力開発株式会社設立
平成15年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成15年7月	肥前風力発電株式会社設立
平成15年9月	株式会社MJウインドパワー市原設立(現・連結子会社)
平成15年9月	二又風力開発株式会社設立(現・連結子会社)
平成15年10月	本社を東京都港区新橋2丁目5番5号に移転
平成16年3月	館山風力開発株式会社設立
平成16年5月	三浦ウインドパーク株式会社設立
平成16年6月	大山ウインドファーム株式会社設立
平成16年8月	鴨川風力開発株式会社設立(現・連結子会社南房総風力開発株式会社)
平成16年10月	MITOS Windpark GmbH設立(現・連結子会社)
平成17年7月	木更津風力開発株式会社設立(現・連結子会社イオスエナジーマネジメント株式会社)
平成17年7月	琴浦ウインドファーム株式会社設立
平成17年7月	珠洲風力開発株式会社設立
平成18年8月	平生風力開発株式会社設立
平成19年2月	由良風力開発株式会社設立
平成19年5月	江差風力開発株式会社設立
平成20年1月	琴浦ウインドファーム株式会社を吸収合併し、同社本社に琴浦営業所を開設
平成20年3月	経済産業省へ「特定規模電気事業開始届出書」を提出
平成20年4月	銚子屏風ヶ浦風力開発株式会社が銚子小浜風力開発株式会社を吸収合併
平成20年5月	青森県上北郡六ヶ所村において、蓄電池併設型大規模風力発電所の試運転を開始
平成20年6月	静岡県掛川市に掛川事業所を開設
平成20年9月	胎内風力開発株式会社設立(現・連結子会社)
平成21年1月	株式会社えりも風力発電研究所の株式を取得し子会社化、商号をえりも風力開発株式会社
平成21年4月	鴨川風力開発株式会社が館山風力開発株式会社を吸収合併し、商号を南房総風力開発株式会社に変更

平成21年6月 銭函風力開発株式会社設立(現・連結子会社)

平成21年6月 木更津風力会社株式会社の商号をイオスエナジーマネジメント株式会社に変更(現・連結子会社)

平成21年6月 イオスエナジーマネジメント株式会社が株式会社ハネリユーコーポレーションより電力管理システム事業を譲受け

平成21年10月 イオスサービス株式会社の商号をイオスエンジニアリング&サービス株式会社(現・連結子会社)に変更

平成21年11月 松前風力開発株式会社設立(現・連結子会社)

平成21年11月 吹越台地風力開発株式会社設立(現・連結子会社)

平成22年2月 EOS Energy Singapore Pte. Ltd.設立(現・連結子会社)

平成22年9月 株式会社エヌエスウィンドパワーひびきの株式を新日鐵エンジニアリング株式会社に譲渡

平成23年5月 本社を東京都港区西新橋1丁目1番15号(所在地)に移転

平成23年6月 由良風力開発株式会社の株式を株式会社ガスアンドパワーに譲渡

平成23年10月 東北地方における風力発電所の開発を強化するため東北本社開設

平成24年2月 掛川風力開発株式会社設立(現・連結子会社)

平成24年8月 江差風力開発株式会社の株式を株式会社ユーラスエナジーホールディングスに譲渡

平成24年10月 銚子風力開発株式会社の株式の90%を株式会社関電工に譲渡

平成24年11月 肥前風力発電株式会社及び平生風力開発株式会社の株式を株式会社ガスアンドパワーに譲渡

平成25年4月 北海道爾志郡乙部町に乙部事務所を開設

平成25年10月 秋田県秋田市に秋田事務所を開設

平成25年10月 長崎県佐世保市に九州事務所を開設

平成25年10月 東京証券取引所における所属業種が「卸売業」から「電気・ガス業」に変更

平成25年11月 風力開発株式会社設立(現・連結子会社)

平成25年12月 六ヶ所村風力開発株式会社、渥美風力開発株式会社、三浦ウィンドパーク株式会社、大山ウィンドファーム株式会社、珠洲風力開発株式会社、えりも風力開発株式会社の計6社を吸収合併

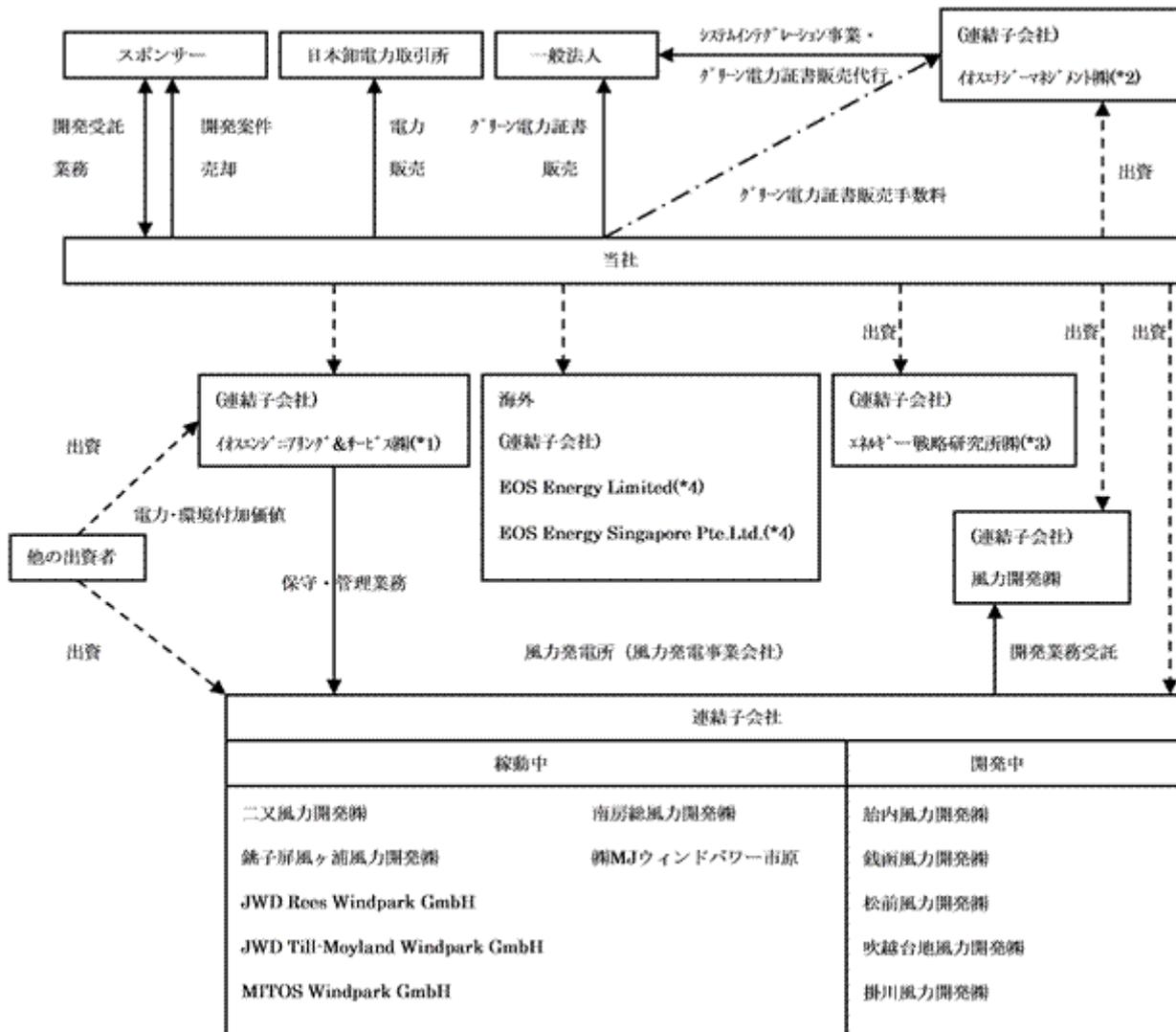
### 3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（日本風力開発株式会社）及び子会社18社により形成されております。

再生可能エネルギー関連事業として、本邦においては、二又風力開発(株)、銚子屏風ヶ浦風力開発(株)、(株)MJウィンドパワー市原、南房総風力開発(株)ならびに日本風力開発(株)の計5社、海外においてはJWD Rees Windpark GmbH、JWD Till-Moyland Windpark GmbH並びにMITOS Windpark GmbH計3社、合計8社による売電事業を中心として、イオスエンジニアリング&サービス(株)による国内の風力発電所の保守・管理業務、イオスエナジーマネジメント(株)におけるオートデマンドコントロールシステム、太陽光発電所監視システム等の販売業務等を行っております。

また、当社においては、新たな風力発電所の開発を行い、既設の発電所の運営管理業務を行ってまいります。尚、全て当社連結子会社であります。

#### [事業系統図]



上記の他に持分法を適用していない関連会社である(株)アイピーピーがあります。同社は再生可能エネルギー発電のコンサルティングを主な業務とする会社であります。

- \* 1 イオスエンジニアリング&サービス㈱は、国内の風力発電所の保守・管理業務の受託を目的とした会社であります。
- \* 2 イオスエナジーマネジメント㈱は、電力・エネルギーネットワークのシステムインテグレーション事業の推進を目的とした会社であり、現在はオートデマンドコントロールシステム、太陽光発電所監視システム等の販売業務等を行っております。
- \* 3 エネルギー戦略研究所㈱は、急激かつ国際的なレベルで変化する環境、エネルギー分野において、中長期的戦略、新規事業分野の調査、M&Aの調査、検討などを行う会社であります。
- \* 4 EOS Energy Limited及びEOS Energy Singapore Pte. Ltd.は、現在清算手続き中です。
- \* 5 連結子会社でありました六ヶ所村風力開発株式会社、渥美風力開発株式会社、三浦ウィンドパーク株式会社、大山ウィンドファーム株式会社、珠洲風力開発株式会社、えりも風力開発株式会社は、平成25年12月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しました。

#### 当社が開発する風力発電所について

当社が運営又は出資している営業運転中の風力発電所は、下記のとおりであります。

事業会社名	所在地	設備	発電容量	運転開始時期
JWD Rees Windpark GmbH	ドイツ ザルツベルゲン市	1,500kW機 1基	1,500kW	平成13年 6月
JWD Till-Moyland Windpark GmbH	ドイツ ザルツベルゲン市	2,500kW機 1基	2,500kW	平成13年 6月
MITOS Windpark GmbH	ドイツ ザルツベルゲン市	1,500kW機 2基	3,000kW	平成16年12月
銚子屏風ヶ浦風力開発㈱ (銚子屏風ヶ浦・銚子小浜風力発電所)	千葉県銚子市	1,500kW機 2基	3,000kW	平成13年 9月
日本風力開発㈱ (六ヶ所村風力発電所)	青森県上北郡 六ヶ所村	1,500kW機20基	30,000kW	平成15年12月
日本風力開発㈱ (宮川公園風力発電所)	神奈川県三浦市	400kW機 2基	800kW	平成9年 5月 (平成16年 6月 当社買収)
㈱MJウィンドパワー市原 (市原発電所)	千葉県市原市	1,500kW機 1基	1,500kW	平成16年 3月
南房総風力開発㈱ (館山風力発電所)	千葉県館山市	1,500kW機 1基	1,500kW	平成16年10月
日本風力開発㈱ (六ヶ所村風力第2発電所)	青森県上北郡 六ヶ所村	1,425kW機 2基	2,850kW	平成16年11月
日本風力開発㈱ (大山風力発電所)	鳥取県西伯郡 大山町	1,500kW機 6基	9,000kW	平成17年11月
日本風力開発㈱ (渥美風力発電所)	愛知県田原市	1,500kW機 7基	10,500kW	平成18年12月
日本風力開発㈱ (名和風力発電所)	鳥取県西伯郡 名和町	1,500kW機 3基	4,500kW	平成19年 3月
日本風力開発㈱ (中山風力発電所)	鳥取県西伯郡 大山町	1,500kW機 5基	7,500kW	平成19年 3月
日本風力開発㈱ (東伯風力発電所)	鳥取県東伯郡 琴浦町	1,500kW機13基	19,500kW	平成19年 3月
南房総風力開発㈱ (鴨川風力発電所)	千葉県鴨川市	1,500kW機 1基	1,500kW	平成19年 4月

事業会社名	所在地	設備	発電容量	運転開始時期
日本風力開発(株) ( 珠洲第1風力発電所 )	石川県珠洲市	1,500kW機10基	15,000kW	平成19年 5月
日本風力開発(株) ( 珠洲第2風力発電所 )	石川県珠洲市	1,500kW機10基	15,000kW	平成20年 3月
日本風力開発(株) ( えりも風力発電所 )	北海道幌泉郡 えりも町	400kW機 2 基	800kW	平成17年 4月 (平成21年 1 月 当社買収)
二又風力開発(株) ( 六ヶ所村二又風力発電所 )	青森県上北郡 六ヶ所村	1,500kW機34基	51,000kW	平成20年 5月
日本風力開発(株) ( 珠洲第2風力発電所 )	石川県珠洲市	1,500kW機10基	15,000kW	平成20年11 月

また、現在開発を進めている風力発電所は、下記のとおりであります。

事業会社名	所在地	設備	発電容量	運転開始時期
吹越台地風力開発(株)	東京都港区	2,000kW機10基	20,000kW	平成27年 4月

## 4【関係会社の状況】

平成25年12月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 銚子屏風ヶ浦風力開発(株)	千葉県銚子市	63	風力発電による 売電事業	71.8	役員の兼任あり。 資金援助あり。 資金借入あり。
イオスエンジニアリング& サービス(株)	東京都港区	90	風力発電所の保 守、運営管理事 業	51.0	当社グループ開発風力発 電所の保守、管理会社。 役員の兼任あり。 資金借入あり。
(株)MJウィンドパワー 市原	東京都港区	75	風力発電による 売電事業	61.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
二又風力開発(株) (注)2.3	青森県上北郡 六ヶ所村	3,800	風力発電による 売電事業	59.9	役員の兼任あり。 資金援助あり。 資金借入あり。
南房総風力開発(株)	千葉県鴨川市	10	風力発電による 売電事業	68.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。 資金借入あり。
イオスエナジーマネジメン ト(株)	東京都港区	10	電力管理システ ム事業、環境付 加価値の販売	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
胎内風力開発(株)	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
エネルギー戦略研究所(株)	東京都港区	50	環境、エネル ギー分野におけ る中長期戦略、 新規事業分野の 調査、M&A調 査、検討	100.0	役員の兼任あり。 資金借入あり。
銭函風力開発(株)	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
松前風力開発(株) (注)4	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
吹越台地風力開発(株)	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
掛川風力開発(株)	東京都港区	10	風力発電による 売電事業	100.0	役員の兼任あり。 資金援助あり。
風力開発(株)	東京都港区	150	風力発電所の開 発	100.0	役員の兼任あり。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
EOS Energy Limited	イギリス ルートン市	千ユーロ 525	風力発電事業会社への投資事業	100.0	役員の兼任あり。 資金借入あり。
JWD Rees Windpark GmbH (注) 1	ドイツ ザルツベルゲン市	千ユーロ 525	風力発電による売電事業	50.0	役員の兼任あり。
JWD Till-Moyland Windpark GmbH (注) 1	ドイツ ザルツベルゲン市	千ユーロ 536	風力発電による売電事業	50.0	役員の兼任あり。
MITOS Windpark GmbH	ドイツ ザルツベルゲン市	千ユーロ 650	風力発電による売電事業	51.0	役員の兼任あり。
EOS Energy Singapore Pte. Ltd.	シンガポール共和国 シンガポール市	シンガポールドル 100,000	再生可能エネルギー開発事業、エネルギーマネジメント事業	100.0	役員の兼任あり。 資金借入あり。

- (注) 1. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としております。  
2. 特定子会社に該当しております。  
3. 二又風力開発(株)については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

名称	主要な損益情報等 第14期（平成25年3月期）				
	売上高 （千円）	経常利益又は経常損失（ ） （千円）	当期純利益 （千円）	純資産額 （千円）	総資産額 （千円）
二又風力開発(株)	1,742,021	114,160	43,889	6,394,809	17,871,655

4. 松前風力開発(株)は重要な債務超過の状況にあり、債務超過の額は平成25年3月末時点で1,034,383千円となっております。  
5. 連結子会社でありました六ヶ所村風力開発株式会社、渥美風力開発株式会社、三浦ウィンドパーク株式会社、大山ウィンドファーム株式会社、珠洲風力開発株式会社、えりも風力開発株式会社は、平成25年12月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅しました。

## 5【従業員の状況】

### (1)連結会社の状況

平成25年12月31日現在

区分	従業員数（人）
再生可能エネルギー関連事業	139

(注) 当社グループの事業セグメントは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

### (2)提出会社の状況

平成25年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与（円）
52	42才 8ヶ月	5年 0ヶ月	7,119,653

(注) 当社グループの事業セグメントは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3)労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

第14期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当連結会計年度における日本経済は、世界景気の減速等の影響もありつつも、東日本大震災の復興需要や政権交代に伴う経済政策への期待感の高まりを背景に持ち直しの動きが見られました。

風力発電業界においては、導入促進のための補助金制度が見直しとなって以降、空白の3年間となっておりますが、念願でありました「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定され、平成24年7月1日より固定価格買取制度（以下、「本制度」という）がスタートしております。当社グループでは全ての発電所について、本制度に基づく経済産業省の設備認定及び電力会社との契約切替が完了しており、当連結会計年度決算においても、第4四半期より売上高向上に寄与し始めております。

本制度により風力発電事業を取り巻く経営環境は、大きく変化しておりますが、本制度導入に至るまでの間、風力発電の導入促進のための補助金制度の縮小・廃止が進む一方、補助金制度の代替となるべき本制度の導入が、長らく法案審議の過程にあった為、国内における新規の風力発電所建設計画は、長期間ストップしている状況が続いて参りました。こうした風力発電を取り巻く環境の急激な悪化によって当社は資金繰りの悪化、借入金の返済不履行という状況を余儀なくされました。

かかる状況下、資金繰りの安定化及び有利子負債圧縮による財務体質の改善を目的として、銚子風力開発株式会社の保有株式の90%、江差風力開発株式会社、肥前風力発電株式会社及び平生風力開発株式会社の保有全株を譲渡いたしました。当連結会計年度において、当該譲渡に伴う株式売却益として3,986百万円を特別利益に計上しております。

また、平成25年3月29日付の「借入金の返済猶予等に関する金融機関との同意のお知らせ」で公表しております通り、当社グループは、取引金融機関等15社より借入金の返済猶予等についてご同意を頂き、金融支援を得ることが出来ました。これにより前連結会計年度に計上しておりました遅延損害金が免除されましたので、当連結会計年度において、遅延損害金免除益として特別利益に1,039百万円を計上しております。一方、特別損失としては、借入金以外の契約で発生した遅延損害金22百万円を計上しております。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高6,283百万円（前年同期比5.0%の増加）、営業損失726百万円（前年同期は1,329百万円の営業損失）、経常損失1,299百万円（前年同期は2,538百万円の経常損失）、当期純利益3,862百万円（前年同期は5,506百万円の当期純損失）となりました。

第15期第3四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出企業を中心とした収益の改善や個人の消費意欲の回復など、円安・株高の流れが続く中で景気は緩やかな回復が見られました。一方、新興国を含む海外経済の不確実性、為替市場の動向等により、依然として不透明感が残る状況が続いております。

風力発電業界においては、導入促進のための補助金制度が見直しとなって以降、空白の3年間となっておりますが、念願でありました「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定され、平成24年7月1日より固定価格買取制度（以下、「本制度」という）がスタートしております。当社グループでは全ての発電所について、本制度に基づく経済産業省の設備認定及び電力会社との契約切替が完了しております。

本制度により風力発電事業を取り巻く経営環境は、大きく変化しておりますが、本制度導入に至るまでの間、風力発電の導入促進のための補助金制度の縮小・廃止が進む一方、補助金制度の代替となるべき本制度の導入が、長らく法案審議の過程にあった為、国内における新規の風力発電所建設計画は、長期間ストップしている状況が続いて参りました。こうした風力発電を取り巻く環境の急激な悪化によって当社は資金繰りの悪化、借入金の返済不履行という状況を余儀なくされました。

かかる状況下、資金繰りの安定化及び有利子負債圧縮による財務体質の改善を目的として、当第3四半期連結累計期間においては、胎内風力開発株式会社から新設分割により設立された胎内ウィンドファーム株式会社の全株式を譲渡いたしました。

また、平成26年2月12日付の「借入金の返済猶予に関する金融機関との同意のお知らせ」で公表しております通り、当社グループは、平成26年10月末日に返済期限を迎える借入金について、平成27年1月末日までの返済期限の延長を行うことについて取引金融機関13社よりご同意頂きました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上高5,431百万円（前年同期比51.6%の増加）、営業利益318百万円（前年同期は1,584百万円の営業損失）、経常損失17百万円（前年同期は2,086百万円の経常損失）、四半期純損失269百万円（前年同期は551百万円の四半期純利益）となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

第14期連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当連結会計年度末における連結ベースでの現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ660百万円増加し、3,856百万円となりました。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は897百万円(前年同期は1,978百万円の獲得)となりました。主な増加要因として、税金等調整前当期純利益4,460百万円、減価償却費3,017百万円があったものの、減少要因として、関係会社株式売却益3,986百万円、遅延損害金免除益1,039百万円等があったことによるものであります。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は4,207百万円(前年同期は2,529百万円の使用)となりました。主な増加要因は、子会社株式の売却による収入4,461百万円、貸付金の回収による収入2,947百万円等であり、主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出2,054百万円であります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、4,446百万円(前年同期は906百万円の獲得)となりました。主な増加要因は、短期借入金の増加による収入2,522百万円であり、主な減少要因は長期借入金の返済による支出6,363百万円であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは単一セグメントに該当いたしますので、セグメント別の記載を省略しております。

### (1) 商品仕入実績

当連結会計年度の仕入実績は、次のとおりであります。

区分	第14期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
再生可能エネルギー関連事業	852,910	-
合計	852,910	-

(注) 1. 前年同期比につきましては、前連結会計年度の商品仕入実績がマイナスであるため、記載しておりません。

2. 金額は仕入価格によっております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

区分	第14期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
再生可能エネルギー関連事業	6,283,451	5.0
合計	6,283,451	5.0

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	第13期連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		第14期連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東北電力(株)	1,113,394	18.6	1,630,120	25.9
北陸電力(株)	610,554	10.2	838,618	13.3
中国電力(株)	668,030	11.2	711,158	11.3

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

風力発電事業にあたっては、最適な立地の確保が最も重要な事項であり、これを推進することが当社グループの当面注力すべき課題であります。よって、今後も更なる優秀な人材の確保、全国各地において同時並行して適地の開発を行うための国内拠点の整備、拡充が必要であると判断しております。

特に人材の確保については、全国各地に同時並行し大規模風力発電所の開発、建設を行うためのプロジェクト開発を円滑に行うプロジェクトマネジメント業務を行う人材の確保、育成を行っていく所存であります。

当社グループ全体で、平成26年1月31日現在において195,950kWの風力発電設備を保有しております。今後も従来以上に積極的な風力発電所の開発を行ってまいります。特に、既に運転開始している発電所の保守・管理における高度な専門知識を持つ人材の確保、育成ならびに新規稼働発電所への運転保守・運営管理のノウハウの水平展開も非常に重要であると判断しております。

スマートグリッドシステム事業のシステム販売につきましても、国内外の各国で必要とされている電力需給面の課題の把握、各国政府や地域電力会社との折衝、システム導入に至るまでのプロジェクトマネジメントが必要となります。特に人材面において、これらの技術を有する人材の確保、育成が当社の中核的な事業への発展のために、非常に重要であると判断しております。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社に関する投資判断は、本項及び本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

### 当社グループの事業に係るリスクについて

#### (i) 風力発電事業に伴うリスクについて

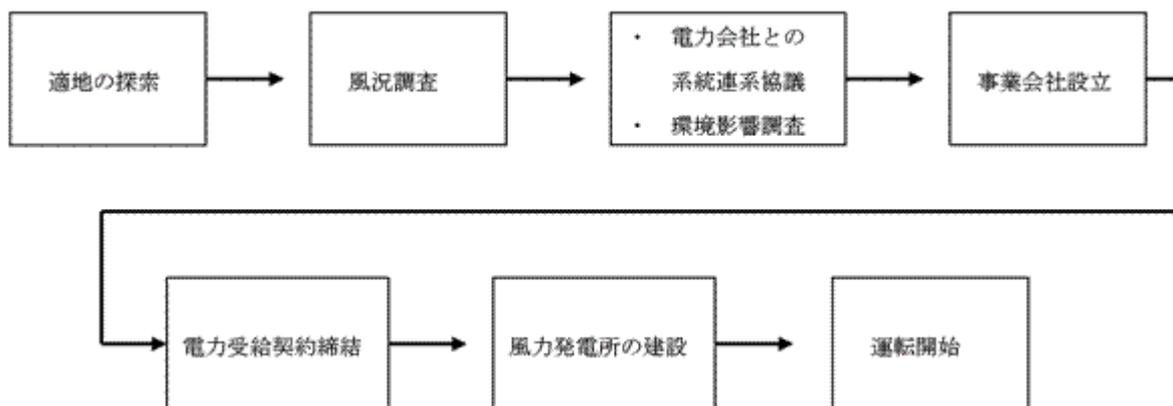
##### (a) 経営環境及び制度変更に伴うリスクについて

当社グループが行う風力発電事業につきましては、政府による新エネルギー導入に対する補助金制度、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（＝通称RPS法）」、環境アセスメント等の法制度に基づき事業展開を行って参りましたが、当連結会計年度においては、固定価格買取制度が導入され事業を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

当社グループは、政府の政策や関係諸法令に関する情報を速やかに収集・分析し、分析した結果に基づき経営方針や経営体制の見直しを迅速に行うよう努めております。しかしながら、制度の移行期には新規の風力発電所建設計画がストップするなど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (b) 風力発電所開発の流れ

風力発電所開発業務の全体の流れを図示すると、下記ようになります。



#### (適地の探索)

風力発電所の開発に当たっては、最適な立地の確保が最も重要であります。立地条件は、風況が良好なことに加え、系統連系が可能であること、風力発電機の搬入が可能であること、建設工事が可能であること、環境に影響がないこと、地元関係者の賛同と協力を得ることができることという要件を満たす必要があります。

当社グループでは、潜在的に開発可能な地域は国内に多数あると判断しておりますが、風況のみが良好でも、前述のその他の総ての要素を満たさない地域では風力発電所を開発できません。前述の要件を満たす立地が計画どおりに確保できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

立地確保の後、法的制約がある場合にはそれをクリアすることが条件となります。また、例えば騒音・低周波音といった問題について地方自治体の条例遵守のほか、事前に地元関係者の賛同を得られるよう最大限の努力をしております。しかしながら関係者が多く、また開発期間が長期に及ぶことから、建設工事に着工した段階で障害となる事項が発生あるいは発見される可能性があります。例えば、突発的に地元関係者からの建設反対運動が発生したり、事前に十分な調査をしたにも拘わらず、対象エリアの中に猛禽類や希少生物の営巣地・生息地が存在することが明らかになった場合、開発を中止することを余儀なくされる可能性があります。

当社グループが開発する風力発電所において、開発阻害要因が発生あるいは発見されたことにより開発を中止しなければならない場合には、当社グループにとってその時までに行先投資した費用が回収不能となり、さらに事業からの期待利益の逸失等の影響が発生する可能性があります。

## （事業化判断）

当社グループは事業開始前に、採算性判断を行ったうえで事業開始の判断をいたしますが、その際の判断材料として主な内容は、風況予測データ、電力会社への売電条件、風力発電所建設コスト、運転開始後の運営コスト試算等です。また、風況については、不安定要素を含んだ気象現象ですので、予想どおりに風が吹かないこともあり得ます。予想どおりに風が吹かない場合には、売電収入が低下するために、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

固定価格買取制度の買取条件については、一度適用された買取価格は、契約期間中に変更されることはありませんが、新規の設備に適用される買取価格は、調達価格等算定委員会にて買取価格等について検討がなされ年度ごとに見直しが行われます。その買取価格の変更に伴い、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

建設については、建設工事全体の予算管理や期日管理（所謂、プロジェクトマネジメント）を行い、実際の建設工事そのものは行いません。総合元請契約を締結した建設会社が建設工事を一括して請負い、完成までの責任を負います。

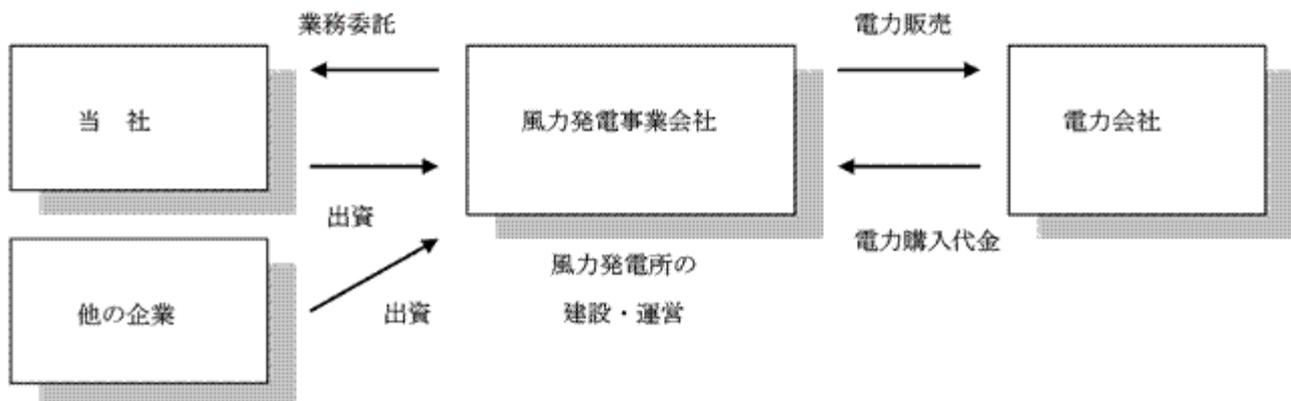
これまでの実績として、風力発電事業の事業化決定から発電開始までに要する期間は、通常のケースで概ね2年～4年程度でしたが、平成23年11月の環境影響評価法の改正により、環境アセスメント対象事業として風力発電所設置の工事業等が追加されたことから、その環境アセスメントの対応だけで3年～4年程度を要することになりました。この為、今後の風力発電所開発が長期化する可能性があります。また、将来建設資材が高騰した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす場合があります。

## （事業会社設立）

風力発電所を建設・運営する事業会社の設立については、当社の単独出資と他の企業等からの出資受け入れを比較してどちらが有利かを事業毎に判断いたします。

当社が主導的に推進していく事業では、事業会社設立後に、事業会社と業務委託契約を取り交わして、事業会社に代わって風力発電所の建設・管理に必要な業務を行います。

風力発電事業会社と、当社グループ、他の出資者、電力会社の関係は下記のようになります。

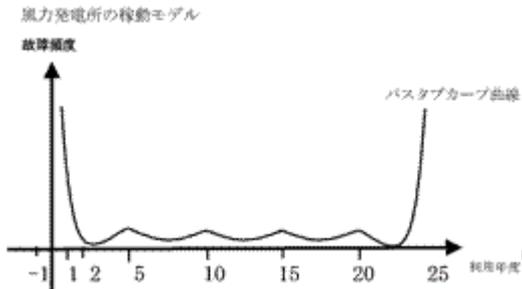


また、当社グループが想定した出資パートナーから当初の予定どおりの出資が受けられなかった場合、出資比率の見直し、新たな出資パートナーの選定等により風力発電所の完成時期及び運転開始時期が遅延する可能性があります。

## (c) 風力発電所の運営

## （設備の特徴）

風力発電所の設備は巨大なものであり、システム全体としての出荷前検査はなされず、発電設備の完成後、種々の不具合を抽出し改良、修理を行い、通常運転へと移行します。その設備の設計寿命は20年であり（ドイツ、デンマークでの法定償却年数も20年）、寿命近くになると再び故障などが多くなると考えられます。故障頻度を図示すると以下のようなバスタブカーブ曲線になります。



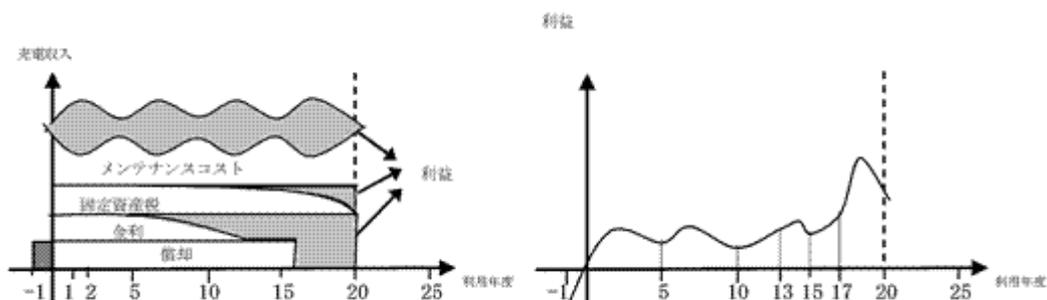
当社グループが主として使用しているGEウインドエネルギー社製風力発電機は、数多くの納入実績を誇り、長期間の安定的使用に耐える風力発電機であると判断しております。また当社グループが使用を開始致しました㈱日本製鋼所製風力発電機、㈱日立製作所製風力発電機につきましても同様に長期間の安定的使用に耐える風力発電機であると判断しております。但し機械的故障が発生して、一定期間発電ができなくなる事態は発生し得ます。落雷・地震などの被害についてもメーカー側で対策は講じておりますが、予想の範囲を超えた場合、風力発電機及び発電所周辺地域に被害が生じる可能性があります。

当社グループとしては、損害保険（具体的には、機械・火災保険、第三者に対する賠償責任保険、事故による逸失利益に対する利益保険）により不測の事態への対応を講じておりますが、風力発電機が甚大な被害を受ける事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## （収益構造）

風力発電所の売上げは、風況が一定であると仮定すれば風車の故障頻度と反比例することになり事業期間で考えると、逆バスタブカーブ曲線となります。一方で減価償却費（17年定額）、固定資産税（17年で逦減）、借入金利（10年～15年返済）、メンテナンスコストが主たる費用として計上されます。

減価償却費、固定資産税、借入金利等につきましては、事業開始時に将来コストの見通しを大方予測することが可能ですが、メンテナンスコストにつきましては、メンテナンス機会の増加や人件費の高騰などで変動する可能性があります。メンテナンスコストが急増するような事態が発生する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



## (d) 蓄電池併設型風力発電所の運営

蓄電池併設型風力発電所は、系統連系問題を克服し安定した電力供給が可能となる為、電力会社に売電する他、卸電力取引所への販売等も可能となり、売電先の選択肢が増える事となります。また制御技術により売電するタイミングもコントロールできる為、高い値段がつく平日の昼間を中心とする売電が可能となります。

一方で、蓄電池は日本碍子㈱製のNAS電池を使用しておりますが、平成23年9月に他社にて使用しているNAS電池の火災事故が発生しております。当社グループで保有するNAS電池についてはメーカーによる安全強化対策を現在受けておりますが、NAS電池の事故が発生した場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ( ) スマートグリッドシステム事業に伴うリスクについて

当社グループは青森県の六ヶ所村二又風力発電所で開発に成功した蓄電池制御技術をシステム化し、主に海外向けにシステム販売を行います。

スマートグリッドシステム事業の契約は、比較的金額が大きくなるケースが多くなることや公共インフラとしての導入背景から入札手続きを経る場合がございます。検収までに時間を要する場合、当社グループの計画している事業年度の売上計上とはならず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また現地の企業向けに販売する場合には、システム導入代金の回収リスクを伴います。

なお、スマートグリッドシステム事業において、現状では日本碍子(株)製のNAS電池が中核の製品となります。NAS電池は日本碍子(株)以外の供給者がいないため、同社の生産能力の範囲内でのシステム受注となります。工場での事故等が発生し、計画通りの生産量とならなかった場合又はNAS電池自体の火災事故等が発生した場合は、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

また今後、日本碍子(株)からのNAS電池の調達ができない状況となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

スマートグリッドシステム事業においては、システム納入後の運転及びメンテナンスの請負を要請される場合がございます。運転及びメンテナンスを請け負う場合、10～15年の長期での請負契約となることが主流です。請負期間中に不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす場合がございます。

## 経営成績の変動等について

## (i) 売上・収益の計上時期について

風力発電事業については、風力発電所の開発、風力発電所への投資と運営に伴って得られる収益は長期的に着実に拡大していくものと予想しております。また売電事業においては、売電売上は風況の変動による発電量の変化により、変動する可能性があります。

またスマートグリッドシステム事業については、1件あたりの契約金額が比較的多額となるため、契約時期・引渡し時期のズレ・検収時期のズレによって、当社グループの業績に大きく影響を及ぼす可能性があります。またその契約形態・事業形態によっては、売上・収益計上のタイミングが異なる場合もあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ( ) 業績の季節変動要因について

風力発電事業については、風況により発電量が変動いたします。連結会計年度においては、強風期となる下半期に売電売上が集中する傾向にあることから、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

またスマートグリッドシステム事業においては、1件あたりの契約金額が比較的多額となるため、売上・収益計上のタイミングによっては連結会計年度の上半期と下半期に大きな変動を生ずる可能性があります。

最近2連結会計年度における当社連結の四半期別の売上高及び営業利益の推移は下表の通りであります。

	第13期（平成24年3月期）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高（千円）	1,447,928	834,537	1,439,105	2,265,423	5,986,994
構成比（％）	24.2	13.9	24.0	37.9	100.0
営業利益又は 営業損失（ ） （千円）	422,239	983,293	369,942	445,989	1,329,486

	第14期（平成25年3月期）				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
売上高（千円）	1,180,268	657,309	1,745,885	2,699,988	6,283,451
構成比（％）	18.8	10.5	27.8	42.9	100.0
営業利益又は 営業損失（ ） （千円）	594,112	1,049,702	58,936	858,184	726,694

（注）売上高には、消費税等は含まれておりません。

### 事業会社への出資方針及び出資に伴うリスクについて

風力発電所を建設・運営する事業会社は、原則、当社単独で出資して参りましたが、事業機会の拡大や早期事業化を目的として他の企業等からの出資を受け入れることが有利であると判断される場合には、風力発電所の運転を開始するまでに、他の企業等からの出資を受け入れることもあります。現在当社単独出資の事業会社も、今後、他の企業等からの出資を受け入れることがあります。

また当社グループは、今後の事業基盤の拡充や海外展開を目的として、当社独自もしくは現地資本との共同等による現地法人の設立、合併事業のための出資、取引関係をより強固なものとするために株式保有など、投資を行っていく方針であります。

当社単独出資の場合には、事業会社の利益から事業継続に必要な資金を留保した残りの余剰利益の全額を、当社が配当として受け取ることができますが、他の企業等から出資を受け入れた場合には、当社の配当収入が減少する可能性があります。また、子会社の設立や取得、合併事業への投資について十分な事前調査を実施したにも拘わらず、当初期待した通りの成果が上がらず、出資の減損処理（投資有価証券の減損処理等）が必要となる可能性があります。そのほか、既に投資している事業会社に対して、将来、増資や貸付等の信用供与を行う必要が生じ、資金負担が当初の投資額を上回る可能性があります。この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 海外事業展開におけるリスクについて

#### (i) カントリーリスクについて

当社グループは風力発電事業をドイツで行っているほか、スマートグリッドシステム事業については主に海外での展開を行っており、また風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの開発に当たっても、今後新たに海外で展開する可能性があります。

海外での事業展開にあたっては、事業展開する当該国での政策・法規制の変更、政治・社会・経済不安等のカントリーリスクが顕在化した場合には、事業展開が計画通りに進捗しないほか、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ( ) 為替リスクについて

当社グループは日本国内の風力発電事業において外国製の風車メンテナンス部品を購入する場合がございます。また、スマートグリッドシステム事業においては海外向けのシステム販売が中心となること、加えて取引金額が比較的大きくなることから、外貨建て取引が膨らむことが見込まれております。為替相場の動向によっては、外貨建て取引の収益や海外の連結子会社の収益、財務諸表の円貨換算額に影響を及ぼす可能性があります。

### 競合について

風力発電事業においては、当社グループは立地発掘のネットワークを拡充してきたことによって、各地の風況データ等に関するデータベースが既に構築されていること、風力発電所の建設管理や建設資金調達については、各分野での一流の経験者を採用していること、また、風力発電所の保守管理については、他社に先駆けて保守管理を専門とするイオスエンジニアリング&サービス(株)を設立済みで、海外の風力発電所で保守管理業務を経験したスタッフも採用していることなどから、現時点で競合他社に対して優位性を有していると認識しておりますので、競合他社及び新規参入者とは差別化が図れると判断しております。

ただし、競争の激化により、当社グループが相対的な優位性を継続して維持できなくなる事態が発生することも考えられます。その様な事態に陥った場合には、当社グループの中長期的な業績の維持・拡大に影響を及ぼす可能性があります。また他の再生可能エネルギーが急速に普及し、風力発電の競争力が相対的に低下した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

スマートグリッドシステム事業については、当社グループが青森県の六ヶ所村二又風力発電所で開発した蓄電池制御技術をベースとしており、電力システムの安定性に影響を与えない蓄電制御技術として、世界最高水準の技術であると認識しております。ただし今後蓄電池制御技術の分野で競合他社が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 新技術の出現について

現時点では再生可能エネルギーの中で風力発電は価格競争力があり、かつ大規模な開発可能性があると判断しております。ただし、今後風力以外の再生可能エネルギーの利用方法の革新的な技術が現れたり、再生可能あるいはエネルギー利用効率を著しく向上させる新技術が現れないとは限りません。

またスマートグリッドシステム事業において、当社グループの持つ蓄電池制御技術は優位性が高いと判断しておりますが、今後の新技術の出現によっては、当社グループが取り扱うメーカー、サービス、事業が技術的に優位性を保持する保証はありません。これら新技術の出現が急速に普及し、対応が遅れた場合には、当社グループの既存のサービスが陳腐化し市場を失い、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 資金調達について

風力発電所の開発、風力発電所への投資と運営に伴う収益を拡大するためには、その必要資金の調達が必要であります。外部からの資金調達と今後の内部留保によって、この資金を拠出する計画ですが、当社グループが必要な資金の資金源の確保のタイミングが遅れた場合には、新たな開発プロジェクトを遅らせなければならない可能性や、必要資金を確保できなければ、新たなプロジェクトへの取組みの断念等ビジネス・チャンスを追求できず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

スマートグリッドシステム事業においては、風力発電所の開発に伴う資金調達パターンとは異なり、在庫資金としての調達やシステム販売先への代金回収までのファイナンス、外貨建てファイナンス等、ファイナンス形態が多岐にわたる可能性があります。ファイナンスになんらかの支障が発生した場合、当社グループの成長や将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、外部からの資金調達に際し、今後の市場金利の動向が当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 当社グループの事業体制について

当社グループの従業員は平成25年12月31日現在、139名となります。組織としては、未だ比較的小規模な体制であります。

今後の更なる事業拡大と業務量の増加に備え、従業員の育成、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る方針ですが、人材の確保及び内部管理体制の充実が思うように進められない場合、適切な組織的対応ができず、当社グループの業務効率や事業拡大に支障をきたす可能性があります。

### 法的規制について

風力発電所の建設・運営に当たっては、電気事業法、建築基準法、航空法の規制を受けます。関連法規に基づき必要とされる許認可の取得又は届出は主に以下の通りであります。また、この他に、地方自治体によって制定された条例（騒音、景観等に関する規制）を遵守する必要があります。

#### (i) 電気事業法

特定電気事業者の供給条件（第24条）、保安規程の届出（第42条）、電気主任技術者選任の届出（第43条）、工事計画書の届出（第48条）、報告の徴収（第106条）

#### ( ) 建築基準法

工作物確認の申請（第88条）

#### ( ) 航空法

航空障害灯設置の届出（第51条）

#### ( ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

また海外で事業展開を行う場合、各国ごとの法的規制を遵守、適合させる必要がございます。事業展開する各国での法的規制が改正された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 課徴金の納付命令勧告について

平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は当社が提出した第10期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っています。

また併せて、同日付で当社提出の第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、平成25年4月12日に関東財務局より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため当社は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付で第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

有価証券報告書の訂正命令については、当社として承服することができないため、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起いたしました。さらに、課徴金納付命令に関する審判手続においても、該当の有価証券報告書に関する公正な判断を求める方針であります。

現時点において判決が確定していないことから、当連結会計年度の連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映していませんが、今後の訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があります。

#### 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループでは、前連結会計年度において、当期純利益3,862百万円となったものの、営業損失726百万円、経常損失1,299百万円を計上しております。当第3四半期連結累計期間においては、営業利益318百万円の計上となりましたが、経常損失17百万円、四半期純損失269百万円となり、継続して経常損失を計上しております。また、資金繰りについては、返済期限を迎える借入金について、返済期限の延長を行うことについて取引金融機関よりご同意頂いております。

これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものの、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載は行っていません。

なお、当該事象を改善するための対応策については、第2「事業の状況」の7「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の（6）「継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載しております。

## 5【経営上の重要な契約等】

## (1) 電力の販売

契約会社名	相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
銚子屏風ヶ浦風力開発株 (連結子会社)	東京電力株	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成25年3月31日 至 平成34年5月31日
銚子屏風ヶ浦風力開発株 (旧銚子小浜風力開発株) (連結子会社)	東京電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成15年9月17日 至 平成36年5月31日
日本風力開発株 (旧六ヶ所村風力開発株) (六ヶ所村風力発電所)	東北電力株	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成24年12月1日 至 平成36年3月31日
株M J ウィンドパワー市原 (連結子会社)	東京電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成16年3月9日 至 平成36年5月31日
南房総風力開発株 (旧館山風力開発株) (連結子会社)	東京電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成16年10月20日 至 平成36年11月30日
日本風力開発株 (旧大山ウィンドファーム 株) (大山風力発電所)	中国電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成25年1月1日 至 平成38年5月31日
日本風力開発株 (旧渥美風力開発株) (渥美風力発電所)	中部電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成18年10月1日 至 平成38年8月31日
日本風力開発株 (旧大山ウィンドファーム 株) (名和風力発電所)	中国電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成25年1月1日 至 平成39年9月30日
日本風力開発株 (旧大山ウィンドファーム 株) (中山風力発電所)	中国電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成25年1月1日 至 平成39年9月30日
日本風力開発株 (東伯風力発電所)	中国電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成25年1月1日 至 平成39年9月30日
南房総風力開発株 (旧鴨川風力開発株) (連結子会社)	東京電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成19年4月16日 至 平成39年5月31日
日本風力開発株 (旧珠洲風力開発株) (珠洲第1風力発電所)	北陸電力株	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成25年1月1日 至 平成39年8月31日
日本風力開発株 (旧珠洲風力開発株) (珠洲第2風力発電所)	北陸電力株	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成25年1月1日 至 平成40年7月31日
日本風力開発株 (旧三浦ウィンドパーク株) (宮川公園風力発電所)	東京電力株	風力発電による 売電	電力受給契約の 一部改定契約書	自 平成21年10月30日 至 平成29年6月30日
日本風力開発株 (旧えりも風力開発株) (えりも風力発電所)	北海道電力株	風力発電による 売電	電力受給契約書	自 平成24年10月1日 至 平成28年12月31日

二又風力開発㈱ (連結子会社)	プレミアムグリーンパワー㈱ 出光興産㈱	風力発電による 売電	電力受給契約書の 一部改定契約書	自 至 日	平成24年11月13日 平成35年3月31日
二又風力開発㈱ (連結子会社)	出光グリーンパワー㈱ 出光興産㈱	風力発電による 売電	電力受給契約書の 一部改定契約書	自 至 日	平成24年11月13日 平成35年3月31日
二又風力開発㈱ (連結子会社)	東北電力㈱	風力発電による 売電	電力受給契約	自 至	平成25年1月1日 平成41年4月30日

## (2)蓄電池の代理店販売

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
日本風力開発㈱ (当社)	日本碍子㈱	日本	NAS電池	当社が、日本碍子㈱の代理店となり、NAS電池の販売を行う。	自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日 以降1年毎の自動更新

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。将来の見通しに関する部分については、事業環境等の予想し得ない変化等により、実際とは大きく異なる可能性があります。

### （1）財政状態の分析

第14期連結会計年度末（平成25年3月31日）

#### 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、12,639百万円（前年同期比8.5%の増加）となりました。主な増加の要因は、固定価格買取制度に基づく買取価格が適用されたこと等に伴い売掛金が増加したことや、預け金の増加によりその他流動資産が増加したことによるものであります。

#### 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、48,074百万円（前期同期比22.7%の減少）となりました。主な減少の要因は、連結子会社の売却等により風力発電機等の有形固定資産が減少したことによるものであります。

#### 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、31,890百万円（前年同期比24.4%の減少）となりました。主な減少の要因は、未払金の支払い、短期借入金等の返済や、連結子会社の売却により有利子負債が圧縮されたことによるものであります。

#### 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、16,774百万円（前年同期比29.5%の減少）となりました。主な減少の要因は、長期借入金の返済や、連結子会社の売却により長期借入金及び資産除去債務が圧縮されたことによるものであります。

#### 純資産の部

当連結会計年度末における純資産は12,049百万円（前年同期比53.5%の増加）となりました。主な増加の要因は、当連結会計年度において連結子会社の売却に伴う関係会社株式売却益の計上により、利益剰余金が増加したことによるものであります。

第15期第3四半期連結会計期間末（平成25年12月31日）

#### 流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は12,331百万円となり、前連結会計年度末に比べ307百万円減少いたしました。これは主に、仕掛品が92百万円、その他流動資産が532百万円増加した一方、現金及び預金が1,181百万円減少したことによるものであります。

#### 固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は45,606万円となり、前連結会計年度末に比べ2,468百万円減少いたしました。主な減少の要因は、減価償却費の計上によるものであります。

#### 流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は33,290百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,400百万円増加しました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が872百万円、未払金が489百万円減少した一方、1年内償還予定の社債が2,700百万円増加したことによるものであります。

#### 固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は12,668百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,105百万円減少しました。主な減少の要因は、社債及び長期借入金の減少によるものであります。

#### 純資産の部

当第3四半期連結会計期間末における純資産は11,979百万円となり、前連結会計年度末に比べ70百万円減少しました。これは主に、その他有価証券評価差額金が133百万円、繰延ヘッジ損益が62百万円増加した一方、四半期純損失269百万円を計上したことにより利益剰余金が減少したことによるものであります。

#### （2）経営成績の分析

第14期連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

##### 売上高

当連結会計年度における当社グループの売上高は6,283百万円（前年同期比5.0%の増加）となりました。主な増加の要因としましては、連結子会社の売却により、売上の減少要因はあるものの、固定価格買取制度に基づく買取価格が適用されたことによる売電価格の上昇や、イオスエンジニアリング&サービス㈱の業務受託収入が増加したことによるものであります。

##### 売上原価

当連結会計年度における売上原価は、5,374百万円（前年同期比3.7%の減少）となりました。主な要因としましては、当連結会計年度において連結子会社の売却により売却子会社で計上していた減価償却費が減少したこと等によるものであります。

##### 販売費及び一般管理費

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、1,636百万円（前年同期比5.7%の減少）となりました。主な減少の要因としましては、業務委託費、支払手数料等の変動費用、ストックオプションの対象勤務期間にわたる費用化が終了したことに伴い株式報酬費用の計上の必要が無くなったこと等によるものであります。

##### 営業損失

以上の要因により、当連結会計年度は726百万円の営業損失（前年同期は1,329百万円の営業損失）となり、一定の改善が見られました。

##### 営業外収益・営業外費用

当連結会計年度における営業外収益は、主に受取保険金、受取補償金の増加により699百万円（前年同期比174.3%の増加）となりました。一方で営業外費用は、主に支払利息の減少により1,271百万円（前年同期比13.1%の減少）となりました。

##### 経常損失

以上の要因により、当連結会計年度は1,299百万円の経常損失（前年同期は2,538百万円の経常損失）となりました。

##### 特別利益・特別損失

当連結会計年度における特別利益は、5,919百万円（前年同期は549百万円）となりました。特別利益の主な内訳は、連結子会社の売却に伴う関係会社株式売却益3,986百万円、N A S 電池火災事故における損失補填の受取損害賠償金866百万円及び前連結会計年度において計上しておりました遅延損害金の免除として遅延損害金免除益1,039百万円であります。一方で、特別損失は159百万円（前年同期は3,391百万円）となりました。特別損失の主な内訳は、風車部品の老朽化等による貯蔵品廃棄損65百万円であります。

##### 当期純損失

以上から、法人税、住民税及び事業税306百万円、法人税等調整額152百万円を減算し、少数株主利益139百万円を減算した結果、当連結会計年度における当期純利益は3,862百万円（前年同期は5,506百万円の当期純損失）となりました。

第15期第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

#### 売上高

当第3四半期連結累計期間における当社グループの売上高は5,431百万円（前年同期比51.6%の増加）となりました。主な増加の要因としましては、連結子会社の売却により、売上の減少要因はあるものの、固定価格買取制度に基づく買取価格が適用されたことによる売電収入の増加によるものであります。

#### 売上原価

当第3四半期連結累計期間における売上原価は、3,895百万円（前年同期比3.7%の減少）となりました。主な要因としましては、前第3四半期連結累計期間における連結子会社の売却により売却子会社で計上していた減価償却費等が減少したこと等によるものであります。

#### 販売費及び一般管理費

当第3四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は、1,217百万円（前年同期比8.6%の増加）となりました。主な要因としましては、運送保管料や業務報酬等の増加によるものであります。

#### 営業利益

以上の要因により、当第3四半期連結累計期間は318百万円の営業利益（前年同期は1,584百万円の営業損失）となりました。

#### 営業外収益・営業外費用

当第3四半期連結累計期間における営業外収益は、主に受取保険金が66百万円増加した一方、受取補償金が94百万円減少したことにより444百万円（前年同期比5.7%の減少）となりました。一方で営業外費用は、主に支払利息の減少により779百万円（前年同期比19.8%の減少）となりました。

#### 経常損失

以上の要因により、当第3四半期連結累計期間は17百万円の経常損失（前年同期は2,086百万円の経常損失）となりました。

#### 特別利益・特別損失

当第3四半期連結累計期間における特別利益は、218百万円（前年同期は4,945百万円）となりました。これは、連結子会社である胎内ウィンドファーム株式会社の全株式を平成25年12月26日付で譲渡したことに伴い、関係会社株式売却益として計上したものです。一方で、特別損失は120百万円（前年同期は2,221百万円）となりました。特別損失の主な内訳は、過年度決算訂正関連費用62百万円及び関係会社株式売却精算損55百万円であります。

#### 四半期純損失

以上から、法人税、住民税及び事業税103百万円、法人税等調整額263百万円を減算し、少数株主損失16百万円を加算した結果、当第3四半期連結累計期間における四半期純損失は269百万円（前年同期は551百万円の四半期純利益）となりました。

### （3）キャッシュ・フローの分析

第2「事業の状況」の1「業績等の概要」の（2）「キャッシュ・フロー」をご参照ください。

## (4) 当社グループにおけるキャッシュ・フロー関連指標の推移

	第12期 平成23年3月期	第13期 平成24年3月期	第14期 平成25年3月期
自己資本比率(%)	12.4	6.6	14.9
時価ベースの自己資本比率(%)	14.2	14.6	29.1
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	2,453.1	2,425.8	3,898.3
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	1.6	1.6	0.7

(注) 1. 各項目の算出根拠は下記の通りであります。

$$(1) \text{ 自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{総資産}} \times 100$$

$$(2) \text{ 時価ベースでの自己資本比率} = \frac{\text{株式時価総額}}{\text{総資産}} \times 100$$

$$(3) \text{ キャッシュ・フロー対有利子負債比率} = \frac{\text{有利子負債}}{\text{キャッシュ・フロー}} \times 100$$

$$(4) \text{ インタレスト・カバレッジ・レシオ} = \frac{\text{キャッシュ・フロー}}{\text{支払利息}}$$

2. いずれも連結ベースでの財務数値により計算しております。

3. キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。

4. 支払利息は、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

5. 有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。

6. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数により算出しております。

## (5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当該事項につきましては、「事業等のリスク」に詳細に記載しておりますのでご参照ください。

（６）継続企業の前提に関する重要事象等について

第15期第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

当社グループでは、前連結会計年度において、当期純利益3,862百万円となったものの、営業損失726百万円、経常損失1,299百万円を計上しております。当第3四半期連結累計期間においては、営業利益318百万円の計上となりましたが、経常損失17百万円、四半期純損失269百万円となり、継続して経常損失を計上しております。また、資金繰りについては、返済期限を迎える借入金について、返済期限の延長を行うことについて取引金融機関よりご同意頂いております。

これらの状況から、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しておりますが、当該事象を改善するための以下の対応を進めてまいります。

収益基盤の安定化、収益力の強化へ向けた対応

（ ）新たな収益基盤の確立に向けた取り組み

平成25年11月11日付「子会社設立に関するお知らせ」のとおり風力発電所開発専門の子会社を設立いたしました。この開発子会社にて、固定価格買取制度に基づく経済産業省の設備認定を導入促進期間内に取得し、現在の買取価格（税込23.1円/kWh）の適用を受けられるよう新規風力発電所開発を促進してまいります。開発子会社で開発を進める国内複数個所の開発案件につきましては、他の企業等からの出資受け入れを進め、風力発電所の早期稼働を目指します。

なお、青森県六ヶ所村における吹越台地風力発電プロジェクトは、建設工事を再開する準備を進めております。

（ ）蓄電池設備の有効活用の推進及びNAS電池の販売促進

当社グループでは、「六ヶ所村風力発電所蓄電池増設による出力制御事業」が、平成25年3月に環境省の「平成24年度再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業」として採択され、今般環境省より補助金交付の決定を受けております。

六ヶ所村風力発電所では、大規模蓄電池の増設工事を開始し、平成26年より非常時等の地元公共施設及び企業への地産地消型の電力供給など蓄電池の有効活用を目的とした実証モデル事業に取り組んで参ります。

この実証モデル事業を通して蓄電池の用途拡大を図り、蓄電池の有効活用を推進すると共に、電力需要の平準化を目的として活用が見込まれるNAS電池の国内外の電力会社や発電設備を有する事業者に向けた販売活動を促進し、収益源の多様化を図って参ります。

現在、海外プロジェクトにおいては、電力安定化の為にグリッドへの蓄電設備導入に関して、NAS電池を利用したプランの提案および検証を進めております。

（ ）事業運営コストの圧縮

収益基盤の改善を進めるために、グループの運営体制および組織体制の見直しの検討を進めており、事業運営の効率化やグループ全体としての収益力の強化を進めるとともに、経費の削減に引き続き取り組み、事業運営コスト削減を徹底して行い収益力を高めて参ります。

資金繰りの安定化、財務体質の強化へ向けた対応

取引金融機関には、合併を含む経営計画を提示し、当社経営の健全化、資金繰りの安定化を図ることを説明し、借入金返済条件変更等の金融支援を要請し、平成26年10月末日までの返済期限の延長にご同意頂いております。また、平成26年2月12日付の「借入金の返済猶予に関する金融機関との同意のお知らせ」で公表しておりますとおり、当社グループは、平成26年10月末日に返済期限を迎える借入金について、平成27年1月末日までの返済期限の延長を行うことについて取引金融機関13社よりご同意頂きました。

今後につきましても引き続き、取引金融機関との協議を進めることにより中長期的な支援を得られるよう、努めて参ります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社グループでは、当連結会計年度において373百万円の設備投資を行いました。主な内訳としては、下記の通りであります。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

風力発電所開発にかかる主な設備投資

吹越台地風力開発(株)	89百万円
松前風力開発(株)	32百万円

なお、当連結会計年度において銚子風力開発株式会社の保有株式の90%、江差風力開発株式会社、肥前風力発電株式会社及び平生風力開発株式会社の保有全株式を売却しております。

第15期第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

当社グループでは、当第3四半期連結累計期間において784百万円の設備投資を行いました。主な内訳としては、下記の通りであります。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

風力発電所開発にかかる主な設備投資

吹越台地風力開発(株)	87百万円
松前風力開発(株)	82百万円

当第3四半期連結累計期間において、胎内風力開発株式会社から新設分割により設立された胎内ウィンドファーム株式会社の全株式を売却しております。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループは「再生可能エネルギー関連事業」の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### (1) 提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	統括業務設備	24,589	-	-	8,794	33,383	30
東北本社 (青森県上北郡六ヶ所村)	統括業務設備	14,183	936	-	1,732	16,852	12
東伯発電所 (鳥取県東伯郡)	風力発電設備	112,356	2,028,950	-	8,363	2,149,670	-
六ヶ所スマートハウス (青森県上北郡六ヶ所村)	スマートハウス設備	311,630	12,758	31,092 (2,105)	15,869	371,350	-

(注) 1. 現在、当社営業所が1箇所ありますが、設備として記載すべき金額はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

平成25年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	統括業務設備	22,574	-	-	19,537	31,546	31
東北本社 (青森県上北郡六ヶ所村)	統括業務設備	16,370	-	-	2,914	11,752	16
東伯発電所 (鳥取県東伯郡)	風力発電設備	107,773	1,774,574	-	81	1,882,429	-
六ヶ所スマートハウス (青森県上北郡六ヶ所村)	スマートハウス設備	295,108	10,842	31,092 (2,105)	12,711	318,931	-
六ヶ所村風力発電所 (青森県上北郡六ヶ所村)	風力発電設備	211,773	2,629,905	20,795 (16,534)	9,494	2,871,969	-
渥美風力発電所 (愛知県田原市)	風力発電設備	54,527	1,739,389	-	8,481	1,802,898	-
宮川公園風力発電所 (神奈川県三浦市)	風力発電設備	57	9,602	-	-	9,659	-
大山・名和・中山風力発電所 (鳥取県西伯郡)	風力発電設備	171,234	1,991,743	1,937 (755)	100	2,165,015	-
珠洲第1・第2風力発電所 (石川県珠洲市)	風力発電設備	1,025,330	5,116,644	-	319	6,142,295	-
えりも風力発電所 (北海道幌泉郡)	風力発電設備	-	23,471	-	-	23,471	-

(注) 1. 現在、当社営業所が4箇所ありますが、設備として記載すべき金額はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 国内子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具(千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
銚子屏風ヶ浦風力開発㈱	銚子屏風ヶ浦・銚子 小浜 風力発電所 (千葉県銚子市)	風力発電 設備	2,951	290,956	-	20	293,928	-
六ヶ所村風力開発㈱	六ヶ所村風力発電所 (青森県上北郡 六ヶ所村)	風力発電 設備	218,777	2,819,526	20,795 (16,534)	10,599	3,069,699	-
渥美風力開発㈱	渥美風力発電所 (愛知県田原市)	風力発電 設備	56,826	1,864,014	-	8,193	1,929,034	-
㈱M J ウィンドパワー市原	市原発電所 (千葉県市原市)	風力発電 設備	231	102,038	-	-	102,270	-
二又風力開発㈱	六ヶ所村二又 風力発電所 (青森県上北郡 六ヶ所村)	風力発電 設備	6,834,437	6,817,384	249,100 (24,910)	1,617	13,902,539	2
三浦ウィンドパーク㈱	宮川公園風力発電所 (神奈川県三浦市)	風力発電 設備	79	11,517	-	1,918	13,516	-
大山ウィンドファーム㈱	大山・名和・中山 風力発電所 (鳥取県西伯郡)	風力発電 設備	177,014	2,118,046	1,937 (755)	121	2,297,119	-
南房総風力開発㈱	鴨川・館山 風力発電所 (千葉県鴨川市・ 館山市)	風力発電 設備	3,609	331,954	-	446,167	781,730	-
珠洲風力開発㈱	珠洲第1・第2 風力発電所 (石川県珠洲市)	風力発電 設備	1,064,006	5,435,695	-	401	6,500,102	-
えりも風力開発㈱	えりも風力発電所 (北海道幌泉郡)	風力発電 設備	-	31,785	-	0	31,785	-

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

平成25年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具(千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
銚子屏風ヶ浦風力開発㈱	銚子屏風ヶ浦・銚子 小浜 風力発電所 (千葉県銚子市)	風力発電設備	2,951	290,956	-	20	293,928	-
㈱M J ウィンドパワー市原	市原発電所 (千葉県市原市)	風力発電設備	198	93,220	-	-	93,419	-
二又風力開発㈱	六ヶ所村二又 風力発電所 (青森県上北郡 六ヶ所村)	風力発電設備	6,497,529	6,439,662	249,100 (24,910)	2,069	13,188,361	2
南房総風力開発㈱	鴨川・館山 風力発電所 (千葉県鴨川市・ 館山市)	風力発電設備	3,448	315,592	-	459,547	778,639	-

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産及び建設仮勘定等であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

## (3) 在外子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具(千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
JWD Till-Moyland Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	77,748	-	-	77,748	-
JWD Rees Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	56,045	-	-	56,045	-
MITOS Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	204,103	-	-	204,103	-

(注) 在外子会社には、従業員はおりません。

平成25年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置 及び運搬 具(千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
JWD Till-Moyland Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	77,288	-	-	77,288	-
JWD Rees Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	77,890	-	-	77,890	-
MITOS Windpark GmbH	本社 (ドイツザルツベル ゲン市)	風力発電 設備	-	221,342	-	-	221,342	-

(注) 在外子会社には、従業員はおりません。

## 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、平成25年12月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、次のとおりであります。また、当社グループは、現在「再生可能エネルギー関連事業」の単一セグメントであり、以下の計画についても、同セグメントに関連する設備の計画に該当するため、セグメント別の記載を省略しております。

## (1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定 年月		完成後の能 力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
吹越台地風力開発㈱	東京都港区	風力発電設備	9,200,000	4,195,471	自己資金 及び 借入金	平成22年 1月	平成27年 3月	20,000kW

## (2) 重要な除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	15,046,500	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	15,046,500	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(平成16年6月28日定時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	367 (注)1	367 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	367	36,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	176,260	1,763
新株予約権の行使期間	平成18年7月26日から 平成26年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 176,260 資本組入額 88,130	発行価格 1,763 資本組入額 881.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った場 合は原則として権利行使 不能(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する(注)2	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末は1株、提出日前月末は100株であります。

2. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

（平成19年6月25日定時株主総会決議）（通常型ストックオプション）

	最近事業年度末現在 （平成25年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成26年1月31日）
新株予約権の数（個）	1,182 （注）1	1,182 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,182	118,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	226,138	2,262
新株予約権の行使期間	平成21年7月11日から 平成29年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 226,138 資本組入額 113,069	発行価格 2,262 資本組入額 1,131
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った場 合は原則として権利行使 不能（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する（注）2	同左
代用払込みにに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末は1株、提出日前月末は100株であります。

2．上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

## (平成21年6月23日定時株主総会決議)(株式報酬型ストックオプション)

	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	30 (注)1	10 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり 1	1株あたり 1
新株予約権の行使期間	平成22年10月14日から 平成32年10月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 371,176 (注)2 資本組入額 185,588	同左 同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った場 合は原則として権利行使 不能(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末は1株、提出日前月末は100株であります。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額1株あたり371,175円と行使時の払込金額1円を合算しております。

3. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

## (平成21年6月23日定時株主総会決議)(通常型ストックオプション)

	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	984 (注)1	984 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	984	98,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	253,611	2,537
新株予約権の行使期間	平成24年1月30日から 平成31年1月29日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 253,611 資本組入額 126,806	発行価格 2,537 資本組入額 1,268.5
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った場 合は原則として権利行使 不能(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡につい ては、当社取締役会の承 認を要する(注)2	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末は1株、提出日前月末は100株であります。

2. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

転換社債型新株予約権付社債  
(平成21年9月7日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年1月31日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,278 (注)1	727,872 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	412,160.5 (注)2	4,121.6 (注)2
新株予約権の行使期間	平成21年10月16日から 平成26年9月4日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 412,160.5円 資本組入額 206,080.25円	発行価格 4,121.6円 資本組入額 2,060.8円
新株予約権の行使の条件	当社が社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権社債は、会社法254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、社債と新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3
新株予約権社債の残高(百万円)	3,000	3,000

(注)1. 本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使の時ににおいて有効な転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数}}$$

(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する)

また、当社株式の併合、合併、会社分割又は株式移転等の発生により転換価額の調整を必要とするときにも必要な転換価額の調整を行う。

転換価額412,160.5円は、当初の転換価額436,800円の転換価額修正条項の適用に伴う修正後転換価額であり、平成21年12月18日以降に適用されている。

転換価額4,121.6円は、当社の平成25年5月20日開催の取締役会決議に基づき普通株式を1株につき100株の割合で株式分割したことによるものであり、平成25年10月1日以降に適用されている。

(注)3. 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、乃至 の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権付社債の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて承継会社等の承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債の社債部分に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限る。

交付する承継会社等の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本社債に付された本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる承継会社等の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権の新株予約権者がこれを行行使したときに受領できるように、承継新株予約権付社債(承継新株予約権を承継会社等に承継された本社債の社債部分に付したものをいう。以下同じ。)の転換価額を定め、(注)1. に準じて決定する。なお、当該組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、(注)2. に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日又は組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要となり、停止期間を指定した場合の当該期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。なお、本新株予約権の取得条項は定めない。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注)1	173	111,371	8,036	4,747,511	8,036	4,623,380
平成20年7月14日 (注)2	15,000	126,371	2,303,250	7,050,761	2,303,250	6,926,630
平成20年7月30日 (注)3	461	126,832	70,786	7,121,548	70,786	6,997,416
平成21年4月1 日～ 平成22年3月31日 (注)1	263	127,095	26,669	7,148,217	26,669	7,024,086
平成21年11月25日 (注)4	20,000	147,095	2,363,450	9,511,667	2,363,450	9,387,536
平成21年12月17日 (注)5	3,000	150,095	354,517	9,866,185	354,517	9,742,053
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 (注)1	210	150,305	38,973	9,905,158	38,973	9,781,027
平成24年4月1日～ 平成25年3月31日 (注)1	140	150,445	12,279	9,917,438	12,279	9,793,306
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日 (注)1	10	150,455	1,855	9,919,293	1,855	9,795,162
平成25年10月1日 (注)6	14,895,045	15,045,500	-	9,919,293	-	9,795,162
平成25年10月2日～ 平成26年1月31日 (注)1	1,000	15,046,500	1,856	9,921,150	1,856	9,797,019

(注) 1.新株予約権の行使による増加であります。

## 2.有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 323,700円

発行価額 307,100円

資本組入額 153,550円

払込金総額 4,606百万円

## 3.有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

割当先 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）

発行価格 307,100円

資本組入額 153,550円

## 4.有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 248,514円

発行価額 236,345円

資本組入額 118,172.5円

払込金総額 4,726百万円

## 5.有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

割当先 三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）

発行価格 236,345円

資本組入額 118,172.5円

## 6.株式分割（1：100）による増加であります。

## ( 5 ) 【所有者別状況】

平成25年9月30日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	11	110	41	25	17,371	17,561	-
所有株式数(株)	-	974	1,544	24,875	4,928	363	117,771	150,455	-
所有株式数の割合 (%)	-	0.64	1.03	16.53	3.27	0.24	78.28	100	-

## ( 6 ) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社西島製作所	大阪府高槻市宮田町1丁目1-8	6,310	4.19
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目1-1	6,000	3.98
株式会社日本製鋼所	東京都品川区大崎1丁目11-1	3,335	2.21
前田建設工業株式会社	東京都千代田区猿楽町2丁目8-8	3,240	2.15
鬼頭 萬太郎	東京都世田谷区	2,162	1.43
塚脇 正幸	東京都千代田区	2,075	1.37
三井造船株式会社	東京都中央区築地5丁目6-4	2,000	1.32
株式会社関電工	東京都港区芝浦4丁目8-33	1,800	1.19
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティージャスデック アカウント	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,589	1.05
久米 貴子	兵庫県西宮市	1,025	0.68
計	-	29,536	19.63

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 150,455	150,455	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	150,455	-	-
総株主の議決権	-	150,455	-

## (8)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

(平成16年6月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社の従業員 36 当社監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

(平成19年6月25日定時株主総会決議)

決議年月日	平成19年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社及び子会社の従業員 74 当社子会社の取締役 1 当社監査役 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2. 上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

## （平成21年6月23日定時株主総会決議）（株式報酬型ストックオプション）

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 2 当社執行役員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同 上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2．上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

## （平成21年6月23日定時株主総会決議）（通常型ストックオプション）

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社の従業員 49 当社関係会社の取締役 7 当社関係会社の従業員 75
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同 上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同 上
新株予約権の行使期間	同 上
新株予約権の行使の条件	同 上
新株予約権の譲渡に関する事項	同 上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。

2．上記の他、細目については株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社の事業は、風力発電所の長期に亘る事業運営能力を源泉に、風力発電所の設備投資を行い、長期間の操業を通じて投資回収を図る事業です。当社は、引き続き新たな成長に向けた設備投資や新規事業に内部留保資金を充当し、企業価値向上を目指すこととしております。

利益配分につきましては、当社事業の特徴を踏まえつつ、中長期的な観点から安定した配当を維持するとともに、株主の皆様様の利益拡大を図ることを基本方針としています。

当社は年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度においては、誠に遺憾ながら期末配当の実施は見送ることとさせていただく予定です。配当原資を確保していくことにより、早期の復配を目指してまいります。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	480,000	468,000	272,000	214,500	149,600
最低(円)	132,600	220,900	36,150	62,100	48,750

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年8月	9月	10月	11月	12月	平成26年1月
最高(円)	67,100	64,200 692	1,025	957	865	987
最低(円)	59,000	59,100 615	614	745	717	780

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 平成25年9月30日を基準日、同年10月1日を効力発生日として普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数(売買単位)を100株としております。

3. 印は、株式分割による権利落後の株価であります。

## 5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		稲川 泰弘	昭和19年1月1日生	昭和42年4月 通商産業省入省 平成7年6月 関東通商産業局長 平成8年6月 環境立地局長 平成9年7月 資源エネルギー庁長官 平成12年4月 (株)日本政策投資銀行理事 平成14年6月 (株)IHI取締役 平成15年6月 (株)IHI常務執行役員 平成22年7月 当社取締役副会長 平成23年6月 当社取締役会長就任(現任)	(注)2	13,800
代表取締役 社長		塚脇 正幸	昭和34年7月3日生	昭和58年4月 三井物産(株)入社 平成11年7月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成22年2月 EOS Energy Singapore Pte.Ltd.代表取締役社長就任(現任) 平成23年1月 イオスエナジー・マネジメント(株)代表取締役社長(現任) 平成25年11月 風力開発(株)代表取締役社長(現任)	(注)2	207,500
代表取締役 専務		小田 耕太郎	昭和37年6月20日生	昭和60年4月 (株)三菱銀行(現・(株)三菱東京UFJ銀行)入行 平成18年4月 当社入社 平成18年7月 当社管理部長 平成18年9月 当社常務執行役員管理本部長 平成19年6月 当社取締役 平成22年6月 当社代表取締役専務就任(現任)	(注)3	12,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	開発本部 関連会社担当	松島 聡	昭和38年9月5日生	平成6年11月 MBKエンタープライズ(株)入社 平成10年8月 ワスコールイーストリミテッド入社 平成11年7月 当社設立と同時に取締役就任(現任) 平成15年1月 渥美風力開発(株)(現・日本風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 六ヶ所村風力開発(株)(現・日本風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 二又風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 珠洲風力開発(株)(現・日本風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 銚子屏風ヶ浦風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 鴨川風力開発(株)(現・南房総風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 (株)MJウィンドパワー市原代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 三浦ウィンドパーク(株)(現・日本風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 大山ウィンドファーム(株)(現・日本風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成20年8月 胎内風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成21年1月 えりも風力開発(株)(現・日本風力開発(株))代表取締役社長就任(現任) 平成21年6月 銭函風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成21年11月 松前風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成21年11月 吹越台地風力開発(株)代表取締役社長就任(現任) 平成24年2月 掛川風力開発(株)代表取締役社長就任(現任)	(注)2	75,000
常勤監査役		石川 毅	昭和12年10月21日生	昭和36年4月 三井物産(株)入社 平成7年3月 MBKエンタープライズ(株)入社 平成12年12月 当社入社 平成13年3月 当社監査役就任(現任)	(注)4	31,000
監査役		小海 正勝	昭和16年3月2日生	昭和40年4月 弁護士登録 昭和43年4月 高田・小海法律事務所開設 平成15年6月 公益財団法人予防医学事業中央会監事(現任) 平成16年4月 中央大学法科大学院特任教授 平成18年6月 当社監査役就任(現任) 平成19年6月 高千穂交易(株)社外監査役(現任)	(注)5	1,000
監査役		藤原 俊雄	昭和21年1月6日生	昭和51年4月 神戸市外国語大学助教授 昭和58年4月 静岡大学人文学部法学科助教授 昭和63年10月 静岡大学人文学部法学科教授 平成17年4月 静岡大学大学院法務研究科教授 平成19年4月 明治大学法科大学院教授(現任) 平成22年7月 当社監査役就任(現任)	(注)6	-
計						340,500

(注)1. 監査役 小海 正勝、藤原 俊雄は、社外監査役であります。

2. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

3. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

4. 平成24年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

5. 平成25年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

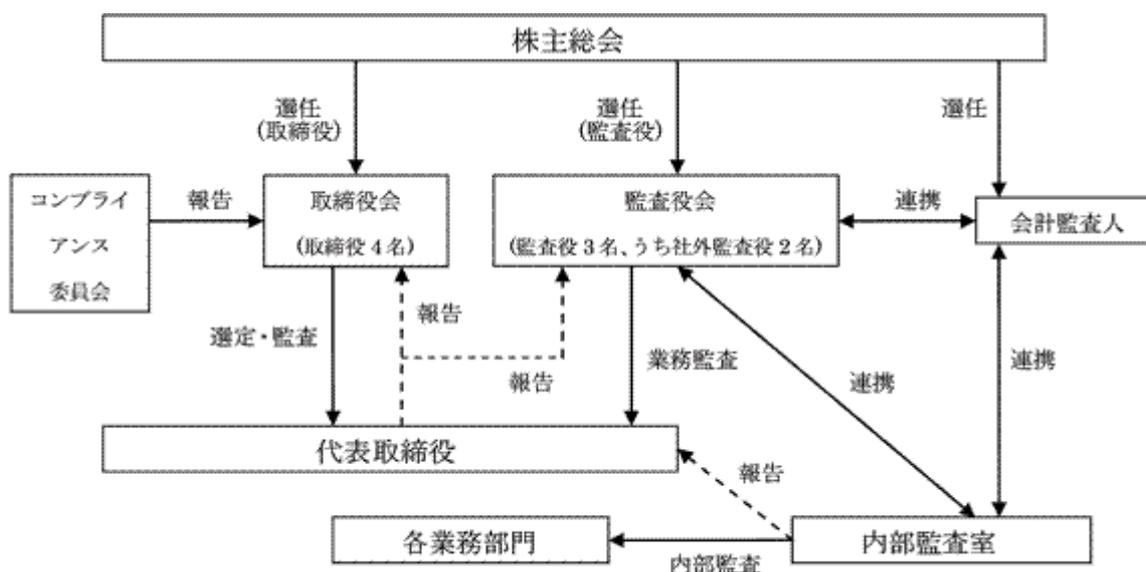
6. 平成22年7月29日開催の定時株主総会(継続会)の終結の時から4年間



## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の基本的な考え及び内部統制システムの整備の状況については下記の通りであります。



#### コーポレート・ガバナンスの概要及び施策

当社は、変化の激しい経営環境にあって、当社業務に精通した取締役により迅速かつタイムリーな意思決定を実施していくことが、経営上の重要な課題の一つであると位置づけており、社外取締役は選任していません。一方で、取締役会には豊富な職務経験を有する監査役（3名中2名が社外監査役）が常に出席して、適法性及び妥当性の観点から意見を述べるとともに、社外取締役に求められる役割を含めた経営監視機能を果たしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの施策として、イ．定例取締役会の開催、ロ．監査役会の開催、ハ．タイムリーディスクロージャー、ニ．コンプライアンス委員会の設置の4つの柱があります。

#### イ．定例取締役会の開催

当社の取締役会は、現在取締役4名によって開催されております。取締役会は毎月1回定例開催されております。加えて、同メンバーにて毎週経営会議も開催しており、経営陣の間で市場環境の変化と当社ポジションと課題に対する認識を常に共有し、迅速な経営判断ができる体制としております。

#### ロ．監査役会監査の強化

当社においては、監査の実効性を確保するため、独立性の高い社外監査役を選任しており、主に内部統制システムの確立の観点及び取締役会の意思決定の適正性の確保する観点から（うち1名は弁護士としての専門家の立場から）取締役会に出席して発言、助言を行っております。

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（2名とも社外監査役）の監査役で構成され、定期的開催されております。なお、社外監査役が兼務している会社と当社との間に直接の取引はありません。

#### ハ．タイムリーディスクロージャーについて

タイムリーディスクロージャーについては、専門部署にて会社説明会、適時開示、及び機関投資家やアナリストへの個別ミーティングも随時開催する方針です。今後も当社グループの事業展開、及び経営成績については迅速、正確かつ積極的なディスクロージャーを行う予定であります。

#### ニ．コンプライアンス委員会の設置

取締役会の諮問機関として、コンプライアンス委員会を設置し、取締役、従業員のコンプライアンスに対する意識を高め、法令及び社会規範を遵守する企業風土の醸成と定着を図ります。

#### リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業経営に重要な影響をおよぼすリスクに対し迅速に対応するために、毎月1回の定例の取締役会の他に毎週取締役による経営会議も開催しております。当会議により、想定される企業のリスク回避及び、リスク発生時における対応能力等の向上等により、安定した経営の確保に努めております。

### 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査においては、内部監査室を設置し、内部監査室長を内部監査責任者としております。その他、内部監査担当者1名を別途選任しております。内部監査責任者は、監査計画に基づき各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について、監査を実施しております。代表取締役社長への結果及び改善事項報告並びに改善成果のレビューにより、監査の有効性を確保しております。

監査役監査については、上記ロ.に記載の通りであります。

また、内部監査室、監査役会、において後述する監査法人は、各々独立の立場で各監査を実施しておりますが、監査役・監査役会は内部監査結果について内部監査室から毎月1回の定例会議にて、会計監査人については定期的に意見を交換し相互連携を図っております。

### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役は2名であり、各々当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。

当社では、上記ロ.に記載している監査の実効性を確保する観点から、一般株主と利益相反の生じるおそれなく、また豊富な実務経験や専門知識を有する社外監査役を選任する方針としております。

なお、当社は社外取締役を選任しておりません。当社取締役会には豊富な職務経験を有する監査役（3名中2名が社外監査役）が常に出席して、適法性及び妥当性の観点から経営の監視を行っており、上記ロ.に記載する監査役監査が実施されることにより、客観的立場からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと考えております。

### 会計監査の状況

会計監査については、日之出監査法人との間で会社法監査及び金融商品取引法監査についての監査契約を締結しております。なお、最近事業年度における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、小田哲生、星川明子の2名であります。また、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士11名です。

### 役員報酬

イ.最近事業年度における当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	108	108	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	6	6	-	-	-	1
社外役員	4	4	-	-	-	3

(注)上表には、平成24年6月28日をもって退任した社外役員1名が含まれております。

### ロ.役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

### ハ.使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

### ニ.役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の個々の報酬額は、株主総会において決議している限度額の範囲内で、取締役については経営環境等を考慮し取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

## 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対して財務政策等経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規程に基づき、取締役の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款で定めております。

## 株主総会の特別決議要件

当社は株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

## 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨、定款で定めております。

## 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役会の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、また、累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

## 中間配当の実施

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、「取締役の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

## 社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令において規定する額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定めております。

## 株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
9銘柄 722,768千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
最近事業年度の前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）	保有目的
三井造船(株)	2,440,000	351,360	取引関係の強化
(株)日本製鋼所	440,000	249,480	取引関係の強化
(株)西島製作所	50,000	56,550	取引関係の強化

## 最近事業年度

## 特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）	保有目的
三井造船(株)	2,440,000	405,040	取引関係の強化
(株)日本製鋼所	440,000	220,440	取引関係の強化
(株)西島製作所	50,000	37,700	取引関係の強化

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに最近事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額  
該当事項はありません。

## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	39	-	42	-
連結子会社	2	-	1	-
計	41	-	43	-

(注) 二又風力開発(株)は、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬5百万円を支払っております。

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

## 【監査報酬の決定方針】

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について日之出監査法人により監査を受けております。  
なお、連結会計年度及び事業年度の監査報告書は、平成25年6月28日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）の四半期連結財務諸表について日之出監査法人により四半期レビューを受けております。  
なお、第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の四半期レビュー報告書は、平成26年2月12日提出の四半期報告書に添付されたものによっております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	<sup>1</sup> 4,783,872	<sup>1</sup> 4,505,103
売掛金	860,989	1,282,524
商品及び製品	3,706,122	3,726,278
仕掛品	8,466	9,488
原材料及び貯蔵品	439,696	203,057
前渡金	102,949	211,746
繰延税金資産	1,118	11,647
その他	1,748,383	2,689,949
流動資産合計	11,651,598	12,639,797
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,966,285	10,978,125
減価償却累計額	1,703,548	2,119,603
建物及び構築物（純額）	<sup>1, 3</sup> 10,262,736	<sup>1, 3</sup> 8,858,521
機械装置及び運搬具	48,989,435	34,760,382
減価償却累計額	12,409,154	11,241,210
機械装置及び運搬具（純額）	<sup>1, 3</sup> 36,580,281	<sup>1, 3</sup> 23,519,171
工具、器具及び備品	166,754	177,957
減価償却累計額	93,439	109,947
工具、器具及び備品（純額）	<sup>1, 3</sup> 73,314	<sup>1, 3</sup> 68,010
土地	<sup>1, 3</sup> 449,835	<sup>1, 3</sup> 449,949
リース資産	72,110	56,932
減価償却累計額	36,553	35,121
リース資産（純額）	35,556	21,810
建設仮勘定	<sup>1</sup> 12,396,679	<sup>1</sup> 12,703,201
有形固定資産合計	59,798,404	45,620,664
無形固定資産	105,196	42,863
投資その他の資産		
投資有価証券	<sup>1, 2</sup> 734,456	<sup>1, 2</sup> 739,754
長期貸付金	28,627	26,396
繰延税金資産	762,029	559,043
その他	757,133	1,086,181
投資その他の資産合計	2,282,247	2,411,375
固定資産合計	62,185,848	48,074,904
資産合計	73,837,447	60,714,701

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	20,703	26,483
短期借入金	<sup>1</sup> 16,901,763	<sup>1</sup> 15,089,103
1年内返済予定の長期借入金	<sup>1</sup> 10,806,697	<sup>1</sup> 5,533,526
1年内償還予定の社債	600,000	500,000
未払金	<sup>1</sup> 10,904,906	<sup>1</sup> 8,563,067
未払法人税等	77,310	354,545
仮受金	1,356,705	1,293,733
その他	1,534,632	530,124
流動負債合計	42,202,719	31,890,583
固定負債		
社債	3,500,000	3,000,000
長期借入金	<sup>1</sup> 16,149,307	<sup>1</sup> 10,826,585
繰延税金負債	628,189	439,793
資産除去債務	2,886,938	2,099,886
その他	620,017	408,202
固定負債合計	23,784,452	16,774,468
負債合計	65,987,172	48,665,052
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,905,158	9,917,438
資本剰余金	9,781,027	9,793,306
利益剰余金	14,197,152	10,324,806
株主資本合計	5,489,033	9,385,938
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20,409	32,586
繰延ヘッジ損益	596,927	305,682
為替換算調整勘定	27,425	13,683
その他の包括利益累計額合計	644,763	351,952
新株予約権	293,866	248,072
少数株主持分	2,712,138	2,767,591
純資産合計	7,850,275	12,049,649
負債純資産合計	73,837,447	60,714,701

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成25年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,323,761
売掛金	1,274,458
商品及び製品	3,721,601
仕掛品	101,790
原材料及び貯蔵品	245,257
前渡金	438,852
繰延税金資産	4,154
その他	3,221,967
流動資産合計	12,331,844
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	8,433,202
機械装置及び運搬具（純額）	22,154,166
土地	450,019
建設仮勘定	12,173,937
その他（純額）	87,567
有形固定資産合計	43,298,895
無形固定資産	38,223
投資その他の資産	2,269,691
固定資産合計	45,606,809
資産合計	57,938,653
負債の部	
流動負債	
買掛金	209,375
短期借入金	15,176,357
1年内返済予定の長期借入金	4,660,756
1年内償還予定の社債	3,200,000
未払金	8,073,378
未払法人税等	167,122
仮受金	1,294,274
その他	509,370
流動負債合計	33,290,634
固定負債	
長期借入金	9,726,755
繰延税金負債	489,942
資産除去債務	2,128,570
その他	323,615
固定負債合計	12,668,883
負債合計	45,959,517

(単位:千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成25年12月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	9,921,150
資本剰余金	9,797,019
利益剰余金	10,593,902
株主資本合計	9,124,266
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	100,683
繰延ヘッジ損益	243,310
為替換算調整勘定	19,942
その他の包括利益累計額合計	122,684
新株予約権	240,648
少数株主持分	2,736,905
純資産合計	11,979,136
負債純資産合計	57,938,653

## 【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	5,986,994	6,283,451
売上原価	5,581,178	5,374,072
売上総利益	405,816	909,379
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 1,735,302	<sup>1</sup> 1,636,073
営業損失( )	1,329,486	726,694
営業外収益		
受取利息	133,947	93,307
受取配当金	17,567	16,490
受取保険金	35,454	222,378
受取補償金	-	325,987
その他	67,847	40,860
営業外収益合計	254,816	699,024
営業外費用		
支払利息	1,368,448	1,190,125
その他	94,913	81,238
営業外費用合計	1,463,361	1,271,364
経常損失( )	2,538,031	1,299,034
特別利益		
関係会社株式売却益	42,604	3,986,246
資産除去債務履行差額	1,845	-
還付加算金	64,416	-
受取損害賠償金	-	866,653
新株予約権戻入益	10,788	27,235
遅延損害金免除益	<sup>2</sup> 429,811	<sup>2</sup> 1,039,084
特別利益合計	549,466	5,919,220
特別損失		
固定資産除却損	<sup>5</sup> 67,426	<sup>5</sup> 4,993
固定資産売却損	<sup>4</sup> 967,438	-
減損損失	-	<sup>6</sup> 28,571
プロジェクト整理損失	114,766	37,416
投資有価証券評価損	40,219	-
割賦契約解約損	879,693	-
遅延損害金	<sup>3</sup> 1,191,571	<sup>3</sup> 22,877
貯蔵品廃棄損	130,214	65,600
特別損失合計	3,391,330	159,459
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	5,379,895	4,460,726
法人税、住民税及び事業税	42,651	306,842
法人税等調整額	140,560	152,764
法人税等合計	183,211	459,607
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	5,563,107	4,001,119
少数株主利益又は少数株主損失( )	56,754	139,049
当期純利益又は当期純損失( )	5,506,353	3,862,070



	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
少数株主利益又は少数株主損失( )	56,754	139,049
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	5,563,107	4,001,119
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	116,996	12,176
繰延ヘッジ損益	18,807	201,573
為替換算調整勘定	31,263	19,911
その他の包括利益合計	<sup>7</sup> 129,452	<sup>7</sup> 209,308
包括利益	5,692,560	4,210,428
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	5,633,595	4,057,358
少数株主に係る包括利益	58,964	153,070

## 【四半期連結損益及び包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	1 5,431,548
売上原価	3,895,757
売上総利益	1,535,791
販売費及び一般管理費	1,217,658
営業利益	318,133
営業外収益	
受取利息	60,627
受取配当金	12,245
受取保険金	230,060
受取補償金	71,981
その他	69,610
営業外収益合計	444,524
営業外費用	
支払利息	738,298
その他	41,430
営業外費用合計	779,729
経常損失( )	17,071
特別利益	
関係会社株式売却益	218,776
特別利益合計	218,776
特別損失	
固定資産除却損	2,683
固定資産売却損	144
過年度決算訂正関連費用	62,295
関係会社株式売却精算損	55,341
特別損失合計	120,464
税金等調整前四半期純利益	81,240
法人税、住民税及び事業税	103,225
法人税等調整額	263,460
法人税等合計	366,685
少数株主損益調整前四半期純損失( )	285,444
少数株主損失( )	16,348
四半期純損失( )	269,096
少数株主損失( )	16,348
少数株主損益調整前四半期純損失( )	285,444
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	133,269
繰延ヘッジ損益	84,070
為替換算調整勘定	46,541
その他の包括利益合計	263,881
四半期包括利益	21,563
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	39,828
少数株主に係る四半期包括利益	18,264



## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
<b>株主資本</b>				
<b>資本金</b>				
当期首残高		9,866,185		9,905,158
当期変動額				
新株の発行		38,973		12,279
当期変動額合計		38,973		12,279
当期末残高		9,905,158		9,917,438
<b>資本剰余金</b>				
当期首残高		9,742,053		9,781,027
当期変動額				
新株の発行		38,973		12,279
当期変動額合計		38,973		12,279
当期末残高		9,781,027		9,793,306
<b>利益剰余金</b>				
当期首残高		8,690,799		14,197,152
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失（ ）		5,506,353		3,862,070
連結範囲の変動		-		10,275
当期変動額合計		5,506,353		3,872,345
当期末残高		14,197,152		10,324,806
<b>株主資本合計</b>				
当期首残高		10,917,439		5,489,033
当期変動額				
新株の発行		77,946		24,558
当期純利益又は当期純損失（ ）		5,506,353		3,862,070
連結範囲の変動		-		10,275
当期変動額合計		5,428,406		3,896,904
当期末残高		5,489,033		9,385,938
<b>その他の包括利益累計額</b>				
<b>その他有価証券評価差額金</b>				
当期首残高		96,586		20,409
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		116,996		12,176
当期変動額合計		116,996		12,176
当期末残高		20,409		32,586
<b>繰延ヘッジ損益</b>				
当期首残高		615,735		596,927
当期変動額				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		18,807		291,245
当期変動額合計		18,807		291,245
当期末残高		596,927		305,682

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>為替換算調整勘定</b>		
当期首残高	3,837	27,425
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31,263	13,742
当期変動額合計	31,263	13,742
当期末残高	27,425	13,683
<b>その他の包括利益累計額合計</b>		
当期首残高	515,311	644,763
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	129,452	292,811
当期変動額合計	129,452	292,811
当期末残高	644,763	351,952
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	337,155	293,866
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	43,289	45,794
当期変動額合計	43,289	45,794
当期末残高	293,866	248,072
<b>少数株主持分</b>		
当期首残高	2,773,082	2,712,138
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	60,944	55,453
当期変動額合計	60,944	55,453
当期末残高	2,712,138	2,767,591
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	13,512,366	7,850,275
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	77,946	24,558
当期純利益又は当期純損失（ ）	5,506,353	3,862,070
連結範囲の変動	-	10,275
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	233,685	302,470
当期変動額合計	5,662,091	4,199,374
当期末残高	7,850,275	12,049,649

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（ ）	5,379,895	4,460,726
減価償却費	3,459,491	3,017,092
受取利息及び受取配当金	151,514	109,798
減損損失	-	28,571
のれん償却額	22,857	22,857
支払利息	1,368,448	1,190,125
新株予約権戻入益	10,788	27,235
固定資産除却損	67,426	4,993
株式報酬費用	45,446	-
受取保険金	-	222,378
遅延損害金免除益	429,811	1,039,084
有形固定資産売却損益（ は益）	967,438	-
投資有価証券売却及び評価損益（ は益）	40,219	-
関係会社株式売却損益（ は益）	42,604	3,986,246
受取補償金	-	325,987
受取損害賠償金	-	866,653
遅延損害金	1,191,571	22,877
割賦契約解約損	879,693	-
プロジェクト整理損失	114,766	37,416
売上債権の増減額（ は増加）	159,172	500,745
その他の流動資産の増減額（ は増加）	1,321,183	897,527
たな卸資産の増減額（ は増加）	2,273,044	215,460
前渡金の増減額（ は増加）	88,766	190,205
仕入債務の増減額（ は減少）	5,356	5,779
未払金の増減額（ は減少）	1,337,255	35,657
その他の流動負債の増減額（ は減少）	215,878	495,341
その他	114,730	348,630
小計	2,022,910	951,093
利息及び配当金の受取額	146,423	115,073
利息の支払額	1,265,510	1,349,164
補償金の受取額	-	1,192,640
法人税等の支払額	824,674	55,673
法人税等の還付額	1,899,342	43,144
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,978,491	897,114

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	420,552	43
定期預金の払戻による収入	-	526,300
有形固定資産の取得による支出	1,980,680	2,054,728
無形固定資産の取得による支出	15,891	7,163
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	<sup>2</sup> 353,329	<sup>2</sup> 4,461,681
貸付けによる支出	-	24,420
貸付金の回収による収入	465,166	2,947,516
敷金及び保証金の差入による支出	-	639,166
国庫補助金の返納による支出	1,279,306	677,186
国庫補助金による収入	470,658	-
投資その他の資産の増減額(は増加)	122,686	324,866
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,529,963</b>	<b>4,207,924</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,571,393	2,522,340
長期借入金の返済による支出	49,716	6,363,437
リース債務の返済による支出	15,452	11,382
社債の償還による支出	600,000	600,000
株式の発行による収入	-	6,000
配当金の支払額	160	36
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>906,065</b>	<b>4,446,515</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,063	2,417
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	353,528	660,941
現金及び現金同等物の期首残高	2,842,053	3,195,582
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 3,195,582	<sup>1</sup> 3,856,523

## 【注記事項】

### （継続企業の前提に関する事項）

当社グループでは、前連結会計年度において、営業損失1,329百万円、経常損失2,538百万円、当期純損失5,506百万円を計上しており、当連結会計年度においては3,862百万円の当期純利益となったものの、営業損失726百万円、経常損失1,299百万円を計上し、継続して営業損失及び経常損失を計上しております。

これらにより、当社グループには、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況をいち早く解消し、収益基盤及び資金繰りの安定化を実現すべく、以下の経営改善策を実行してまいります。

### （1）収益基盤の安定化、収益力の強化へ向けた対応

#### 新たな収益基盤の確立に向けた取り組み

これまで当社グループで開発を続けてきた国内複数個所の開発案件について、他の企業等からの出資受け入れを進める一方、開発業務については当社グループのノウハウを活かして当社が業務を受託する事業モデルを強化いたします。

当社グループは、東日本大震災による被災からの復興への貢献と、東北地方での風力発電所開発を目的として、青森県六ヶ所村に東北本社を設立しており、東北地方を中心とした風力発電所開発を進めております。今後は、特に東北、北海道を中心とする開発を行ってまいります。

#### 蓄電池設備の有効活用の推進及びNAS電池の販売促進

当社グループでは、六ヶ所村風力発電所が、環境省の「平成24年度再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業」として採択され、そのモデル事業において既設の六ヶ所村風力発電所へ大規模蓄電池を増設し、非常時等の地元公共施設及び企業への地産地消型の電力供給など蓄電池の有効活用に取り組んで参ります。

この実証モデル事業を通して蓄電池の用途拡大を図り、収益源の多様化を図るために電力安定化等のソリューション販売により蓄電設備の有効活用を推進すると共に、電力需要の平準化に対応するために活用が見込まれるNAS電池の販売を、電力会社や発電設備を有する事業者に向けて促進いたします。

#### 事業運営コストの圧縮

収益基盤の改善を進めるために、組織体制の見直しを行い、事業運営の効率化や事業子会社の収益力の強化を進めるとともに、人件費等を含む経費の削減に引き続き取り組み、事業運営コスト削減を徹底して行い収益力を高めてまいります。

### （2）資金繰りの安定化、財務体質の強化へ向けた対応

#### 返済遅延債務への対応

期限延長手続きが完了していなかった借入金等については、一旦、平成25年6月末日までの返済期限の延長及び返済方法の変更を主な内容とする借入金返済条件変更等にご同意頂いております。引き続き、返済遅延債務が発生しないよう取引金融機関と協議を進めてまいります。

#### 財務体質の改善

当社グループでは、有利子負債を圧縮しバランスのとれた財務基盤への改善のため、所有する風力発電所の施設の一部（風力発電子会社）の株式売却等による資金化を進めてまいりました。

しかしながら、これらの対応策は現在実施途上にあり、収益力の強化に係る施策は今後の国内外の経済情勢によっては、計画通りに推進できない可能性があります。また、金融機関等との交渉についても、進めている途上であり結果は外部要因に左右されるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

## 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 23社

連結子会社名

銚子屏風ヶ浦風力開発(株)

六ヶ所村風力開発(株)

イオスエンジニアリング&サービス(株)

渥美風力開発(株)

EOS Energy Limited

JWD Rees Windpark GmbH

JWD Till-Moyland Windpark GmbH

MITOS Windpark GmbH

(株)M J ウィンドパワー市原

二又風力開発(株)

三浦ウィンドパーク(株)

大山ウィンドファーム(株)

南房総風力開発(株)

イオスエナジーマネジメント(株)

珠洲風力開発(株)

胎内風力開発(株)

エネルギー戦略研究所(株)

えりも風力開発(株)

銭函風力開発(株)

松前風力開発(株)

吹越台地風力開発(株)

EOS Energy Singapore Pte. Ltd.

掛川風力開発(株)

前連結会計年度において連結子会社でありました銚子風力開発(株)、肥前風力発電(株)、平生風力開発(株)及び江差風力開発(株)は売却したため、連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

該当なし

(2) 持分法を適用していない関連会社数 1社

会社名 (株)アイピーピー

(持分法適用の範囲から除いた理由)

連結純損益及び連結利益剰余金に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用の範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

## たな卸資産

## 商品及び製品

ア．通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

イ．通常の販売目的で保有する新エネルギー等

電気相当量(RPS)

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 4～22年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (4) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

ヘッジ方針

金利スワップ

金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用することとし、ヘッジ手段である金利スワップは、ヘッジ対象である借入金の範囲内で行うこととしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

## (5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

## (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

## ア. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

## (連結損益及び包括利益計算書)

当連結会計年度において表示の見直しを行った結果、前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業外費用」の「IR費用」及び「支払手数料」は、いずれも営業外費用の総額の100分の10以下であるため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書において、「営業外費用」の「IR費用」に表示していた17,132千円及び「支払手数料」に表示していた44,591千円は、「営業外費用」の「その他」として組み替えしております。

## (追加情報)

## (今後の状況)

平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は当社が提出した第10期事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っております。

また併せて、同日付で当社提出の第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、平成25年4月12日に関東財務局より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため当社は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付で第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

有価証券報告書の訂正命令については、当社として承服することができないため、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起いたしました。この訴訟の結果、当社の主張が認められた場合には、連結財務諸表を訂正する予定であります。

また、課徴金納付命令に関する審判手続においても、該当の有価証券報告書に関する公正な判断を求める方針であります。

訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性がありますが、現時点において判決等が確定していないことから、当連結会計年度の連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映しておりません。

（連結貸借対照表関係）

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
現金及び預金	4,274,692千円		2,926,477千円	
建物及び構築物	9,494,312千円	(9,491,494千円)	8,404,074千円	(8,401,660千円)
機械装置及び運搬具	27,872,054千円	(27,327,379千円)	19,618,695千円	(19,081,174千円)
工具、器具及び備品	14,380千円	(14,354千円)	12,759千円	(12,739千円)
土地	258,857千円	(258,857千円)	258,857千円	(258,857千円)
建設仮勘定	3,032,055千円		3,032,055千円	
投資有価証券	657,390千円		666,440千円	
計	45,603,742千円	(37,092,086千円)	34,919,359千円	(27,754,431千円)

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当連結会計年度 (平成25年3月31日)	
短期借入金	15,637,233千円	(4,846,125千円)	14,921,937千円	(4,781,172千円)
1年内返済予定の長期借入金	10,756,981千円	(7,016,626千円)	5,489,388千円	(5,142,928千円)
未払金	4,019,290千円		3,526,053千円	
長期借入金	15,926,922千円	(14,707,862千円)	10,658,657千円	(9,581,697千円)
計	46,340,428千円	(26,570,613千円)	34,596,037千円	(19,505,798千円)

(注) 上記のうち、()内書は工場財団抵当に供されている資産及び債務を示しております。

## 2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券（株式）	10,000千円	10,000千円

3 前連結会計年度において、国庫補助金の受入により、建物及び構築物125,327千円、機械装置及び運搬具1,779,072千円の圧縮記帳を行いました。

なお、前連結会計年度末における圧縮記帳累計額は、建物及び構築物3,668,291千円、機械装置及び運搬具12,299,815千円、工具、器具及び備品6,494千円、土地163,373千円であります。

当連結会計年度末における圧縮記帳累計額は、建物及び構築物3,363,491千円、機械装置及び運搬具8,264,822千円、工具、器具及び備品6,494千円、土地163,373千円であります。

## （連結損益及び包括利益計算書関係）

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
役員報酬	113,265千円	138,848千円
従業員給与	478,344千円	519,997千円
業務委託費	286,953千円	251,959千円
減価償却費	95,041千円	91,660千円
租税公課	60,995千円	59,484千円
支払手数料	186,087千円	127,475千円

## 2 遅延損害金免除益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
前連結会計年度に計上した遅延損害金のうち、金融機関との交渉の結果計上の必要がなくなったもの	429,811千円	1,039,084千円
計	429,811千円	1,039,084千円

## 3 遅延損害金の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
金融機関等に対する返済の不履行により生じたもの	1,191,571千円	22,877千円
計	1,191,571千円	22,877千円

## 4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建設仮勘定	967,438千円	千円
計	967,438千円	千円

## 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	53,728千円	千円
機械及び装置	9,684千円	4,827千円
工具、器具及び備品	4,013千円	千円
その他	千円	166千円
計	67,426千円	4,993千円

## 6 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。なお、前連結会計年度については、該当事項はありません。

場所	用途	種類	減損損失
イオスエナジーマネジメント㈱ (東京都港区)	-	のれん	28,571千円

当社グループでは、風力発電所を子会社単位で運営していることから、事業用資産については、原則として、子会社を基準としてグルーピングを行っております。

連結子会社のイオスエナジーマネジメント㈱において、オートデマンドコントローラー販売事業買収時に計上したのれんについて、将来キャッシュ・フロー予測に基づく回収可能性を検討した結果、のれんの未償却残高の全額を対象として減損損失を計上しました。

## 7 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	176,360千円	5,790千円
組替調整額		
税効果調整前	176,360	5,790
税効果額	59,363	17,966
その他有価証券評価差額金	116,996	12,176
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	18,807	201,573
組替調整額		
税効果調整前	18,807	201,573
税効果額		
繰延ヘッジ損益	18,807	201,573
為替換算調整勘定：		
当期発生額	31,263	19,911
その他の包括利益合計	129,452	209,308

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	150,095	210		150,305
合計	150,095	210		150,305

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加210株は、新株予約権の行使によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	転換社債型新株予約権付社債	普通株式	30	-	-	30	-
	平成14年7月 第1回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	-
	平成15年6月 第2回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	-
	平成16年6月 第3回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	-
	平成19年7月 第4回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	150,927
	平成21年10月 第5回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	29,694
	平成22年1月 第6回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	113,245
合計	-	30	-	-	30	293,866	

(注) ストック・オプションとして付与したものであります。

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	150,305	140		150,445
合計	150,305	140		150,445

（注）普通株式の発行済株式総数の増加140株は、新株予約権の行使によるものであります。

## 2．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 （親会社）	転換社債型新株予約権付社債	普通株式	30	-	-	30	-
	平成14年7月 第1回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	-
	平成15年6月 第2回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	-
	平成16年6月 第3回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	-
	平成19年7月 第4回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	136,710
	平成21年10月 第5回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	11,135
	平成22年1月 第6回新株予約権（注）	-	-	-	-	-	100,226
合計	-	30	-	-	30	248,072	

（注）ストック・オプションとして付与したものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	4,783,872千円	4,505,103千円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,588,289千円	648,579千円
現金及び現金同等物	3,195,582千円	3,856,523千円

## 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

(前連結会計年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

株式の売却により由良風力開発㈱が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	18,641千円
固定資産	983,421千円
流動負債	293,706千円
固定負債	393,959千円
株式売却益	42,604千円
株式の売却価額	357,000千円
現金及び現金同等物	3,670千円
差引：売却による収入	353,329千円

(当連結会計年度 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

株式の売却により銚子風力開発㈱、肥前風力発電㈱、平生風力開発㈱及び江差風力開発㈱が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。

流動資産	1,551,589千円
固定資産	11,859,709千円
流動負債	5,826,910千円
固定負債	6,863,511千円
その他	297,062千円
株式売却益	3,986,246千円
株式の売却価額	5,004,186千円
現金及び現金同等物	542,505千円
差引：売却による収入	4,461,681千円

## 3 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
仮受金から未払金への振替額	619,499千円	- 千円

（リース取引関係）

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（借主側）

## 1. ファイナンス・リース取引

## 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として本社の事務機器であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	前連結会計年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	-	-	-
機械装置及び運搬具	-	-	-
合計	-	-	-

## (2) 未経過リース料期末残高相当額等

（単位：千円）

	前連結会計年度 （平成24年3月31日）
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	-
1年超	-
合計	-

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
支払リース料	1,424
減価償却費相当額	385
支払利息相当額	65

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## (減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	46,720
1年超	50,614
合計	97,335

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

リース取引関係の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （金融商品関係）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（注2）参照）。

## 前連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)現金及び預金	4,783,872	4,783,872	-
(2)売掛金	860,989	860,989	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	657,390	657,390	-
(4)短期借入金	(16,901,763)	(16,901,763)	-
(5)未払金	(10,904,906)	(10,904,906)	-
(6)社債	(4,100,000)	(4,114,392)	14,392
(7)長期借入金	(26,956,005)	(26,842,264)	113,740

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

## 当連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)現金及び預金	4,505,103	4,505,103	-
(2)売掛金	1,282,524	1,282,524	-
(3)投資有価証券 其他有価証券	663,180	663,180	-
(4)短期借入金	(15,089,103)	(15,089,103)	-
(5)未払金	(8,563,067)	(8,563,067)	-
(6)社債	(3,500,000)	(3,514,356)	14,356
(7)長期借入金	(16,360,112)	(16,370,640)	10,527

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## (1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、市場価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を御参照下さい。

## (4)短期借入金、(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (6)社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債発行を新規に行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

## (7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## (8)デリバティブ取引

注記情報「デリバティブ取引関係」を御参照下さい。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	77,066千円	76,574千円

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

## 前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,783,798	-	-	-
売掛金	860,989	-	-	-
合計	5,644,788	-	-	-

## 当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,505,103	-	-	-
売掛金	1,282,524	-	-	-
合計	5,787,627	-	-	-

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	16,901,763	-	-	-	-	-
社債	600,000	500,000	3,000,000	-	-	-
長期借入金	10,806,697	2,057,555	2,032,480	1,933,852	1,970,077	8,155,342
合計	28,308,461	2,557,555	5,032,480	1,933,852	1,970,077	8,155,342

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	15,089,103	-	-	-	-	-
社債	500,000	3,000,000	-	-	-	-
長期借入金	5,533,526	1,594,516	1,470,174	1,488,869	1,543,870	4,729,154
合計	21,122,630	4,594,516	1,470,174	1,488,869	1,543,870	4,729,154

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	407,910	355,596	52,313
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	407,910	355,596	52,313
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	249,480	303,558	54,078
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	249,480	303,558	54,078
合計		657,390	659,155	1,765

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 77,066千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	405,040	302,316	102,723
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	405,040	302,316	102,723
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	258,140	356,839	98,699
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	258,140	356,839	98,699
合計		663,180	659,155	4,024

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 76,574千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について40,219千円(その他有価証券で時価のない株式 40,219千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

## (デリバティブ取引関係)

## (1) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 金利関連

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	長期借入金	11,472,588	10,200,475	596,927

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	長期借入金	7,626,093	6,669,896	395,354

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

当社グループの各社は退職給付制度を有しないため該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売費及び一般管理費	45,446	-

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
特別利益の新株予約権戻入益	10,788	27,235

## 3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (平成14年ストック・オプション)	第2回新株予約権 (平成15年ストック・オプション)	第3回新株予約権 (平成16年ストック・オプション)	第4回新株予約権 (平成19年ストック・オプション)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社及び子会社の従業員 17名 当社監査役 3名 当社顧問 1名 当社への取締役派遣企業 1社	当社取締役 2名 当社の従業員 19名 当社監査役 3名 当社顧問 1名	当社取締役 2名 当社の従業員 36名 当社監査役 4名	当社取締役 2名 当社及び子会社の従業員 74名 当社子会社の取締役 1名 当社監査役 3名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 3,000株	普通株式 900株	普通株式 1,000株	普通株式 1,500株
付与日	平成14年7月22日	平成15年6月23日	平成16年11月29日	平成19年7月11日
権利確定条件	当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。(但し、任期満了により退任した取締役、監査役は権利行使資格を喪失しない)	同左	同左	同左
対象勤務期間	平成14年7月22日から平成16年7月26日まで	平成15年6月23日から平成17年7月26日まで	平成16年11月29日から平成18年7月25日まで	平成19年7月11日から平成21年7月10日まで
権利行使期間	平成16年7月26日から平成24年7月22日まで	平成17年7月26日から平成24年7月25日まで	平成18年7月26日から平成26年6月27日まで	平成21年7月11日から平成29年6月24日まで

	第5回新株予約権 (平成21年ストック・オプション)	第6回新株予約権 (平成22年ストック・オプション)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 5名 当社監査役 2名 当社執行役員 2名	当社従業員 49名 当社関係会社の取締役 7名 当社関係会社の従業員 75名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 340株	普通株式 1,497株
付与日	平成21年10月13日	平成22年1月29日
権利確定条件	当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。(但し、任期満了により退任した取締役、監査役は権利行使資格を喪失しない)	同左
対象勤務期間	平成21年10月14日から平成22年10月13日まで	平成22年1月30日から平成24年1月29日まで
権利行使期間	平成22年10月14日から平成32年10月13日まで	平成24年1月30日から平成31年1月29日まで

(注)株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (平成14年ストック・オプション)	第2回新株予約権 (平成15年ストック・オプション)	第3回新株予約権 (平成16年ストック・オプション)	第4回新株予約権 (平成19年ストック・オプション)
権利確定 前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定 未確定残	-	-	-	-
権利確定 後 (株)				
前連結会計年度末	120	510	412	1,327
権利確定	-	-	-	-
権利行使	90	-	-	-
失効	30	510	45	145
未行使残	-	-	367	1,182
	第5回新株予約権 (平成21年ストック・オプション)	第6回新株予約権 (平成22年ストック・オプション)		
権利確定 前 (株)				
前連結会計年度末	-	-		
付与	-	-		
失効	-	-		
権利確定 未確定残	-	-		
権利確定 後 (株)				
前連結会計年度末	80	1,183		
権利確定	-	-		
権利行使	50	-		
失効	-	199		
未行使残	30	984		

## 単価情報

	第1回新株予約権 (平成14年ストック・オプション)	第2回新株予約権 (平成15年ストック・オプション)	第3回新株予約権 (平成16年ストック・オプション)	第4回新株予約権 (平成19年ストック・オプション)
権利行使価格（円）	66,667	250,272	176,260	226,138
行使時平均株価（円）	56,400	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)（円）	-	-	-	113,736

	第5回新株予約権 (平成21年ストック・オプション)	第6回新株予約権 (平成22年ストック・オプション)
権利行使価格（円）	1	253,611
行使時平均株価（円）	53,900	-
公正な評価単価 (付与日)（円）	371,175	95,727

## 4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度に付与されたストックオプションまたは当連結会計年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストックオプションはありません。

## 5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産(流動)		
未払事業税	20,604	32,258
未払費用	373,366	-
その他	350	220
評価性引当額	393,202	20,831
計	1,118	11,647
繰延税金資産(固定)		
税務上の繰越欠損金	3,368,425	2,663,000
減価償却超過額	220,598	143,346
投資有価証券評価損	47,462	47,462
繰延ヘッジ損益	182,671	120,806
連結会社間内部利益消去	743,414	895,923
資産除去債務	890,020	652,939
その他	124,286	143,142
評価性引当額	4,809,110	4,107,578
計	767,769	559,043
繰延税金資産の合計	768,888	570,690
繰延税金負債(固定)		
資産除去債務対応固定資産	615,285	403,182
その他有価証券評価差額金	18,644	36,610
繰延税金負債の合計	633,930	439,793
繰延税金資産の純額	134,958	130,897

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	税金等調整前当期純 損失を計上したため、 記載しておりません。	(%)
法定実効税率 (調整)		38.0
交際費		0.1
住民税均等割		0.2
評価性引当額の増減		25.0
受取配当金益金不算入		0.1
その他		2.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率		10.3

（企業結合等関係）

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

事業分離

（子会社株式の売却）

当社は、銚子風力開発株式会社の発行済株式の90%、江差風力開発株式会社、肥前風力発電株式会社及び平生風力開発株式会社の当社が所有する全株式を譲渡する決議を行い、株式譲渡契約を締結し株式を譲渡いたしました。

風力発電事業を取り巻く経営環境は、固定価格買取制度により大きく変化していくことが見込まれておりますが、この間、風力発電の導入促進のための補助金制度の縮小・廃止が進む一方、補助金制度の代替となるべき固定価格買取制度の導入が、長らく法案審議の過程にあったため、国内における新規の風力発電所建設計画は、長期間ストップしている状況が続いてまいりました。この結果、資金繰り及び財務体質の悪化を余儀なくされてきました。

当社グループでは、有利子負債を圧縮し、バランスの取れた財務基盤と資金繰りの改善のため、所有する風力発電所の施設の一部（風力発電子会社）の売却等による資金化を進めてまいります。本件譲渡により、資金繰りの安定化及び有利子負債の圧縮が図れると判断したため、当社保有株式の売却について決定いたしました。

（江差風力開発株式の売却）

（１）事業分離の概要

分離先企業の名称及び事業の内容

株式会社ユースエナジーホールディングス（事業の内容：再生可能エネルギー関連事業）

分離した事業の内容

江差風力開発株式会社（事業の内容：風力発電事業）

事業分離を行った主な理由

上記参照

事業分離日（株式譲渡日）

平成24年 8月31日

法的形式を含む事業分離の概要

受取対価を現金とする株式譲渡

（２）実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 598,942千円

移転した事業に係る資産

流動資産 140,234 千円

固定資産 4,287,371

資産合計 4,427,605

流動負債 4,570,930

固定負債 199,201

負債合計 4,770,132

（３）分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社グループは、再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

（４）当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書に計上されている当該事業に係る損益の概算額

売上高 134,576千円

営業損失 81,840千円

経常損失 129,973千円

## ( 銚子風力開発株式の売却 )

## ( 1 ) 事業分離の概要

分離先企業の名称及び事業の内容

株式会社関電工（事業の内容：工事その他関連事業）

分離した事業の内容

銚子風力開発株式会社（事業の内容：風力発電事業）

事業分離を行った主な理由

上記参照

事業分離日（株式譲渡日）

平成24年10月30日

法的形式を含む事業分離の概要

受取対価を現金とする株式譲渡

## ( 2 ) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 1,810,935千円

移転した事業に係る資産及び負債

流動資産	522,328	千円
------	---------	----

固定資産	2,471,659	
------	-----------	--

資産合計	2,993,988	
------	-----------	--

流動負債	512,210	
------	---------	--

固定負債	2,644,788	
------	-----------	--

負債合計	3,156,999	
------	-----------	--

## ( 3 ) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社グループは、再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

## ( 4 ) 当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書に計上されている当該事業に係る損益の概算額

売上高	190,430千円
-----	-----------

営業利益	4,155
------	-------

経常損失	31,583
------	--------

## ( 肥前風力発電株式の売却 )

## ( 1 ) 事業分離の概要

分離先企業の名称及び事業の内容

株式会社ガスアンドパワー（事業の内容：電気供給事業等）

分離した事業の内容

肥前風力発電株式会社（事業の内容：風力発電事業）

事業分離を行った主な理由

上記参照

事業分離日（株式譲渡日）

平成24年11月29日

法的形式を含む事業分離の概要

受取対価を現金とする株式譲渡

## (2) 実施した会計処理の概要

## 移転損益の金額

関係会社株式売却益 1,388,418千円

## 移転した事業に係る資産及び負債

流動資産 507,563 千円

固定資産 3,458,477

資産合計 3,966,040

流動負債 475,431

固定負債 2,193,468

負債合計 2,668,899

## (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社グループは、再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

## (4) 当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書に計上されている当該事業に係る損益の概算額

売上高 161,707千円

営業損失 91,438

経常損失 127,441

## (平生風力開発株式の売却)

## (1) 事業分離の概要

分離先企業の名称及び事業の内容

株式会社ガスアンドパワー(事業の内容:電気供給事業等)

分離した事業の内容

平生風力開発株式会社(事業の内容:風力発電事業)

事業分離を行った主な理由

上記参照

事業分離日(株式譲渡日)

平成24年11月29日

法的形式を含む事業分離の概要

受取対価を現金とする株式譲渡

## (2) 実施した会計処理の概要

## 移転損益の金額

関係会社株式売却益 187,949千円

## 移転した事業に係る資産及び負債

流動資産 381,463 千円

固定資産 1,642,201

資産合計 2,023,665

流動負債 268,337

固定負債 1,826,052

負債合計 2,094,390

## (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社グループは、再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

## (4) 当連結会計年度の連結損益及び包括利益計算書に計上されている当該事業に係る損益の概算額

売上高 60,336千円

営業損失 35,839

経常損失 70,463

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

風力発電設備用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から17年と見積り、割引率は1.83%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	2,684,883千円	2,886,938千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	174,257千円	- 千円
時の経過による調整額	57,203千円	44,689千円
資産除去債務の履行による減少額	29,405千円	- 千円
連結除外による減少額	- 千円	831,741千円
期末残高	2,886,938千円	2,099,886千円

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社グループは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 【関連情報】

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
東北電力(株)	1,113,394	再生可能エネルギー関連事業
プレミアムグリーン パワー(株)	907,719	再生可能エネルギー関連事業
東京電力(株)	723,588	再生可能エネルギー関連事業
中国電力(株)	668,030	再生可能エネルギー関連事業
北陸電力(株)	610,554	再生可能エネルギー関連事業

当連結会計年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位:千円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
東北電力(株)	1,630,120	再生可能エネルギー関連事業
北陸電力(株)	838,618	再生可能エネルギー関連事業
中国電力(株)	711,158	再生可能エネルギー関連事業

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	塚脇正幸	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 1.38	担保の受入	借入金に対する担保の受入 （注）2	71,700	-	-

当連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	塚脇正幸	-	-	当社代表取締役	（被所有） 直接 1.37	担保の受入	借入金に対する担保の受入 （注）2	117,300	-	-

（注）1．上記（1）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．当社の銀行からの借入に対して担保提供を受けております。

## （ 1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	32,229.60円	60,048.43円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )	36,638.92円	25,676.78円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	25,675.42円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成24年3月31日)	当連結会計年度末 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	7,850,275	12,049,649
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,006,004	3,015,663
(うち新株予約権)	(293,866)	(248,072)
(うち少数株主持分)	(2,712,138)	(2,767,591)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,844,270	9,033,985
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	150,305	150,445

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	5,506,353	3,862,070
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	5,506,353	3,862,070
期中平均株式数(株)	150,287	150,411
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	-	8
(うち新株予約権(株))	(-)	(8)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の数3,212個)。 平成14年7月 第1回新株予約権 普通株式 120株 平成15年6月 第2回新株予約権 普通株式 510株 平成16年6月 第3回新株予約権 普通株式 412株 平成19年6月 第4回新株予約権 普通株式 1,327株 平成21年6月 第5回新株予約権 普通株式 80株 平成22年1月 第6回新株予約権 普通株式 1,183株	新株予約権5種類(新株予約権の数2,563個)。 平成15年6月 第2回新株予約権 なお、権利行使期間終了に伴う権利失効により、当連結会計年度末残高はありません。 平成16年6月 第3回新株予約権 普通株式 367株 平成19年6月 第4回新株予約権 普通株式 1,182株 平成21年6月 第5回新株予約権 普通株式 30株 平成22年1月 第6回新株予約権 普通株式 984株

## （重要な後発事象）

## 1．訴訟の提起

追加情報に記載のとおり、当社は、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に「有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起しております。

## 2．株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

平成25年5月20日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしました。

## (1) 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数（売買単位）を100株とする単元株制度を採用します。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

## (2) 株式の分割の概要

## 分割の方法

平成25年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の有する株式数を1株につき100株の割合をもって分割します。

## 分割により増加する株式数

平成25年9月30日の最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。当連結会計年度末時点の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

分割前の発行済株式総数	150,445株
今回の分割により増加する株式数	14,894,055株
分割後の発行済株式総数	15,044,500株
分割後の発行可能株式総数	60,000,000株

## 分割の日程

基準日公告日（予定）	平成25年9月13日
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年10月1日

## 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債につき、平成25年10月1日以降、次のとおり調整します。

## 新株予約権

	調整後の行使価額	調整前の行使価額	調整後の新株予約権 1個当たりの株式数	調整前の新株予約権 1個当たりの株式数
第3回新株予約権	1,763円	176,260円	100株	1株
第4回新株予約権	2,262円	226,138円	100株	1株
第5回新株予約権	1円	1円	100株	1株
第6回新株予約権	2,537円	253,611円	100株	1株

## 無担保転換社債型新株予約権付社債

	調整後の転換価額	調整前の転換価額
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	4,121.6円	412,160.5円

## (3) 単元株制度の採用

新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日

## (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	322.29円	600.48円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( )	366.38円	256.76円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	256.75円

(注) 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当第3四半期連結会計期間より、風力開発株式会社を新規設立したため、連結の範囲に含めております。

当第3四半期連結会計期間において、六ヶ所村風力開発株式会社、渥美風力開発株式会社、三浦ウィンドパーク株式会社、大山ウィンドファーム株式会社、珠洲風力開発株式会社、えりも風力開発株式会社は、吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また、胎内風力開発株式会社から新設分割により設立された胎内ウィンドファーム株式会社の全株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。

（追加情報）

（今後の状況）

平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は当社が提出した第10期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っています。

また併せて、同日付で当社提出の第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、平成25年4月12日に関東財務局より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため当社は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付で第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

有価証券報告書の訂正命令については、当社として承服することができないため、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起いたしました。この訴訟の結果、当社の主張が認められた場合には、四半期連結財務諸表を訂正する予定であります。また、当社の被った損害について賠償を求めため、平成25年7月12日付で国家賠償法に基づく訴訟も提起いたしました。

課徴金納付命令に関する審判手続においても、該当の有価証券報告書に関する公正な判断を求めの方針であります。

訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があります。現時点において判決等が確定していないことから、当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映しておりません。

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

1 当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

当社グループの売上高は、通常の営業形態として、強風期となる下半期に売電売上が集中するため、連結会計年度の上半期と下半期の売上高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	1,947,669千円
のれんの償却額	1,000

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

当社グループは再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略していません。

**（企業結合等関係）**

当第3四半期連結会計期間（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）

**共通支配下の取引等****（連結子会社との吸収合併）**

風力発電業界においては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が制定され、平成24年7月1日より固定価格買取制度（以下、「本制度」という）がスタートしております。当社グループでは、全ての発電所について、本制度に基づく経済産業省の設備認定及び電力会社との契約切替が完了しており、風力発電所の売上高は大幅に増収となっております。

他方、当社においては、補助金政策が不透明になったことから風力発電機等の代理店販売を平成22年3月期より大幅に縮小し、当社単体の業績においては赤字を余儀なくされております。斯かる経緯により当社のビジネスモデルも変更することとなりましたが、本制度の導入により、売電事業が回復したことから、当社経営の健全化、資金繰りの安定化を図るべく当社100%出資の売電子会社を吸収合併することといたしました。

**（1）取引の概要**

結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 六ヶ所村風力開発株式会社  
渥美風力開発株式会社  
三浦ウィンドパーク株式会社  
大山ウィンドファーム株式会社  
珠洲風力開発株式会社  
えりも風力開発株式会社

主要な事業の内容 風力発電事業

企業結合日

平成25年12月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、結合当事企業6社は解散いたしました。

結合後企業の名称

日本風力開発株式会社

**（2）実施した会計処理の概要**

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

**（開発資産の売却）**

当社及び連結子会社である三浦ウィンドパーク株式会社において進めていた開発途上にある風力発電所開発資産について、経営資源を集約し、より効率的に開発を進めるため、連結子会社である風力開発株式会社に売却いたしました。

**（1）取引の概要**

対象となった事業の名称及びその事業の内容

風力発電所開発に関する事業

企業結合日

平成25年11月29日

企業結合の法的形式

連結子会社である風力開発株式会社への事業譲渡

結合後企業の名称

変更ありません。

## (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行なっております。

## 事業分離

## (子会社株式の売却)

新潟県胎内市において進めておりました胎内風力発電プロジェクトについて、他企業等からの出資受入を前提に、胎内風力開発株式会社の風力発電事業を新設分割により胎内ウィンドファーム株式会社に移転し、発電所の建設工事を進めておりましたが、出資受け入れの交渉の過程において、譲渡先から胎内ウィンドファーム株式会社の全株式を譲り受ける旨の申し入れがありました。当社にとりましても、有利子負債の圧縮や財務体質の強化が見込まれること、また、本件譲渡後も当社グループにおいて、胎内風力発電プロジェクトに関する開発業務や保守業務等の業務受託を受けられる契約を締結することから、売却することといたしました。

## (1) 事業分離の概要

分離先企業の名称及び事業の内容

JENホールディングス株式会社(事業の内容:電力・蒸気・再生エネルギーの生産、供給、販売)

分離した事業の内容

胎内ウィンドファーム株式会社(事業の内容:風力発電事業)

事業分離を行なった主な理由

上記参照

事業分離日(株式譲渡日)

平成25年12月26日

法的形式を含む事業分離の概要

受取対価を現金とする株式譲渡

## (2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 218,776千円

移転した事業に係る資産及び負債

流動資産 1,168,421千円

固定資産 245,538

資産合計 1,413,959

流動負債 1,631,735

固定負債 -

負債合計 1,631,735

## (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

当社グループは、再生可能エネルギー関連事業の単一セグメントであるため、該当事項はありません。

## (4) 当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に計上されている当該事業に係る概算額

当第3四半期連結累計期間

売上高 - 千円

営業利益 -

経常損失( ) 1,637

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	36円65銭	17円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (千円)	551,273	269,096
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	551,273	269,096
普通株式の期中平均株式数(株)	15,040,000	15,045,122
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	36円65銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	800	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 1. 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

## （重要な後発事象）

## （金融支援の同意）

取引金融機関に対して、当社及び当社グループの状況や経営計画の進捗を説明し、平成26年10月末日に返済期限の到来する借入金について平成27年1月末まで延長することについて平成26年2月12日までにご同意頂きました。

## （無担保社債の発行）

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会において、第6回無担保社債（私募債）（以下「本社債」）を発行する決議を行いました。概要は次のとおりです。

（1）名称	日本風力開発株式会社 第6回無担保社債
（2）社債の総額	5億円
（3）各社債の金額	1,250万円
（4）払込期日	平成26年2月21日
（5）償還期日	平成28年2月20日
（6）利率	年2.5%
（7）発行価額	額面100円につき金100円
（8）償還価額	額面100円につき金100円
（9）償還方法	満期一括償還（ただし、繰上償還に関する定めがある。）
（10）利払方法	年4回
（11）総額引受人	マッコーリー・バンク・リミテッド
（12）資金使途	風力発電所開発のための子会社への貸付資金及び六ヶ所村風力発電所補助金事業に係る初期費用
（13）その他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第7回及び第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」）を発行し、本新株予約権は本社債償還資金をその資金使途の一部としています。マッコーリー・バンク・リミテッドが本新株予約権を行使すると同時に、本社債の償還を求めた場合には、本新株予約権による調達資金と同額が、本社債償還のために支払われる可能性があります。

## （新株予約権の発行）

当社は、平成26年2月12日開催の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当による第7回及び第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生後にマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、新株予約権買取契約を締結することを決議しました。本新株予約権の概要は次のとおりです。

## 第7回新株予約権

（1）払込期日及び割当日	平成26年2月28日
（2）新株予約権の個数	17,500個
（3）新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式1,750,000株
（4）発行価額	新株予約権1個につき1,395円
（5）当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,750,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は407円ではありますが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,750,000株であります。
（6）資金調達の内額	1,319,412,500円 （新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であり、発行諸費用の控除前であります。なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に係る発行諸費用の概算額合計は141,372,000円であります。）
（7）行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額740円 当社は、割当日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができます。行使価額は、各修正日の前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
（8）行使期間	平成26年3月3日から平成28年3月2日
（9）募集又は割当方法	第三者割当の方法によります
（10）割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
（11）資金使途	第6回無担保社債償還資金、風力発電所開発のための子会社への貸付資金、発電所修繕資金
（12）その他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約（以下、「本買取契約」）を締結する予定です。本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

## 第8回新株予約権

(1) 払込期日及び割当日	平成26年2月28日
(2) 新株予約権の個数	17,500個
(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式1,750,000株
(4) 発行価額	新株予約権1個につき1円
(5) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,750,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は407円ですが、下限行使価額においても、 潜在株式数は1,750,000株であります。
(6) 資金調達額	1,424,517,500円 （新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額であり、発行諸費用の控除前であります。なお、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行に係る発行諸費用の概算額合計は141,372,000円であります。）
(7) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額814円 当社は、割当日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、行使価額の修正を行うことができます。行使価額は、各修正日の前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されます。ただし、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(8) 行使期間	平成26年3月3日から平成28年3月2日
(9) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります
(10) 割当予定先	マッコーリー・バンク・リミテッド
(11) 資金使途	第6回無担保社債償還資金、風力発電所開発のための子会社への貸付資金、発電所修繕資金
(12) その他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約（以下、「本買取契約」）を締結する予定です。本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承認を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本風力開発(株)	第2回無担保社債	平成20年9月30日	300,000 (200,000)	100,000 (100,000)	1.27	なし	平成25年9月30日
日本風力開発(株)	第4回無担保社債	平成21年2月27日	800,000 (400,000)	400,000 (400,000)	0.88	なし	平成26年2月28日
日本風力開発(株)	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債(注)2	平成21年9月25日	3,000,000	3,000,000	1.00	なし	平成26年9月25日
計	-	-	4,100,000 (600,000)	3,500,000 (500,000)	-	-	-

- (注) 1.( )内書は、1年以内の償還予定額であります。  
2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	412,160.5
発行価額の総額(千円)	3,000,000
新株予約権の行使により発行した 株式の発行価額の総額(千円)	-
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 平成21年10月16日 至 平成26年9月4日

- (注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとして扱います。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内(千円)	2年超3年以内(千円)	3年超4年以内(千円)	4年超5年以内(千円)
500,000	3,000,000	-	-	-

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	16,901,763	15,089,103	2.39	-
1年以内に返済予定の長期借入金	10,806,697	5,533,526	2.13	-
1年以内に返済予定のリース債務	13,532	10,500	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	16,149,307	10,826,585	2.58	平成26年4月～ 平成34年9月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	23,089	12,848	-	平成26年4月～ 平成28年9月
計	43,894,390	31,472,565	-	-

（注）1．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3．長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,594,516	1,470,174	1,488,869	1,543,870
リース債務	6,437	4,596	1,814	-

（注） 上記長期借入金金額の一部は、ユーロ建てであり当期末のレートで円換算したものであります。

## 【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
借地契約に基づく 原状回復義務	2,886,938	44,689	831,741	2,099,886
合計	2,886,938	44,689	831,741	2,099,886

## （2）【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高（千円）	1,180,268	1,837,577	3,583,462	6,283,451
税金等調整前四半期（当期） 純利益金額又は税金等調整前 四半期純損失金額（ ）（千 円）	1,715,419	3,085,536	637,399	4,460,726
四半期（当期）純利益金額又 は四半期純損失金額（ ） （千円）	1,641,474	2,927,497	551,273	3,862,070
1株当たり四半期（当期）純 利益金額又は1株当たり四半 期純損失金額（ ）（円）	10,919.14	19,467.59	3,665.38	25,676.78

（会計期間）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 又は1株当たり四半期 純損失金額（ ）（円）	10,919.14	8,549.26	23,123.21	22,006.69

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	<sup>1</sup> 354,844	<sup>1</sup> 673,521
売掛金	66,588	<sup>2</sup> 109,854
商品及び製品	3,750,056	3,731,828
仕掛品	502,061	629,746
原材料及び貯蔵品	2,820	256
前渡金	<sup>2</sup> 134,462	<sup>2</sup> 127,720
前払費用	<sup>2</sup> 39,315	<sup>2</sup> 38,032
未収収益	<sup>2</sup> 1,446,100	<sup>2</sup> 1,953,636
短期貸付金	-	24,420
関係会社短期貸付金	<sup>1</sup> 10,046,972	<sup>1</sup> 12,982,566
未収入金	<sup>2</sup> 252,059	<sup>2</sup> 397,673
未収消費税等	65,443	47,513
預け金	60,000	905,863
その他	126,197	203,329
貸倒引当金	<sup>2</sup> 1,017,350	<sup>2</sup> 2,886,092
流動資産合計	15,829,572	18,939,872
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	270,946	270,660
減価償却累計額	26,591	47,010
建物（純額）	<sup>1</sup> 244,355	<sup>1</sup> 223,649
構築物	309,500	309,500
減価償却累計額	36,423	50,471
構築物（純額）	<sup>1</sup> 273,077	<sup>1</sup> 259,029
機械及び装置	3,318,026	3,298,133
減価償却累計額	928,035	1,116,558
機械及び装置（純額）	<sup>1</sup> 2,389,991	<sup>1</sup> 2,181,575
工具、器具及び備品	26,607	31,678
減価償却累計額	16,343	23,042
工具、器具及び備品（純額）	10,264	8,636
土地	31,092	31,092
リース資産	36,970	45,192
減価償却累計額	21,801	26,491
リース資産（純額）	15,168	18,701
建設仮勘定	8,263	8,755
有形固定資産合計	2,972,212	2,731,439
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	30,159	18,484
商標権	675	162
その他	18,450	20,482

無形固定資産合計

49,285

39,129

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	<sup>1</sup> 713,718	<sup>1</sup> 722,768
関係会社株式	<sup>1</sup> 7,344,866	<sup>1</sup> 4,826,023
関係会社長期貸付金	<sup>1</sup> 8,857,910	<sup>1</sup> 6,000,100
敷金	26,140	26,140
長期前払費用	<sup>2</sup> 70,945	<sup>2</sup> 67,436
その他	<sup>2</sup> 118,878	<sup>2</sup> 318,815
貸倒引当金	<sup>2</sup> 2,290,625	<sup>2</sup> 481,572
投資その他の資産合計	14,841,834	11,479,711
固定資産合計	17,863,332	14,250,280
資産合計	33,692,905	33,190,153
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	<sup>2</sup> 153,859	-
短期借入金	<sup>1</sup> 11,106,236	<sup>1</sup> 10,192,592
1年内返済予定の長期借入金	<sup>1</sup> 1,795,980	<sup>1</sup> 1,545,396
1年内償還予定の社債	600,000	500,000
リース債務	6,821	8,193
未払金	<sup>2</sup> 233,135	<sup>2</sup> 152,849
未払費用	639,549	14,214
未払法人税等	19,690	219,032
前受金	<sup>2</sup> 150,291	<sup>2</sup> 79,554
設備関係未払金	4,648,089	4,183,014
その他	51,936	30,783
流動負債合計	19,405,590	16,925,631
<b>固定負債</b>		
社債	3,500,000	3,000,000
関係会社長期借入金	<sup>1</sup> 818,500	-
リース債務	8,346	11,844
繰延税金負債	77,754	90,920
資産除去債務	225,805	229,885
債務保証損失引当金	18,899	101,332
固定負債合計	4,649,306	3,433,983
負債合計	24,054,897	20,359,614
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	9,905,158	9,917,438
資本剰余金		
資本準備金	9,781,027	9,793,306
資本剰余金合計	9,781,027	9,793,306
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,321,634	7,095,692

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
利益剰余金合計	10,321,634	7,095,692
株主資本合計	9,364,551	12,615,052
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,409	32,586
評価・換算差額等合計	20,409	32,586
新株予約権	293,866	248,072
純資産合計	9,638,008	12,830,538
負債純資産合計	33,692,905	33,190,153

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	<sup>1</sup> 765,885	<sup>1</sup> 605,873
売上原価		
商品期首たな卸高	5,826,967	3,750,056
当期商品仕入高	<sup>1</sup> 295,483	<sup>1</sup> 50,651
仕入値引及び戻し高	2,131,336	-
合計	3,991,114	3,800,708
その他払出高	6	2,337
商品期末たな卸高	3,750,056	3,731,828
差引商品売上原価	241,051	66,542
業務受託原価	342,436	335,267
売上原価合計	583,488	401,810
売上総利益	182,397	204,063
販売費及び一般管理費	<sup>2</sup> 3,461,418	<sup>2</sup> 1,750,172
営業損失( )	3,279,021	1,546,108
営業外収益		
受取利息	<sup>1</sup> 430,654	<sup>1</sup> 829,619
受取配当金	17,567	16,490
受取補償金	-	325,987
貸倒引当金戻入額	-	457,542
その他	24,491	13,724
営業外収益合計	472,713	1,643,363
営業外費用		
支払利息	288,048	314,827
社債利息	59,522	39,118
債務保証損失引当金繰入額	18,899	82,433
その他	72,903	72,789
営業外費用合計	439,373	509,168
経常損失( )	3,245,681	411,913
特別利益		
関係会社株式売却益	-	2,433,253
受取損害賠償金	-	857,988
資産除去債務履行差額	1,845	-
新株予約権戻入益	10,788	27,235
遅延損害金免除益	<sup>3</sup> 429,811	<sup>3</sup> 583,770
還付加算金	64,260	-
特別利益合計	506,706	3,902,248
特別損失		
固定資産除却損	<sup>5</sup> 67,264	<sup>5</sup> 4,816
投資有価証券評価損	40,219	-
関係会社株式評価損	229,755	73,945
関係会社株式売却損	96,200	-
遅延損害金	<sup>4</sup> 565,884	-
割賦契約解約損	879,693	-
プロジェクト整理損失	114,766	2,798

特別損失合計	1,993,784	81,560
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	4,732,759	3,408,774

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	2,420	187,632
法人税等調整額	12,564	4,800
法人税等合計	10,144	182,831
当期純利益又は当期純損失( )	4,722,614	3,225,942

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	9,866,185	9,905,158
当期変動額		
新株の発行	38,973	12,279
当期変動額合計	38,973	12,279
当期末残高	9,905,158	9,917,438
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
当期首残高	9,742,053	9,781,027
当期変動額		
新株の発行	38,973	12,279
当期変動額合計	38,973	12,279
当期末残高	9,781,027	9,793,306
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	5,599,020	10,321,634
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,722,614	3,225,942
当期変動額合計	4,722,614	3,225,942
当期末残高	10,321,634	7,095,692
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	14,009,218	9,364,551
当期変動額		
新株の発行	77,946	24,558
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,722,614	3,225,942
当期変動額合計	4,644,667	3,250,501
当期末残高	9,364,551	12,615,052
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期首残高	96,586	20,409
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	116,996	12,176
当期変動額合計	116,996	12,176
当期末残高	20,409	32,586
<b>評価・換算差額等合計</b>		
当期首残高	96,586	20,409
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	116,996	12,176
当期変動額合計	116,996	12,176
当期末残高	20,409	32,586

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
<b>新株予約権</b>		
当期首残高	337,155	293,866
<b>当期変動額</b>		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	43,289	45,794
<b>当期変動額合計</b>	<b>43,289</b>	<b>45,794</b>
当期末残高	293,866	248,072
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	14,442,961	9,638,008
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	77,946	24,558
当期純利益又は当期純損失( )	4,722,614	3,225,942
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	160,285	57,971
<b>当期変動額合計</b>	<b>4,804,953</b>	<b>3,192,530</b>
当期末残高	9,638,008	12,830,538

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社では、前事業年度において、営業損失3,279百万円、経常損失3,245百万円、当期純損失4,722百万円を計上しており、当事業年度においても、最終損益は3,225百万円の当期純利益となったものの、営業損失1,546百万円、経常損失411百万円を計上し、継続して営業損失及び経常損失を計上しております。

これらにより、当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況をいち早く解消し、収益基盤及び資金繰りの安定化を実現すべく、以下の経営改善策を実行してまいります。

収益基盤の安定化、収益力の強化へ向けた対応

（ ）新たな収益基盤の確立に向けた取り組み

これまで当社グループで開発を続けてきた国内複数個所の開発案件について、他の企業等からの出資受け入れを進める一方、開発業務については当社グループのノウハウを活かして当社が業務を受託する事業モデルを強化いたします。

当社グループは、東日本大震災による被災からの復興への貢献と、東北地方での風力発電所開発を目的として、青森県六ヶ所村に東北本社を設立しており、東北地方を中心とした風力発電所開発を進めております。今後は、特に東北、北海道を中心とする開発を行ってまいります。

（ ）蓄電池設備の有効活用の推進及びNAS電池の販売促進

当社グループでは、六ヶ所村風力発電所が、環境省の「平成24年度再生可能エネルギー導入のための蓄電池制御等実証モデル事業」として採択され、そのモデル事業において既設の六ヶ所村風力発電所へ大規模蓄電池を増設し、非常時等の地元公共施設及び企業への地産地消型の電力供給など蓄電池の有効活用に取り組んで参ります。

この実証モデル事業を通して蓄電池の用途拡大を図り、収益源の多様化を図るために電力安定化等のソリューション販売により蓄電設備の有効活用を推進すると共に、電力需要の平準化に対応するために活用が見込まれるNAS電池の販売を、電力会社や発電設備を有する事業者に向けて促進いたします。

（ ）事業運営コストの圧縮

収益基盤の改善を進めるために、組織体制の見直しを行い、事業運営の効率化や事業子会社の収益力の強化を進めるとともに、人件費等を含む経費の削減に引き続き取り組み、事業運営コスト削減を徹底して行い収益力を高めてまいります。

資金繰りの安定化、財務体質の強化へ向けた対応

（ ）返済遅延債務への対応

期限延長手続きが完了していなかった借入金等については、一旦、平成25年6月末日までの返済期限の延長及び返済方法の変更を主な内容とする借入金返済条件変更等にご同意頂いております。引き続き、返済遅延債務が発生しないよう取引金融機関と協議を進めてまいります。

（ ）財務体質の改善

当社グループでは、有利子負債を圧縮しバランスのとれた財務基盤への改善のため、所有する風力発電所の施設の一部（風力発電子会社）の株式売却等による資金化を進めてまいりました。

しかしながら、これらの対応策は現在実施途上にあり、収益力の強化に係る施策は今後の国内外の経済情勢によっては、計画通りに推進できない可能性があります。また、金融機関等との交渉についても、進めている途上であり結果は外部要因に左右されるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

ア．通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

イ．通常の販売目的で保有する新エネルギー等電気相当量（RPS）

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～27年
構築物	10～45年
機械及び装置	4～22年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## （表示方法の変更）

## （貸借対照表）

当事業年度において表示の見直しを行った結果、前事業年度まで「流動資産」の「その他」に含めていた「預け金」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた186,197千円は、「預け金」60,000千円、「その他」126,197千円として組み替えております。

## （損益計算書）

当事業年度において表示の見直しを行った結果、前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めていた「債務保証損失引当金繰入額」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。また、前事業年度まで独立掲記していた「営業外費用」の「IR費用」及び「支払手数料」は、いずれも営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「IR費用」16,970千円、「支払手数料」37,484千円、「その他」37,348千円は、「債務保証損失引当金繰入額」18,899千円、「その他」72,903千円として組み替えております。

## （追加情報）

## （今後の状況）

平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は当社が提出した第10期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）有価証券報告書の重要な事項につき虚偽の記載があるとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っております。

また併せて、同日付で当社提出の第10期事業年度有価証券報告書に係る訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告があり、平成25年4月12日に関東財務局より平成25年4月19日までに有価証券報告書の訂正報告書を提出するよう命ぜられました。そのため当社は当該提出命令に従い、平成25年4月19日付で第10期事業年度有価証券報告書の訂正報告書を提出しております。

有価証券報告書の訂正命令については、当社として承服することができないため、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起いたしました。この訴訟の結果、当社の主張が認められた場合には、財務諸表を訂正する予定であります。

また、課徴金納付命令に関する審判手続においても、該当の有価証券報告書に関する公正な判断を求める方針であります。

訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があります。現時点において判決等が確定していないことから、当事業年度の財務諸表には課徴金納付による損失は反映しておりません。

(貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
現金及び預金	245,800千円		140,000千円	
建物	7,149千円	(7,149千円)	6,603千円	(6,603千円)
構築物	106,084千円	(106,084千円)	100,820千円	(100,820千円)
機械及び装置	2,063,579千円	(2,063,579千円)	1,890,521千円	(1,890,521千円)
投資有価証券	657,390千円		663,180千円	
関係会社株式	111,772千円		66,656千円	
関係会社短期貸付金	7,044,085千円		8,709,546千円	
計	10,235,861千円	(2,176,813千円)	11,577,329千円	(1,997,946千円)

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
短期借入金	10,730,336千円		10,075,567千円	
1年内返済予定の長期借入金	1,795,980千円	(1,795,980千円)	1,545,396千円	(1,545,396千円)
関係会社長期借入金	753,000千円		-千円	
計	13,279,316千円	(1,795,980千円)	11,620,963千円	(1,545,396千円)

(注) 上記のうち、( )内書は工場財団抵当に供されている資産及び債務を示しております。

関係会社等の借入金に対して下記資産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
現金及び預金	105,800千円		-千円	
投資有価証券	-千円		3,260千円	
関係会社株式	2,465,193千円		-千円	
関係会社短期貸付金	770,285千円		-千円	
関係会社長期貸付金	8,165,600千円		5,990,600千円	
計	11,506,879千円		5,993,860千円	

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>流動資産</b>		
売掛金	- 千円	23,100千円
前渡金	- 千円	5,307千円
前払費用	3,619千円	3,619千円
未収収益	1,446,100千円	1,953,337千円
未収入金	47,950千円	97,772千円
貸倒引当金	1,017,350千円	2,886,092千円
<b>固定資産</b>		
長期前払費用	23,653千円	20,034千円
その他	33,803千円	33,803千円
貸倒引当金	2,290,625千円	481,572千円
<b>流動負債</b>		
買掛金	153,859千円	- 千円
未払金	99,944千円	7,854千円
前受金	101,272千円	36,960千円

## 3 保証債務

次の関係会社等について、金融機関等からの借入、リース債務及び設備未払金に対し債務保証及び保証予約を行っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
銚子屏風ヶ浦風力開発㈱ (借入債務)	99,500千円	銚子屏風ヶ浦風力開発㈱ (借入債務) 80,300千円
銚子風力開発㈱(借入債務)	1,889,144千円	銚子風力開発㈱(借入債務) - 千円
大山ウィンドファーム㈱ (借入債務)	2,029,900千円	大山ウィンドファーム㈱ (借入債務) 1,738,400千円
肥前風力発電㈱(借入債務)	1,949,806千円	肥前風力発電㈱(借入債務) - 千円
六ヶ所村風力開発㈱ (借入債務)	2,800,066千円	六ヶ所村風力開発㈱ (借入債務) 2,310,042千円
珠洲風力開発㈱(借入債務)	6,260,881千円	珠洲風力開発㈱(借入債務) 6,106,881千円
渥美風力開発㈱(借入債務)	1,400,310千円	渥美風力開発㈱(借入債務) 1,203,920千円
二又風力開発㈱(借入債務)	9,114,027千円	二又風力開発㈱(借入債務) 8,029,033千円
平生風力開発㈱(借入債務)	911,319千円	平生風力開発㈱(借入債務) - 千円
江差風力開発㈱(借入債務)	4,360,682千円	江差風力開発㈱(借入債務) - 千円
㈱MJウィンドパワー市原 (設備未払)	114,893千円	㈱MJウィンドパワー市原 (設備未払) 104,679千円
松前風力開発㈱(設備未払)	3,885,791千円	松前風力開発㈱(設備未払) 3,885,791千円
吹越台地風力開発㈱ (設備未払)	705,820千円	吹越台地風力開発㈱ (設備未払) 705,820千円
㈱津軽半島エコエネ (借入債務)	545,617千円	㈱津軽半島エコエネ (借入債務) - 千円
イオスエンジニアリング & サービス㈱(借入債務)	234,261千円	イオスエンジニアリング & サービス㈱(借入債務) 185,261千円
計	36,302,022千円	計 24,350,129千円

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
関係会社への売上高	313,450千円	239,395千円
関係会社からの仕入高	145,063千円	- 千円
関係会社からの受取利息	426,261千円	828,850千円

## 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 5.6%、当事業年度10.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 94.4 %、当事業年度89.3 %であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
役員報酬	94,682千円	118,359千円
従業員給与	314,006千円	311,191千円
旅費交通費	39,725千円	38,958千円
業務委託費	358,281千円	305,901千円
減価償却費	90,899千円	78,280千円
地代家賃	90,244千円	67,341千円
租税公課	48,017千円	53,303千円
支払手数料	157,161千円	111,439千円
株式報酬費用	45,466千円	- 千円
貸倒引当金繰入額	2,067,826千円	517,231千円

## 3 遅延損害金免除益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
前事業年度に計上した遅延損害金のうち、金融機関との交渉の結果計上の必要がなくなったもの	429,811千円	583,770千円
計	429,811千円	583,770千円

## 4 遅延損害金の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
金融機関等に対する返済の不履行 により生じたもの	565,884千円	- 千円
計	565,884千円	- 千円

## 5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	53,728千円	- 千円
機械及び装置	9,521千円	4,649千円
工具、器具及び備品	4,013千円	- 千円
リース資産	- 千円	166千円
計	67,264千円	4,816千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（借主側）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として本社の事務機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	-	-	-
合計	-	-	-

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）
未経過リース料期末残高相当額	
1年内	-
1年超	-
合計	-

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
支払リース料	579
減価償却費相当額	171
支払利息相当額	10

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	46,720
1年超	50,614
合計	97,335

当事業年度（自平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

リース取引関係の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式4,816,023千円、関連会社株式10,000千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,334,866千円、関連会社株式10,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	221,891	12,156
貸倒引当金	1,308,967	1,200,235
投資有価証券評価損	33,128	47,462
税務上の繰越欠損金	1,690,691	1,051,709
減価償却超過額	36,832	34,103
関係会社株式評価損	808,211	565,447
資産除去債務	80,477	81,931
その他	142,032	252,452
繰延税金資産小計	4,322,231	3,245,498
評価性引当額	4,322,231	3,245,498
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務	59,110	54,309
その他有価証券評価差額金	18,644	36,610
繰延税金負債合計	77,754	90,920
繰延税金資産（負債）の純額	77,754	90,920

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	税引前当期純損失を	38.0%
（調整）	計上したため、記載し	
交際費等永久に損金に算入されない項目	ておりません。	0.1
住民税均等割		0.1
評価性引当額の増減		30.1
その他		2.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率		5.4

（企業結合等関係）

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

風力発電設備用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から17年と見積り、割引率は1.83%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
期首残高	229,251千円	225,805千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	21,712千円	- 千円
時の経過による調整額	4,247千円	4,079千円
資産除去債務の履行による減少額	29,405千円	- 千円
期末残高	225,805千円	229,885千円

## （ 1株当たり情報）

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり純資産額	62,167.87円	83,634.99円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )	31,423.97円	21,447.52円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	21,446.38円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成24年 3月31日)	当事業年度末 (平成25年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	9,638,008	12,830,538
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	293,866	248,072
(うち新株予約権)	(293,866)	(248,072)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	9,344,141	12,582,466
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	150,305	150,445

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	4,722,614	3,225,942
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	4,722,614	3,225,942
期中平均株式数(株)	150,287	150,411
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	-	8
(うち新株予約権(株))	(-)	(8)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の数3,212個)。 平成14年7月 第1回新株予約権 普通株式 120株 平成15年6月 第2回新株予約権 普通株式 510株 平成16年6月 第3回新株予約権 普通株式 412株 平成19年6月 第4回新株予約権 普通株式 1,327株 平成21年6月 第5回新株予約権 普通株式 80株 平成22年1月 第6回新株予約権 普通株式 1,183株	新株予約権5種類(新株予約権の数2,563個)。 平成15年6月 第2回新株予約権 なお、権利行使期間終了に伴う権利失効により、当事業年度末残高はありません。 平成16年6月 第3回新株予約権 普通株式 367株 平成19年6月 第4回新株予約権 普通株式 1,182株 平成21年6月 第5回新株予約権 普通株式 30株 平成22年1月 第6回新株予約権 普通株式 984株

## （重要な後発事象）

## 1．訴訟の提起

追加情報に記載のとおり、当社は、平成25年4月18日付で東京地方裁判所に「有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起しております。

## 2．株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

平成25年5月20日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしました。

## (1) 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数（売買単位）を100株とする単元株制度を採用します。なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

## (2) 株式の分割の概要

## 分割の方法

平成25年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の有する株式数を1株につき100株の割合をもって分割します。

## 分割により増加する株式数

平成25年9月30日の最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。当事業年度末時点の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

分割前の発行済株式総数	150,445株
今回の分割により増加する株式数	14,894,055株
分割後の発行済株式総数	15,044,500株
分割後の発行可能株式総数	60,000,000株

## 分割の日程

基準日公告日（予定）	平成25年9月13日
基準日	平成25年9月30日
効力発生日	平成25年10月1日

## 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債につき、平成25年10月1日以降、次のとおり調整します。

## 新株予約権

	調整後の行使価額	調整前の行使価額	調整後の新株予約権 1個当たりの株式数	調整前の新株予約権 1個当たりの株式数
第3回新株予約権	1,763円	176,260円	100株	1株
第4回新株予約権	2,262円	226,138円	100株	1株
第5回新株予約権	1円	1円	100株	1株
第6回新株予約権	2,537円	253,611円	100株	1株

## 無担保転換社債型新株予約権付社債

	調整後の転換価額	調整前の転換価額
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	4,121.6円	412,160.5円

## (3) 単元株制度の採用

新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

新設の日程

効力発生日 平成25年10月1日

## (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	621.67円	836.34円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額( )	314.23円	214.47円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	214.46円

(注) 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

投資 有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数	貸借対照表計上額 (千円)
		三井造船(株)	2,440,000	405,040
(株)日本製鋼所	440,000	220,440		
(株)西島製作所	50,000	37,700		
やまがたグリーンパワー(株)	3,400	0		
いしかわグリーンパワー(株)	1,800	11,778		
青い森鉄道(株)	600	30,000		
日本自然エネルギー(株)	490	9,550		
(株)津軽半島エコエネ	100	5,000		
銚子風力開発(株)	800	3,260		
		計	2,937,190	722,768

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	270,946	564	850	270,660	47,010	20,461	223,649
構築物	309,500	-	-	309,500	50,471	14,048	259,029
機械及び装置	3,318,026	5,022	24,915	3,298,133	1,116,558	208,789	2,181,575
工具、器具及び備品	26,607	6,024	953	31,678	23,042	4,219	8,636
土地	31,092	-	-	31,092	-	-	31,092
リース資産	36,970	11,558	3,336	45,192	26,491	7,858	18,701
建設仮勘定	8,263	12,208	11,716	8,755	-	-	8,755
有形固定資産計	4,001,407	35,376	41,770	3,995,013	1,263,574	255,377	2,731,439
無形固定資産							
ソフトウェア	81,641	2,813	-	84,454	65,970	14,488	18,484
商標権	5,153	-	21	5,132	4,970	513	162
その他	18,450	2,114	-	20,565	82	62	20,482
無形固定資産計	105,245	4,927	21	110,153	71,023	15,063	39,129
長期前払費用	100,483	3,872	-	104,356	29,537	7,581	(7,382) 74,818

(注) 長期前払費用の差引当期末残高欄( )内の金額は、1年以内償却予定額(内書)であり、貸借対照表上は流動資産の「前払費用」に含めて表示しております。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高(千円)
貸倒引当金	3,307,975	517,231	-	457,542	3,367,664
債務保証損失引当金	18,899	82,433	-	-	101,332

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)の金額は、債権回収による取崩額であります。

## (2)【主な資産及び負債の内容】

## 流動資産

## イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	127
預金	
普通預金	482,908
定期預金	140,000
別段預金	50,485
小計	673,394
合計	673,521

## ロ．売掛金

## 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
中国電力(株)	51,580
小田急電鉄(株)	34,656
イオスエンジニアリング&サービス(株)	23,100
その他	517
合計	109,854

## 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$
66,588	398,475	355,209	109,854	76.4	81

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

## ハ．商品及び製品

## 商品内訳

品名	金額(千円)
NAS電池	3,681,399
新エネルギー等電気相当量分(RPS)	50,428
合計	3,731,828

## ニ．仕掛品

期首残高(千円)	当期支出額(千円)	業務受託原価への振替額 (千円)	その他勘定への振替 (千円)	期末残高(千円)
502,061	130,663	-	2,978	629,746

期末残高の内訳は次のとおりであります。

調査、業務委託費	329,233千円
人件費	76,398
旅費交通費	28,611
その他	195,503
合計	629,746

## ホ.原材料及び貯蔵品

品目	金額(千円)
消耗品等	256
合計	256

## ヘ.未収収益

品目	金額(千円)
二又風力開発(株)	342,624
吹越台地風力開発(株)	302,329
珠洲風力開発(株)	199,884
胎内風力開発(株)	198,608
大山ウィンドファーム(株)	174,412
六ヶ所村風力開発(株)	160,539
その他	575,237
合計	1,953,636

## ト.関係会社短期貸付金

相手先	金額(千円)
吹越台地風力開発(株)	3,943,943
胎内風力開発(株)	2,435,211
珠洲風力開発(株)	1,928,603
松前風力開発(株)	1,593,950
南房総風力開発(株)	1,126,811
銭函風力開発(株)	795,353
その他	1,158,694
合計	12,982,566

## 固定資産

## イ.関係会社株式

銘柄	金額(千円)
二又風力開発(株)	4,497,000
MITOS Windpark GmbH	54,909
EOS Energy Limited	50,201
イオスエンジニアリング&サービス(株)	45,900
JWD Rees Windpark GmbH	43,480
えりも風力発電(株)	36,656
その他	97,875
合計	4,826,023

## ロ．関係会社長期貸付金

相手先	金額(千円)
二又風力開発(株)	2,400,000
渥美風力開発(株)	1,349,600
六ヶ所村風力開発(株)	1,177,000
大山ウィンドファーム(株)	913,000
その他	160,500
合計	6,000,100

## 流動負債

## イ．短期借入金

相手先	金額(千円)
(株)三菱東京UFJ銀行	3,320,791
(株)三井住友銀行	2,219,857
(株)日本政策投資銀行	2,217,810
(株)みずほ銀行	1,157,867
(株)京葉銀行	426,871
(株)新銀行東京	244,123
その他	605,271
合計	10,192,592

## ロ．設備関係未払金

相手先	金額(千円)
三菱UFJリース(株)	4,182,368
その他	645
合計	4,183,014

## ハ．1年内返済予定の長期借入金 1,545,396千円

内訳は1.連結財務諸表等(1)連結財務諸表 連結附属明細表 借入金等明細表に記載しております。

## ニ．1年内償還予定の社債 500,000千円

内訳は1.連結財務諸表等(1)連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

## 固定負債

## イ．社債 3,000,000千円

内訳は1.連結財務諸表等(1)連結財務諸表 連結附属明細表 社債明細表に記載しております。

## (3)【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.jwd.co.jp/jwdir.html">http://www.jwd.co.jp/jwdir.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

当社の株主は、単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないこととしております。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第13期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

事業年度（第14期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

#### (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成24年5月14日関東財務局長に提出

事業年度（第12期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成25年4月19日関東財務局長に提出

事業年度（第10期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

平成25年5月15日関東財務局長に提出

事業年度（第11期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

事業年度（第12期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

事業年度（第13期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

#### (3) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度（第13期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

事業年度（第14期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

#### (4) 内部統制報告書の訂正報告書

平成25年4月19日関東財務局長に提出

事業年度（第10期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

平成25年5月15日関東財務局長に提出

事業年度（第11期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第12期）（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

事業年度（第13期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の内部統制報告書に係る訂正報告書であります。

## (5) 四半期報告書及び確認書

- （第14期第1四半期）（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出
- （第14期第2四半期）（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出
- （第14期第3四半期）（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出
- （第15期第1四半期）（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）平成25年8月14日関東財務局長に提出
- （第15期第2四半期）（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）平成25年11月12日関東財務局長に提出
- （第15期第3四半期）（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）平成26年2月12日関東財務局長に提出

## (6) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成25年5月15日関東財務局長に提出

（第12期第3四半期）（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

（第13期第1四半期）（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

（第13期第2四半期）（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

（第13期第3四半期）（自平成23年10月1日 至平成23年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

（第14期第1四半期）（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

（第14期第2四半期）（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

（第14期第3四半期）（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

## (7) 臨時報告書

平成25年7月3日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

### 第三部【提出会社の保証会社等の情報】

#### 第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

#### 第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

#### 第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【最近の財務諸表】

該当事項はありません。

### 第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月28日

日本風力開発株式会社

取締役会 御中

## 日之出監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小田 哲生	印
----------------	-------	-------	---

代表社員 業務執行社員	公認会計士	星川 明子	印
----------------	-------	-------	---

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本風力開発株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本風力開発株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、営業損失1,329百万円、経常損失2,538百万円、当期純損失5,506百万円を計上しており、当連結会計年度においては3,862百万円の当期純利益となったものの、営業損失726百万円、経常損失1,299百万円を計上し、継続して営業損失及び経常損失を計上している。これらにより、会社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 追加情報に記載されているとおり、会社は、平成25年4月18日付で、東京地方裁判所に、有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起している。この訴訟の結果、会社の主張が認められた場合には、会社は連結財務諸表を訂正する予定である。また、平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っている。訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があるが、現時点において判決等が確定していないことから、当連結会計年度の連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映していない。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本風力開発株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、日本風力開発株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月12日

日本風力開発株式会社

取締役会 御中

## 日之出監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 星川明子 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 榎正規 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本風力開発株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本風力開発株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 強調事項

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、平成25年4月18日付で、東京地方裁判所に、有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起している。また、平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は課徴金3億9,969万円の納付命令を発出するよう勧告を行っている。訴訟及び課徴金納付命令に関する審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があるが、現時点において判決等が確定していないことから、当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表には課徴金納付による損失は反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年2月12日開催の取締役会において第6回無担保社債(私募債)並びに第三者割当による第7回及び第8回新株予約権を発行する決議を行っている。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月28日

日本風力開発株式会社

取締役会 御中

### 日之出監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小田 哲生 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 星川 明子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本風力開発株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本風力開発株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において、営業損失3,279百万円、経常損失3,245百万円、当期純損失4,722百万円を計上しており、当事業年度においても、最終損益は3,225百万円の当期純利益となったものの、営業損失1,546百万円、経常損失411百万円を計上し、継続して営業損失及び経常損失を計上している。これらにより、会社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 追加情報に記載されているとおり、会社は、平成25年4月18日付で、東京地方裁判所に、有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令取消の訴訟を提起している。この訴訟の結果、会社の主張が認めれた場合には、会社は財務諸表を訂正する予定である。また、平成25年3月29日に証券取引等監視委員会は課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っている。訴訟及び審判手続の結果、課徴金納付による損失が発生する可能性があるが、現時点において判決等が確定していないことから、当事業年度の財務諸表には課徴金納付による損失は反映していない。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。